561
23

外務省情報部編纂

國際事情

續編 第九

561
23

凡例

一、本書は、昭和十一年後半より同十二年九月迄に刊行された外務省情報部「國際事情」に就て適宜取捨按配したものである。

一、本書の編輯略ぼ終らんとせる際、支那事變の突發を見た。「東亞方面」の部に(9)を追加した所以である。

一、索引は都合により之を省略した。

昭和十二年九月　日

編者

國際事情 續編第九

目次

（一）原料資源問題

1 殖民地の再分配……（一―一四）

2 原料問題解決試案……（一五―三七）

（二）國際協定・國際紛爭・其の他

1 倫敦ロカルノ會議……（三八―六五）

2 壽府ロカルノ會議……（六六―八四）

3 對伊制裁撤回顚末……（八五―一一九）

4 倫敦海軍會議要領（一九三六年）……（一二〇―一三四）

5 歐洲主要政治條約關係圖解……（一三五―一六六）
（三）各國事情
A、歐洲方面
1 ニユルンベルグ大會……（一六七―二〇〇）
2 共産黨からくり……（二〇一―二三一）
3 續共産黨からくり……（二三二―二五二）
4 日獨防共協定……（二五三―二九〇）
5 佛蘇接近より互助協定まで……（二九一―三二三）
6 最近の蘇獨關係……（三二四―三四七）
7 平行本部事件の側面觀……（三四八―三六九）
B、東亞方面

1 蒙古ラマ教の話……（三七〇―三九五）
2 英國人の觀たる蒙古の現狀……（三九六―四一二）
3 蘇聯中亞の現狀……（四一三―四三八）
4 五全大會、一中及二中全會（附、中國國民黨組織系統及重要職員表）……（四三九―四八〇）
5 中國國民黨第五期三中全會……（四八一―五〇三）
6 ビルマ統治法の沿革と政治運動……（五〇四―五三三）
7 アフガン國の近情……（五三四―五五二）
8 最近のベルシヤ事情……（五五三―五七一）
9 支那に於ける抗日團體とその活動……（五七二―六〇〇）

一 殖民地の再分配

序文

一九三六年三月三日、獨逸の外交協會で英の外交協會主幹トインビ教授を招き殖民地問題に關する講演を聽くことになつた。「殖民地の再分配」はその筆記であつてハンブルグの外交月報に掲載されたものである。

標題は殖民地の再分配となつて居るが、一般論のうちには獨領舊殖民地の還附を中心としたものであり、問題は限局されて居る。殖民地問題の世界的に論議せらるゝ今日、殖民地再分配に關する英國一部の意見として參考に資すべきものも少くない。殖民地問題の世界的に論議せらるゝ今日、殖民地再分配に關する一個の意見として紹介するのである。教授の講演は頗る婉曲で含蓄の深いものであるが、その所論に對しては各方面又別に議論があらふと思はれる。

一、殖民地問題の精神的方面

他國に參りまして重要な外交問題についてお話をする場合には二つのことを頭の中に入れて置かねばなりません。一つは其の國の立場を理解することで、他の一つは自分の國の立場を明らかに說明することであります。

私は本夕殖民地問題に對する英國現在の地位又は立場といふことについてお話したい。私共は殖民地を澤山持つて居りますが諸君は一つもお持ちになつて居らぬ。そこで先づ殖民地を所有することの利と害とをお話し申上げたら御參考にもなり、又殖民地問題についてのお考へにも資するところがあらふかと存じます。

英人に對して殖民地再分配の話を持ち出される方は無論英國に對して殖民地の分配を要求せられるのであつて、今日唱へられて居る再分配論が實現されるとすれば英の殖民地は現在に比して遙かに少いものになるのであります。殖民地の話が出ると英國人は殖民地は荷厄介でうるさいばかりだと申します。そこでそれをお聞きになる方々は英國人は僞善だと申されます。私の信ずるところに依りますと、此の英人の僞善といふ言葉は獨逸で見付られたものでなく、確かにはじめにこんな言葉を使つたのは佛人であつたと思ひます。何れにもせよこの言葉が度々繰り返される以上、他から觀たら英人に僞善と思はれるものがあるかも知れません。併し自分で自分の姿を見ることは出來ませんから、誤つて居るかも知れませんが、少くとも我々は自分で僞善であるとは思つて居りません。それだけに或は餘計僞善的だと思はれるかも知れません。かう申しますと諸君は兎に角殖民地なるものが英國にとり夫れ程役に立たないものならば、一層投げ出した方がよいのではないかと反問されるでありましようが、それに對しては私は即座にはつきりお答する。「否！どんなことがあつてもそれは出來ない」と。

私は取敢えず我々が殖民地を大切にする所以をお話し申上げます。則ち實質的方面と精神的方面のことであります。のと心理的なものとの二つに分けて考へて見度いと思ひます。

御承知の如く英國には多くの殖民地がありますが、國に殖民地のあることは英國人にとりては不思議なことでも

何でもなく、英人は殆んど氣にもとめて居らぬ。夫れ故に失くして見なければ殖民地の有難さが英人には判らないと言へるかも知れません。扨て右に擧げました殖民地の價値のうち大切なのは寧ろ精神的方面のことでありまして、之を度外視したら殖民地問題の解決は困難と思はれます。他國に殖民地があつて自分の國に殖民地がないとなると、列强から仲間外れにされたといふ感じが起つて來る。そして更に體面問題といふやうなものがそれに加はつて來て甚だ面倒である。ウエルサイユ講和會議で我等は獨逸人は殖民地を所有する資格がないといつて之をとり上げたのである。當時は我國に於ても之を非とする少數の識者はあつたのであるが、大勢奈何ともする能はずしてウエルサイユ條約は出來上つて了ひ、それが禍因となつて歐羅巴は今日でもごた〳〵して居るのであるが、昨今では我國でも獨逸人の精神的不滿について次第に理解が深まつて來るやうであります。

二、殖民地領有の利益

私はこれから殖民地領有の物質的方面について話を進め度いと思ひます。殖民地領有には古來三つの利益があります。則ち母國と風土を同うする殖民地を有する國は過剩人口をそこへ移すことが出來る、これはこの種の殖民地の最も優れた點であります。次は殖民は出來ないが、行政官吏又は商人として白人の活動出來る殖民地であります。最後は母國の市場となり、同時に母國に產出せざる原料の供給地たる殖民地であります。

扨て戰後世界に捲き起つた最大變革の一は歐羅巴人の海外移住が不可能となつたことで、北米合衆國、ラテンアメリカのみならず、英國自治領のカナダ、濠洲、ニュージーランドも同じく移民を禁止して居ります。これは歐羅

巴にとり非常な打撃でありましてこの點では他の諸國ばかりでなく、英國も同じく惱んで居るのであります。私は生粋の英國人でありますが、カナダへ行くには他の諸國人と同じくパスが要り、手續の面倒なことも諸君と毫も異るところがありません。一九二六年戰後はじめて私はアメリカへ參りました。當時英國政府はウエールスの坑夫を二千人カナダへ送りました。カナダでは屹度移住させてくれるだらふと思つたのでありますが話が纏まらず、その儘本國へ向け送還されて結局國庫は旅費だけ損をしたことになつたのであります。然るに同時に彼地へ行つた數萬の獨逸の農民は先方に落付いて、カナダに土着することになりました。獨逸へ參りますと、英國は世界の四分の一を領有してゐるではないかと申される方が澤山ありますが、それらの方は良くこの事實をお考へにならんことを希望します。海外移住の惱みでは英國は他の歐羅巴諸國と同じであります。古來歐羅巴人の移住に適する殖民地は殖民後間もなく本國から獨立して終ひます。アメリカがその第一の例であつて、カナダ、濠洲が第二の實例であります。カナダも濠洲も今日では自治政府を造つて殆んど獨立國と云つて良い地位を占めて居ります。從つて殖民地といつても本國人の自由に移住の出來るのは長くて五十年乃至百年の間であつて、それが過ぎると、獨立して本國からの移民を禁止することとなるのであります。

次は移民は出來ないが行政官や商人として活動し得る殖民地であります。世界戰爭以前までは英國では大學を卒業すると、どこかに地位があつて就職に多くの困難を感じなかつたものでありまして、仕方のない者でも印度へ行けば官吏や軍人になれたものであるが、昨今は事情が異つて參り、あちらあたりでも、印度軍隊の印度化といふことが唱へられて居り、英人の働く餘地が次第に縮少されて居りますから他日完全な自治政府が出來、カナダ、濠洲と同じやうになれば、印度も亦本國の望むやうには動かなくなるでありましよう。御承知の如く英國の殖民地政策は間接統治でありまして、今日では文化の稍進んで居るところではアジヤの殖民地にも之を適用し、アフリカに於てさへもリユガード卿の如きは同じく間接統治の方策をとり、原始的な土人に對しても彼等の自治に委ねるといふ有樣であります。これ等の地方では今後五十年乃至百年は依然として白人が統治の主體となることでありましようが、こゝでも英國人だけの支配はもう御終ひになつて居ります。

それにも係らず行政官のさばき口に就て申せば殖民地のない他國に比して英國に頗る有利であります。私には ボン大學を卒業した一人の息子があります。此の子は幸にして殖民地のある英國に生れたものでありますから、內地で職が得られなければ海外に出るといふ强味を持つて居ります。此の點內地に限られて居る同僚の獨逸の學生に比し惠まれた地位にあるものと申すことが出來ます。而て之がまた殖民地を有する國の强味でありまして之については諸君のうちにも甚だ御不滿のあることと存じます。

殖民地領有に伴ふ利益としては更に本國品の市場たること、本國工業原料の供給地たること等の經濟的利益がありまます。今日何れの國でも殖民地を有する國は門戶開放を標榜して居りますが假りに門戶開放が實際に行はれると致しましても、その地の行政が英國とか佛國とかその殖民地を有する國の掌中にある以上、どうしても夫らの國々の人が便宜を與へられるし又同じく貿易といつても同國人であれば言葉も習慣も同じであるから、非常に便宜である。之れ又殖民地を有する國の特典といつて然るべきと思ひますが、大戰以後は殊に本國で殖民地貿易を獨占しようといふ傾向が强くなつて來て居ります。

次は大戰前にはなかつたことで今日になつて非常な强味だと感ぜられるに至つた利益が一つあります。それは、爲替關係であります。今日のやうに爲替の動搖の甚だしい時に當りましては母國と殖民地が同樣の通貨を使用して居るといふことは此の上もない便宜なことでありまして、他の國では原料を買ふにしても先づ爲替の換算に於て非常な不利と不便とを感じなければなりません。

扨て今度は殖民地領有に關する精神的方面であります。これも私は英國人としての立場から申上げるのでありますが、殖民地の價値を論ずる場合になりますと、英國人は殆んどこの方面のことを考慮に入れない傾むきがある。それは英國に殖民地のあることは當然のことゝ思ひ込みそれが永らく習慣となつて來た爲でありまして、殖民地がないといふことは英國人には殆んど考へられないし、殖民地を持つて居なかつたり或は又持つて居た、殖民地を喪つたといふやうな苦痛な感じは英國人には想像がつかない。波蘭の如きははじめから殖民地がないのであるから、今日殖民地がなくても何とも思はないでありましようが、獨逸の如きは嘗て殖民地があつて、それを喪くしたのであるから、殖民地に就ての精神的な惱みは一と通りでないと察せられます。

一七八三年則ち今日より約百五十年前には英國も當時持つて居た殖民地の大部分を喪失したことがあります。當時英國は四面楚歌で、その結果講和會議となつたのでありますが、あのときの講和會議と一九一九年のウエルサイユの講和會議とを比較しますと、十八世紀は二十世紀に比し遙かに人道的であつたことを發見するのであります。かくて一七八三年には英國はアメリカの殖民地を失つた。これは殖民地喪失としては類例のない大きなものでありまして、おまけにカナダまで喪くしようとしたのでありますが、それにしても英國は總ての殖民地を失

つたわけでなくアメリカを喪つたけれども、その代りにカナダ、ベンゴール、マルタを手に入れ、その後二三十年の間に復び大きな殖民國となつたのであるから、アメリカ喪失の打擊は大きかつたけれども諸君程の苦痛は感じなかつた、從つて殖民地は奪はれ歐羅巴大國の列に加はることが出來なくなつたといふやうな惱みは英國人の容易に想像のつかないことであります。

三、變化した英國の地位

扨て殖民地領有にはこれまで述べたやうな利益はあるが、さうかといつて殖民地さへ持つて居ればよいといふ譯には行かぬ。殖民地を持つて居ても都合のわるいところもある。これが最近英國內にも殖民地再分配などの議論の起る所以であつて、一から十まで利益づくめのものであつたら殖民地を多く所有する英國に殖民地分配などの議論の起るわけはない。大ざつぱに勘定すると、自治領のドミニオンをも入れると英帝國は面積からいへば地球表面の四分の一、人口からいふと世界總人口の約五分の一を占めて居りまして英國は此の面積と人口とに對して統治の責任を負うて居るのであります。ところで此の殖民地帝國の建設は十八、十九の兩世紀では割合に容易であつたのであります。當時英國は大陸の戰亂に乘じて海上の覇權を獲得し、世界を橫行して良いところがあると、それを發見しては占領して行つたのでありまして占領後に之を維持して行くことも容易でありました。而てそれらの殖民地は今日でも所有して居るのでありますが、之を所有する條件が戰術的方面でも經濟的方面でもすつかり變つて來た。以前はどこの國でも殖民地に對して多くの關心を持たなかつた。佛、蘭の二國は政府としては

海外にも別の世界の存することを知つて居りましたけれども、國民の大部分は殖民地といふやうなものが念頭になく、無論之が爲めに英國の向ふを張つて競爭をしようといふやうなことを考へもしなかつた。ところが獨逸帝國の勃興以來形勢が一變し、獨逸が先づ殖民地の獲得に乘り出した。然るに今日では大國といふものが歐羅巴以外の國でかりでなく、列强と稱せらるるものの二つは歐羅巴以外の國であります。それは日本と米國とであります。加之英は永く海軍を賴みとして來たのでありますが、今日では空軍といふものが之れに代らんとして居る。而て空軍の世界となれば、英國は最早昔のやうに島國の地位を賴むことが出來なくなつて參りまして。今日では欲すると欲せざるとに係はらず大陸に結びつくの外はなくなつて來て居る。そこで我々は右のやうな危險を自覺するとともに殖民地問題もこゝで怎うにかしなければなるまいと考へるやうになつて來たのであります。これは極めて利己的な考へであるには相違ないが、又止むを得ない自然の結果でもあると考ふべきであります。目下のところは資源の乏しい國も他の方面をねらつて居るから、英國が直接の脅威に面して居るとは云はれません。國が强くて資源が乏しい、さりとて平和な手段で殖民地を獲得する望がないとなると、武力で之を得んとするのであるが、そんな場合には先づ弱い國に手をつけ、强い國を避けるのが常である。日本は今や滿洲を襲ひ、これからロシヤに手をつけようかどうしようかと考へて居る。日本人はロシヤは英國より强いが獨逸より弱いと見てゐる。而て伊太利はエチオピヤを攻略中である。今後更に國際の秩序が亂れて來ても、當分弱國だけが犧牲となるのであろうが、さうなれば英國でも不安を感ぜずには居られなくなる。大英殖民帝國の分割はエチオピヤの攻略などとは比較にならぬ程有利なものであります。

今假りに世界の各國を「持てる國」と、「持たざる國」とに分ければ、獨逸は「持たざる國」である。而て持たざる國は不滿であるから、獨逸は勿論世界の現狀維持を欣ばない、我々英國人と雖もいつまでも現狀が維持して行けるものとは考へて居らぬ。先き程も司會者の述べられた通り變動は人類の生命でありまして、それが平和的に行はれなければ、力に依つて遂げようとする。文明社會では毎日不知不識の間に大きな變動が行はれて居る。併しそれが國內のことである限り普通は平和的に行はれるが、國際關係では未だ野蠻な風習が殘つて居り、國際間の變動則ち勢力の移動は多く戰爭によるのである。そこで我々はこの變動を平和的に遂行するといふ考を國際問題の處理にも適用するやうにし度いと考へて居るのであります。則ち國際問題に於ても法に依つて進退したいといふのが我我の希望であつて、殖民地を多く持つて居る英國としては、殖民地の處分も國際問題として平和的手段に依つて解決されんことを希望するのであります。濠洲やカナダや印度に自治を與へることは英國としては苦痛であつたが、それでも止むを得ないとなれば潔く之を認めた。國內で憲法について問題の起つて來るときでも英國人の態度はいつも妥協的である。從つて殖民地の問題と雖も之を他國とともに平和的に解決するといふやうになれば英國人にはそれ程の反對はなからうと思ふのであります。

四、殖民地問題解決の方案

然らば殖民地問題は之を物質的方面と精神的又は心理的方面で第一に問題となるのは移民問題であります。私はよく申して居ることでありますが、リウアプールとハンブ

ルグとは古來移民輸送を獨占して居た港でありまして、移民の總てはリウアブールでなければハンブルグから出て行つたのでありますから、現今の如くに移民禁止になれば、先づ打撃を蒙るのはハンブルグであつて此の點深く當市の諸君に御同情申上げます。

そこで私が獨逸に參りまして第一に氣のついたことは國民團結の極めて固いことであります。若しどこの國も同じやうになつたならば歐羅巴の地位は著しく強固となるのではないかと思ひます。さうなつても歐羅巴の諸國が共同戰線を張つて米國やアルゼンチンに移民の禁を解かせることは容易ではありませんけれども、獨逸や英國やスカンヂナウイヤの諸國が歩調をそろへて米國、アルゼンチン、カナダなどの諸國と膝を交へて話をしたならば、現に之等の諸國も私どもと同じく經濟不況に惱んで居るのであるから、遂には世界不況の原因の一は確かに歐羅巴移民の禁止であつたことに氣がついて來るのではないか、さうしたら恐らく先方でも再び國境を開いて歐羅巴移民を入れることになりはせぬかと思ふのであります。而て此の問題については英と獨と伊とは共同の利害を有して居るのであります。

次は熱帶殖民地の問題であります。我々は現在東阿のケニヤ高地に移民を送つて居りますが今日まで彼處へ參つた白人の移民は二三千人を出ません。又エリトリヤでは伊國が移民をなして居りますが、之れ亦白人といつては三千人あるかなしかであつて、要するに白人の大量移住地としてはアフリカの熱帶高地は問題にならないのではないかと思はれますが、幸ひこれらの地方には殖民地行政といふ白人の働く餘地が殘つて居りまして、曾ては殖民地を有して居たが今日では之を有して居ない國の青年達をそこで働かせるとしたら大に感情が和らいで來るのではないかと思ひます。而て此の點では殖民地を餘分に持つて居る國は大に讓歩して他國のものにも之を開放するといふ度量を示さねばなりませんし、又殖民地のない國はそれを要求しても良いかと考へます。

五、殖民地問題と英の輿論

殖民地に對する英國人の態度は、さき程もちよつと申上ましたが、大體英國人の考へは三つに分れて居ると思ひます。その一は國際聯盟主義者とも申すべき人々でありまして、專ら國際平和といふことを念として居る。この人々は獨逸に舊殖民地の一部を還付すべきであると論じて居るのみならず歐羅巴の青年を官吏としてアフリカで活動させようといふ考も之等の人々の考案であります。則ち支那の海關稅務司では一定の割當に依り歐羅巴人も米人も日本人も官吏となつて働いて居ります。此の制度をアフリカの殖民地にも適用し、適當な割當を定め、歐羅巴各國の人間をアフリカで働かせたらよからうといふのであります。

その二は殖民地のない波蘭人でもチエツコスロワキヤ人でも殖民地のある他國の人間と同じやうにアフリカの事業に參加が出來ることになる。獨逸では國際聯盟はあまり氣受けが良くないやうに見受けますが、國際聯盟へ持ち出したら之等のことについてはいつでも適當な具體案が工夫されるだらうと思ひます。

第二は少數ではあるが頗る有力な人々の意見で、リユガード卿の如きはその代表的な一人であります。この人は多年實地の經驗に依りアフリカの統治又は行政に就て精細な意見を有し斯道のオーソリチーと目せらるる人

人でありますが、その考へ方は歐羅巴の事情を考慮に入れずアフリカ中心で物を考へる傾きがある。アフリカに永く居てその地の行政に從事して居るとどうしてもアフリカの土人びいきになるのでありまして、之等の人々のいふところによると、アフリカでどこかの地方を開發するには百年はかかる、而て之等の人々はアフリカの殖民地を治めるのは自分達の他に適當な人がないやうに考へて居り、我々が諸君から取り去つた殖民地についてもいろ〳〵意見があるのであるが、畢竟するにリユガード卿一派の人々は、假りに殖民地を讓渡するにしても土人の苦しまないやうな制度を完成してからでなければ現在の殖民地を他國の手へ讓渡することは出來ない、と主張するのであります。

第三は私共の所謂ダイハーヅと稱する人々でありまして、これは極めて簡單明瞭で、殖民地は我等の力に依つて得たものであるから、之を持つて居るのは當然である、他國に讓渡するなどは思ひもよらぬことだ、といふのであります。

六、獨領舊殖民地の還附

そこで英國の輿論を動かす外交の鍵は、リユガード卿の如くに、土人に同情を有する人々に對し殖民地の讓渡があつても土人の不幸にならないことを知らせて安心を與へることである。私は國に居ります時屢〻次のやうなことを聞かされました。獨逸に殖民地を還付しても良いが、それは獨逸側で我等のやつて來たと同じやうに土人を親切に扱ふといふ保障を與へなければならぬ。それがなければ還付は出來ないといふのであります。諸君の立

場から云つたら怪しからぬことだと仰せになるかも知れませんが、事實英國では此の點を懸念する人が少からずあるのであつて、此點で安心がついたら大分英國の輿論も變つて來るのでないかと思ひますから、隱さずに申上げるのであります。戰爭すべきであつても戰爭をなさず、平和に談をつけて行くといふことは要するに相互の理解を深めるといふことに歸着するのでありますから、特にこゝに此の點を申添へるのであります。

一部の人々は土人の感情は賣買の出來る商品のやうに取扱つてはならぬと申しますが、之も尤もなことと思ひます。數年前のことでありますが、戰債問題の未だ矢釜敷かつた當時、英國は對米戰債の支拂として西印度を米國へ讓渡すべしといふやうな說が行はれました。我等は之に對し黑人と雖も家畜や奴隸のやうに無雜作に他國に渡すことは出來ない、そんなことは罪惡であるといつて西印度讓渡說に反對したのでありますが、先頃私はハイドパークで一人のネグロが民衆に向つて演說をなして居るのを聽きました。御承知の如くハイドパークでは誰でも演說をやつて差支ないのであります。聽衆は無論英國人でありますが、件のネグロは西印度生れで立派な敎育のある男でありました、そして申しますには、西印度は英國にとり荷厄介には相違ない、それは私共も良く承知して居る、併しそれだといつて我々を他國へ渡してくれては困ると、さういふのであります。私の考へに依りますと、土人の此の感情は決して無視してはならない。從つてリユガード卿のやうな人々に殖民地還付を納得させる爲にはどうしても還付されても土人の不幸になることなく、土人は英國の治下にあつた時と同じやうに叮寧な取扱を受くるといふ安心を與へることが第一に必要なことである。今日では殖民地還付に反對する人はリユガード卿の所說を唯一の根據とするのでありますが、卿は正直な人であり、口にいふところは心に思うて居ることであ

つて、表裏がないのであるが、他の人々は卿程正直でなく、必ずしも心にさう信じて居るわけでなくとも、卿の所論を假りて反對の爲めの反對を試みて居るのである。

恐らくは總ての國で殖民地に對して同じシステムを採用するなら（則ち獨逸が英國の現にやつて居る殖民制度の繼承を承諾するならの意なるべし）殖民地還付に關する協議はうまく纏まるであらふ。私は何とかそこに路が拓けるものと思つて居る。私は來るべき會商に於て殖民地の經濟的價値に關する問題ばかりでなく、特にその精神的方面が議せられんことを希望して居る。殖民地の經濟的方面に於て妥協のつくことは通商貿易の上から極めて望ましいことには相違ないが、それだけでは諸君の持つて居らるる精神的方面の不滿を癒すことは出來ない。經濟上の讓歩だけでは恐らくは殖民地問題の根本的解決とはならないであらふ。（終）

（一九三六年六月十五日）

2 原料問題解決試案

緒言

近代經濟生活の基礎を爲す原料の獲得問題は、產業革命以來經濟學者、實業家、政治家の間に叫ばれて今尙ほ解決を見ない問題である。然り乍ら大戰以前迄は問題は今日程差し迫つたものではなかつた。外國市場開拓、原料資源の開發を繞つて各國間に可成りの競爭があり、殊に資本主義生產の組織が英國より歐洲大陸に及び更に新大陸に波及するに及んで、國際間の經濟競爭は猛烈となり、それが爲に十九世紀末一部に植民地獲得の競爭さへも行はれたが、大體から云へば貨物の交易、移民又は資本の輸出に仍り、各國は自國產業に必要な物資を得ることに左したる障碍をも感じなかつた。英國を始めとして世界は國際自由貿易の時代に入り、同世紀の下四半期には保護貿易の傾向が强くなつたにも係らず、貨物の交易は今日の如く輸入制限や差別待遇に仍つて妨害されることとは決してなかつた。原料の乏しき國は自國の土地や工場の生產物を輸出し、國內資源に比して人口過剩な國は外國に移民をなし、資本は大量的に國際間を移動して新興諸國の經濟開發を助成し、夫等に仍つて原料問題は解決されて居た。而して國際貿易は急速不斷に膨脹し、各國は漏れなく其の惠に浴した。

然るに今日では情勢が一變した、國際貿易高は際立つて低下した。法外な關稅や、割當や、爲替制限、清算協定等に依り貨物の交易は阻害された。特惠關稅制度は强化された。世界は物々交換の原始的方法に舞ひ戻つた。

人口過剰な國は最早や移民と云ふ安全辨がなくなり、長期に亘る對外投資は今迄の投資に對する支拂が停止されるに至つて行はれなくなつた。經濟的ナショナリズムが勝を制して國産奬勵の聲が高く、勞働者も自國民を使用し、海運でも專ら自國船に依ることとなつた。斯くて國際貿易が萎縮し、多くの國が基礎的原料を輸入するに必要な外國爲替を得ること能はざるに及び、原料を多分に所有する國は各國の羨望嫉視の的となるに至つた。「持てる者」と「持たざる者」との對立狀態は益々激化して、それが國際不安の根本的原因の一となつた。「プロレタリアン・ネーションズ」と稱する國々は世界富源のより以上の分前を要求して止まない。日本は滿洲を征服し、伊太利はエチオピヤを併合し、獨逸は舊植民地の返還を要求してゐる。それ程强力でない爾餘の諸國も機會均等主義を楯にして、原料の公平なる分配を要求したがつて居るのは事實である。

一九三五年九月十一日の聯盟總會に於ける演說で、ホーア英外相は原料問題が世界不安の原因であるならば、その解決方法を考究して不安の原因を除くべきであると述べた。本文は即ちそれに答へんとするものである。從つて研究は原料の地理的分布のみでなく、原料の利用を妨害する諸要素にも及ぶべきである。更に原料が豐當であり、其の上價格も飛び抜けて安くなつて居るにも係はらず、多くの國が原料飢饉を訴へて居るのは怎う云ふ譯か、而して之を解決する方法は奈何、之が本論文の研究題目である。

一、基本的原料

各國の原料關係を決定するに當つては、基本的原料と第二義的原料とを區別せねばならぬ。原料の輕重を學術

的に決定するのは不可能であるが、石炭、鐵、銅の三原料が近代工業の基礎的要素である事には疑がない。石炭は今日も依然として動力の主要源泉であるのみならず、石炭がなくては鐵、鋼の廉價な大量生産も不可能である。他に石油や水力電氣もあるが、動力の生産に付て僅に石炭の補助となるのみであり、鐵、鋼の熔解精錬には大した役割を持たない。良質のコークス用石炭は殊に重要な原料であつて、鐵鑛熔解の基本燃料であり、副産物の硫酸アムモニヤ、ベンゾール、コールタールは化學工業上の重要物資である。石炭に次いで或は夫と同等の地位にあるものは鐵であつて、鐵鑛の熔解といふことがなかつたら、石炭の利用範圍も縮少されて來よう。銅は完全な る電氣の良導體として電氣工業には缺く可からざるものである。其の他の金屬中用途の多きことに於て銅に近似せるものは鉛と亞鉛で、鉛は錢に次いで用途が廣く、亞鉛は電氣鍍金や、眞鍮、薄板製造に使用されるのみならず、其の泥成物は繪具染料、藥品の調製に用ゐられ、鑛石から金や銀を分析することにも使用せられる。アルミニューム、錫、ニッケルも原料としては貴きものであつて、アルミニュームの輕量性は、運輸工業殊に空輸に於いては最も必要ばかりでなく、電氣の良導體として近頃は銅と競爭する如うになつて來た。錫は近代鑵詰工業上重要な地位を占め、ニッケルは鋼の合金としてこれ亦一つの主要原料である。

右の重要金屬と殆ど同位にあるものに石油がある。今日では米國に於いて使用される動力の四分の一以上は石油である。硫黃は化學工業に必要な硫酸の製造のみならず、ウツドパルプや、紙や、ペンキ、ワニスの工業、護謨の硬化に使用せられ大切なものである。植物性原料の中では護謨は勿論として、棉花、羊毛、生糸、植物性油等は重要なものである。植物性油は獸脂の利用に仍り近頃稍價値を減じて來たが、それでも尙三十有餘の用途を

有する。例へば石鹸、ペンキ、ワニス、人造バタ、藥品、香水、コスメチツク等に使用されてゐる、最後に木材。殊にパルプウツドの如きも貴重な原料のうちに算入されるものである。

以上擧げ來つたものは、所謂基本原料の主要なものであつて、それ以外の原料は第二義的原料である。但しマンガン、クローム、タングステン、モリブデン、アンチモニー等は產出は少ないが、合金として鋼に硬度や强靱性を與ふるに缺く可らざるものであり、纖維植物の中ではジュート、大麻、亞麻は原料として除外する事は出來ぬ。その他硝石、燐鑛、ボタッシュ、黑鉛、水銀も貴重な原料である。

二、地理的分布の不公平

然らば以上主要原料の地理的分布の狀態如何？生產の諸統計を見れば、多くの國は近代工業の基礎たるべき殆ど凡ての基本原料に缺けてゐること明である。パルチツク、バルカン、スカンヂナビヤの各國は比較的原料に貧弱である。强國に關しては下記附圖（卷末）が說明してゐるやうに、「自治領を含む英帝國は各種に亘つて多量の原料を產してゐる。米國は夥しき原料を產する事では筆頭であり、蘇聯も亦可なり多くの原料を產出する。此等三國に比較して獨逸は貧弱らしく見えるが、獨逸は石炭の大產出國である。而も獨逸の石炭はコークス用としては最も優秀なものである。其の上獨逸は地理的に佛國、瑞典の鐵を利用し得るから、重工業を營むに不自由を感じない。佛國も獨逸に比し富源に當むとは云はれないが、國內に於いては鐵、アルミニユームの原料であるボーキサイト（ボーザイト）を有し、屬領には多量のニツケル、クローム、燐鑛、黑鉛を產するが、唯だ石炭は產出

も充分でなく、コークスとしても劣等である。石炭、鐵、銅、石油を少しも產出せざる伊太利は確かに所謂「プロレタリアン・ネーションズ」に算せらるべきものであり、稍多量に產するものは僅にボーキサイト、硫黃、水銀、大麻、生糸、オリーブ油であるが、此等の產物は何れも第二義的なものである。日本の基本的原料も亦不充分である。」

三、植民地の問題

然らば原料の源泉としての植民地領有は如何なる價値ありや、此の質問の答には、英國自治領及印度は除外せられねばならぬ。即ち自治領は實際的には獨立的のものであり、印度は明に獨立への途上にあるからである。殘りの植民地は全部を集めても、產出する原料は世界の需用する原料の幾分にも當らぬ。石炭や鐵は全然產出せず。他の重要鑛物の中ではニツケルが世界總生產額の一割、銅、ボーキサイト、マンガンが一割乃至二割、黑鉛とタングステンが二割乃至三割、クローム鑛が二割乃至五割、落花生、椰子及椰子實油の如きものである。纖維材はフイリピンに麻の大生產があるのみで他は何れも僅少であり、北アメリカは二割九分八厘、蘇聯を除く歐洲が三割二厘に對し、北アメリカ大陸の一九三四年度の原料產額は、世界總產額の三分六厘に過ぎないのに於て消費せらるる事少なく、世界の需用に提供されることを注意せねばならぬ。併し乍ら植民地の原料は植民地內國別的に見るならば護謨、銅、錫、マンガン、クローム、タングステン及び多くの植物性油を產する英の植民

地は疑もなく最も優良なものである。和蘭の植民地も亦比較的原料が豊當で、石油、錫、ボーキサイト、護謨、コプラ、椰子油を産し、アルゼリアを含む佛領アフリカ植民地はニツケル、クローム、燐鑛及び二三の植物性油を産する。日本の植民地に至つては今日迄これと言ふ原料の産出がなく、日本の保護國である滿洲の大豆は殆ど獨占的であるが石炭、鐵は極少量である。其の他銅の一大産出地である白耳義領コンゴーを除けば伊太利、西班牙、葡萄牙の植民地は何れも原料が貧弱である。目下委任統治となつてゐる獨、土の舊植民地も重要なる原料としては一つも産出せず、オリーブ油、椰子油は世界總産額の五分、コプラは七分乃至一割、燐鑛は三分乃至六分で、タンガンイカのシサールだけは世界總産額の三分の一を占めてゐる。

以上は原料の現在の産額であるが、正確に云へばこれだけでは各國原料資源の比較とはならぬ。それは生産統計は埋藏量を勘定に入れて居ないからである。例へば歐洲は目下世界の石炭需用額の半を供給してゐるが、埋藏量は世界の埋藏量の四分の一より稍多い程度に過ぎない。同樣に米國の石油産額は埋藏量に比して多過ぎてゐる。併し乍ら之等は極端な例で、大體から云つて今後とても各國原料分布の狀態には大なる變化があらうとは思はれない。

右の如く現在の生産統計表は原料分配の不平等なことを明にはするが、これだけではどの程度に各國が自國の要求原料を滿足させる事が出來るかは判らない。此の目的の爲には輸出入の關係を調べねばならぬが、それだけでは尙不充分である。何となれば農業國が原料を輸入しないとて、それで自給自足が出來てゐることにはならぬ。寧ろ大規模の工業化が出來てゐない爲とすべきである。且又原料に豊富な國は食料に乏しきものである。從

て原料、食料其の他鐵、鋼、化學品、機械の如うな半製品や完製品の輸入關係を考慮するに當りても以上の事項を斟酌せねばならぬ。斯の如くにして始めて公平な判斷が出來る。

國內に物資の豊かな事、米國を第一とすることには疑がない。石炭は餘り、鐵鑛は充分自足が出來る。石油、銅、硫黃、棉花、亞鉛、燐鑛、植物性油は國內の需用を滿たして之も尙餘りが有り、鉛と雲母も充分であるが、硝石、ボーキサイト、羊毛は相當に輸入せねばならず、タングステン、ボタツシュ、水銀も外國からの輸入に俟つ必要があり、護謨、マンガン、ニツケル、クローム、アンチモニー、錫に至りては殆ど産出しない。一般に食料は十二分に産する。

蘇聯も亦主要原料が豊で、鐵鑛、石炭は輸入の必要なく、石油、マンガン、クロームは餘分に産し硫黃、棉花、羊毛、燐鑛、水銀は自給が出來る。之に反し銅、鉛、ボーキサイト、亞鉛、ボタツシュは外國から輸入せねばならぬ。護謨、ニツケル、タングステン、アンチモニー、錫は全部輸入の必要がある。食料品は米國同樣十二分である。

英本國は只石炭を充分に産する丈で食料は大いに不足してゐるが、自治領を含む英帝國全體としては富源に惠まれて居り、鐵、亞鉛は自給が出來、石炭、護謨、マンガン、鉛、錫、ニツケル、クローム、羊毛、黑鉛、雲母は餘分に産するが、石油、銅、棉花、タングステンは不足し、水銀、アンチモニー、ボタツシュは全部と云うて良い程外國からの輸入に仰ぐ。食料は自治領のもので充分である。

佛は廣大なる植民地を考慮に入れても原料關係は良くない。鐵鑛とボーキサイトは餘分に産し、石炭は不充分

でクローム、ニツケル、黒鉛、植物性油は潤澤であるが、石油、銅、護謨、硫黄、鉛、亞鉛、錫、水銀、タングステン、雲母は全部又は大部缺けてゐる。食料は自足出來る程度である。

獨逸は石炭とボタツシユとを除き他の鑛物は何れも充分の産出がなく、亞鉛は國內需用の約半分を産するが、鐵鑛、石油、銅、鉛、硫黄、羊毛は國內の需要を充たすに足らず。ボーキサイト、護謨、マンガン、ニツケル、クローム、タングステン、アンチモニー、錫、水銀、雲母に至つては完全に缺けてゐる。國內の食料供給も亦不充分で油や、ヘツトは殊に是非とも輸入されねばならぬ。

伊では基礎的な鑛物原料の石炭がなく、鐵も極めて少ない、從つて鐵鋼、機械は相當輸入されねばならぬ。輸出する程餘裕のあるものは硫黄、水銀、亞鉛ばかりである。生糸、大麻、植物性油も充分であるが、鉛、亞鉛、アンチモニーは不足し、他の原料に至つては殆ど全部が外國に依存し、食料さへ多量の肉と魚とを輸入せねばならぬ。

日本は伊多利より稍勝れる程度で、石炭は充分であるが、滿洲國を加へてさへ、鐵鑛は不充分で、伊太利同樣に鐵、鋼、機械の一部を輸入せねばならぬ。硫黄、雲母、クローム、タングステンは充分で、銅も殆ど自足が出來る。然り乍ら石油、其他の原料に至つては殆ど全部輸入に仰がねばならぬし、食料も亦完全な自給は出來ぬ。

其の他の諸國も原料は貧弱である。チエッコスロバキヤは石炭を餘分に産するが、鐵鑛を缺き、アンチモニー、黒鉛は輸出する事が出來、水銀は充分に産するが他の原料は總て不足してゐる。波蘭も亦輸出する程石炭を産出するが、鐵鑛は殆どない。鉛、亞鉛は豐富で石油も充分であるが、其の他の原料は全部外國からの輸入に依存せ

ねばならぬ。

以上各國に就ての概略的な說明は決して盡されたものではないが、之に依つて最も豐富な資源を有する國でも或種の原料は外國からの輸入に仰がねばならぬこと、及び天然資源の分配が非常に不公平であることが判かる。而て天然資源の分配の不平等は主要國が本國以外の原料資源を商業的或は金融的にコントロールすることに依つて一層激化される。例へば世界鑛物總産額の四分の三は英米兩國商事團體にコントロールされてゐる。

蘇聯を除いては原料資源を所有するものは國家でなくて個人であり、商人は已れの利益を目的として開發し、內外人の區別なく賣り出して居るではないかと云ふものがある。然り乍ら一國の富は資源の多寡と資源を利用する國民の能力とに依存するは爭ひ難き事實であつて、國民の能力だけ高くても原料が缺乏して居ては充分の發展は出來ぬ。從つて資源開發の利益が國家に歸すると個人に歸するとを問はず、資源が豐富であれば國民の所得が增加すること明かである。次に多樣な原料を充分に所有してゐれば外國の獨占や、制限又は差別待遇を恐るるの要なく、反つて他國に關して差別的政策を實行することが出來る。更に外國から買ふべき原料が少ないから國際貿易の影響を受けることが少ない。最後に原料を豐富に所有する國は戰時に於ても非常な强味がある。

四、原料供給の障碍

原料の地理的分布が不公平であつても、原料の移動が自由であれば問題は起らない。然るに今日では夫が自由でないのである。原料移動の障碍が二種類ある、即ち一は原料の供給を制限したり、用途を變へたりするもので、

他は購買力の制限である。

二三の國では內地船を保護したり、或は國內原料を國內で精製する爲めに原料の輸出制限をやつてゐる。斯うなると關係原料は外國が買はうとすると高くなる。加奈陀、ニューファウンドランドがパルプウツドの輸出を禁止して米國の製紙工場を倒し、自國內に製紙工場を起しつつあるが如きその一例である。日本では國內樟腦精製工業保護の見地から樟腦の輸出を禁止し、葡領植民地では自國籍の船舶に依つて輸送されるか、又は葡國向と定まつて居る場合には原料の輸出稅が安くなつて居る。佛領植民地、ニゲリヤの錫鑛輸出に關するもので馬來聯邦、ニゲリヤの錫鑛も原料の輸出稅が差別的である。尤も甚しきは馬來聯邦、ニゲリヤ、伊領リビヤ、ソマリーランドで海峽植民地、英本國、濠洲以外に對しては殆ど禁止的の輸出稅が課せられ、ニゲリヤの錫鑛は英帝國以外は禁止的であつて英は斯くして帝國內の錫鑛を完全に獨占してゐる。

時には獨占又は準獨占計畫の一部として、主要產物の輸出又は生產が制限される場合がある。蘭領東印度の生產者は政府保護の下に一九一三年以來規那及キニーネの販賣を事實上獨占し、價格の釣上をやつたので外國では屢問題となつた。スチブンソン法は一九二二年から一九二八年迄、英國の植民地から護謨の輸出を制限し、此の結果一九二五年十一月には護謨の價格は一封度に付一弗以上の驚くべき値上りを來たした。日本政府は永い間樟腦の採集、販賣を獨占し、それが爲めに樟腦の高値を維持してゐたが、人造樟腦の競爭が甚しくなつてから獨占の効果が薄くなつて來た。智利硝石の輸出稅は外國の消費者に取つては多大の負擔であつたが、空中窒素が出來てから壓迫がなくなつた。米國の農事調整法は棉花の生產及販賣の管理を目的としたもので、その爲め一九三三年

から一九三五年に至るまで棉花の價格は殆んど二倍に騰貴したが、結局各國の棉花栽培を刺戟するに過ぎなかつた。大體に於て價格管理はその國が生產物を獨占してゐる場合のみに成功するのであるが、そんなことの實際に於て極めて稀であることはスチブンソン法が究極に於て失敗し、智利の硝石獨占が破れ、米の棉花管理も豫期した程の効果がなかつたことで明である。その上國內カルテルで生產物の管理を行ふ場合には生產物の價格が國外よりも反つて國內が高いといふやうな結果を生ずることがある。

消費者の利益に取つてもつと大きな脅威は、生產又は販賣に關する國際的協定である。この種の協定又はカルテルの類は可なり多く、殊に世界不景氣襲來以後はその傾向が甚しい。最近は政府自ら之を助長して居るところもあるが、多くは民間の協定である、今其の二三を引例しよう。

錫の生產は主要生產國政府間の協定に依り國際錫委員會が割當制に依り之を制限してゐる。此の協定は一九三一年三月から實施せられ、更に一九三四年一月から向ふ三ヶ年間延長された。加盟國は馬來、蘭領東印度、ボリビヤ、ニゲリヤで一九三四年七月以來は英本國、葡領、白耳義領コンゴー、印度支那も加盟してゐる。之が爲めに錫の價格は殆ど二倍に騰貴し、一九三一年倫敦に於ける一一八・六磅の平均相場が一九三四年には二二五・七磅に騰つた。

米の銅生產業者は一九二六年十月銅輸出組合を組織し、それが間もなく世界銅生產の九〇%を支配する國際カルテルに迄發展するに至つた。それでも一九二七年、一九二八年は公平な價格を維持したが、一九二九年の初頭にストツクが缺乏して來ると大幅の値上をなし、カルテル組織當時一封度一四・四仙であつたものが、一九二九

年四月には一躍二四・三八仙となつた。其の結果價格は亂脈となりカルテルは解散したが、一九三五年三月には米を除く主要銅生産國間に再び生産制限の協定が結ばれた。

護謨の生産は英本國、印度、和蘭、佛國、シヤムの間に協定の成立した一九三四年五月七日から國際的に制限されることとなつた。協定成立著しき價格の値上りは無いが、一九三三年から一九三四年の初頭にかけて護謨の相場が倍以上に騰つて居たことを記憶せねばならぬ。之は協定を見越しての値上りであつた。一九二四年ボタッシュの市場協定を目的とする獨佛カルテルが形成され、ボタッシュは生産費から見て不當に高いものとなり、世界的不況時代に於いても甚しい値下りはなかつた。現在では波蘭、西班牙もこのカルテルに加はつて居る。西班牙、伊太利の水銀生産業者は價格の急激なる下落を防ぐ爲に、一九二八年十月一日歐洲水銀組合を組織し、供給を制限する爲共同販賣部を設け一九三一年の中葉までは高値を維持してゐた。

然りながら或る種の生産又は價格統制は必ずしも消費者を搾取するものでない。カルテルに依れば生産者、消費者相互にとり望ましき生産及び價格の安定が得られる。世界的不況時代に組織されたカルテルの內には單に價格の暴落とストツクの過剩を阻止するを目的とせるものあり、其の爲め生産物の價格は上つたが、それのみで直ちにカルテルの濫用となすことは出來ない、況んやカルテルは自國民と外國の消費者の間に區別を設けない。

加之國際的の獨占協定やカルテルの價格政策には種々の障碍がある。例へば米國の如き反トラスト法を布いて居る國では、カルテルの結成が困難である。生産者が多數の國に散在してゐる場合を糾合して協定を締結する仕事も並大抵の事ではない。生産割當、價格の決定も打ち勝つ可からざる困難を來たし勝ちであり、又一度組織さ

れても之に加はらざるアウトサイダがあれば、カルテルの威力は薄く、加盟者の內生産費の安いものは比較的低廉な價格で大規模に生産しようとするから價格政策の決定も容易でない。其の他カルテル外の代用物の使用等を考へ來ればカルテルにもいろいろの惱みがある。最後にカルテルは消費の減退とストツクの增加とを來たすを例とする。之れ亦常に念頭に置かねばならぬことである。

要之、原料の供給は少數の場合を除き甚しき制限を受くるものではない。主要原料の生産國は廉くても之を賣つて了はねばならぬ。護謨、棉花、錫、鉛及其の他の原料は賣れ切れなくて一九二九年以來堆積してゐる。國際聯盟の統計によると世界に於ける原料ストツクの指數は、一九二九年の半ばの一〇〇を標準として一九三二年には一六九になり、一九三五年には一二七となつて居る。而て一九二九年以後は原料の値下りは既製品の値下りよりも甚しい。外國貿易市場に上場さるる原料乃至半成原料の價格は、一九三三年には完成品の僅か四五%の下落に比して六〇%も下落して居る。之れ確に原料の供給が需用を遙かに超過して居る證左である。

五、購買力制限の諸要素

然れば原料問題の重點は、要するに原料消費國の購買力の不足に在りとせねばならない。外國の原料を買ふには外國爲替を必要とするが、外國爲替は貨物を輸出するか、航運その他のサービスに依るか、或は又資本を輸入するの他に途がない。ところが世界的不況以來國際貿易の諸機關は麻痺して了つた。關稅の方面では從來の制度の上に割當制度とか、外國爲替管理とか、淸算協定といふものが加はつてそれだけ貿易が制限されるに至つた。

一九二九年以前は豐富な資本が國際間に移動し、それが爲に貿易も增加したのであつたが、世界不況以來外國の投資は殆ど止み、僅かに短期の貸付が行はれるのみであるが、之は國際貿易を促進するよりも却つて之を阻止することとなつた。而て獨逸其の他の債務國は之が爲非常な苦境に陷つた。何となれば引續いて外資を輸入することが出來ないのに、外債の利子や元金は約束通り支拂はねばならぬからである。同時に輸出が益々制限されて來たからである。斯うなつて來れば外國爲替の管理や支拂猶豫の避け難いことは當然である。更に他國の平價切下は獨逸、伊太利其の他の諸國の立場を困難ならしめた。而て之等の國は自國も亦平價切下を行ふことを欲せざる爲め、止むを得ず輸入を出來るだけ制限するの策を探るに至つた。

此の數年間に多くの國に起つた急激なる生產增加は問題を一層複雜にした。國內の生產が增加しても國際貿易が增加しないからである。一九三五年の國際貿易は一九二九年を標準として量に於て二一%、價格に於て六五%の減退となつて居るが、世界生產額は不況時代以前の額に達して居た。同時に產業の回復と其れに伴ふ主要原料の需用增加は、原料輸出國を利益したが天然資源の貧弱なる國は益々困難を深めた。一九三六年初頭の獨逸の工業生產高は一九三二年より既に八〇%も上昇せるに係らず、獨逸輸出は前年度より稍多かつたと云ふだけで、一九三二年に比し依然として二〇%も下を回つて居た。獨逸が外國原料を購入する困難を感じたのは當然であつて他の輸入を切り詰めたり、國內の原料を極度に利用したりして僅かに工業品の生產增加を維持するの狀である。伊太利は一九三五年十一月の制裁適用以前でさへリラ爲替は惡化の途を辿るのみであつた。一九三五年の年初の九ケ月間の輸出は一九三二年に比し二八%低きに反し、工業品の生產は三七%の

增加を示し、一九三二年末から一九三五年の十月二十日迄で伊太利銀行は二十八億二千八百萬リラの金及び外國爲替を手放した。他の諸國も殆んど同樣な難局に立ち、チェツコの如きも一九三四年の初めにクローネ貨の二〇%平價切下を斷行し乍ら外國爲替の管理强化を餘儀なくされ、波蘭も入超を續け一九三六年五月爲替制限を斷行した。

原料輸入諸國の困難を大ならしむるものに近年に於ける多邊的貿易の崩壞がある。之迄の大陸の工業國は多邊的貿易に依つて必要な原料を買つて居た。之等の國の輸出は歐洲を主とするものであつて、それに依つて得る外國爲替を以て他の大陸から基本原料を購入したのである。例へば獨逸の如き輸出完成品の四分の三は歐洲を市場とし、反對に原料の大部分は海外から輸入してゐた。ところが一九二九年以來二ケ國間の貿易の帳尻のみがやかましくなり、多邊的の貿易が犧牲とせらるるに至つた。而て割當制度、外國爲替制限、淸算協定などが採用され、各國競つて貿易尻をあはせることに汲々たる狀態となつた。斯くて獨逸は半ば意識的に、半ば强制的に、海外より高價であることを承知で原料や、食料を歐羅巴の諸國を經て買込んで居る。伊太利でも亦同じく歐羅巴諸國を經て海外の原料を取付けてゐる。かうなれば之等諸國にとり、原料の高價となるのは止むを得ざることであつて之等の國が直接海外から原料を仕入れることの出來ないことにも多邊的貿易關係の崩壞といふことが潛んで居る。

外國爲替の困難に付ては獨、伊兩國自身にも罪がある。例へば國內で經濟的膨脹を行ひ乍ら通貨政策の之に伴はないが如きその一であり、獨逸は再軍備を行ひ、伊太利はエチオピヤ遠征をやつて巨額の原料輸入を促したことがその二であり、自給自足の經濟的ブロック形成を目ざしこれ迄海外諸國から輸入して居たものを、大陸の隣

接諸國から輸入するに至つたことがその三であり、ユダヤ人排斥の爲に起つた獨貨ボイコツト、エチオピヤ侵略の爲めに蒙つた伊太利の經濟制裁がその四である。

然り乍ら國際貿易の制限又は阻害と云ふことになれば、二三の國ばかりでなく何れの國にも責任がある。殊に米國の如きは大責任があるのであつて、債權國であり、その上原料の主要供給國であり乍ら極端に高率な關稅障壁を設けて外國貨物の輸入を阻止し、他國をして債務の支拂も出來なければ原料の購入も出來ない樣にし、英國も亦一九三二年に高度保護關稅を採用して此の狀勢を激化して居る。

六、特惠關稅制度

植民地乃至帝國の特惠關稅制度は植民地を有せざる國の輸出を妨害するには相違ないが、其の程度は大したものではない。土民は生活標準が低く、物資の要求も少いから植民地は近代工業國家にとつては大した市場ではない。植民地全體を一と纒めにしても一九二九年は世界輸出總額の九・二九%、一九三四年は一・五四%を吸收するに過ぎない。之に英國自治領と印度とを加へると夫々一九・三八、二〇・五六%となる。

阿弗利加植民地及びA及びB級の委任統治領では國際條約に依つて門戸開放が保證されてゐる。換言すれば各國の貨物は平等に輸入されるのである。一八八五年の伯林條約に依ればコンゴー盆地は全部門戸が開放され、聯盟規約に依るとAB級の委任統治領も門戸開放を行ふことになつてゐる。西班牙、佛蘭西のモロツコ領は英、獨、佛、西、伊の諸國に仍つて調印された一九〇六年のアルヘシラス條約に仍つて門戸を開放し、ニゲリヤ、ゴール

ド・コースト、ダホメイ、アイヴオリ・コースト等の西部阿弗利加植民地は差別的關稅を徵しない。

以上の如く門戸開放が明文となつてゐる處でも、本國又は受任國はどうしても貿易上有利な地位を占めることは疑ない。植民地の政廳は勢ひ母國の材料を使用し、政廳の役人は本國の品を好む。其の上公用語、法律商業上の慣習、通貨等の關係で受任國又は本國の商業が利益を得るのは止むを得ざることである。

植民地又は委任統治領の門戸開放は斯くの如く不完全ではあるが、大體に於て委任統治領常設委員會は監督下に在る統治領の關稅に關しては均等待遇を確保することに力を用ゐ、相當に効果を擧げてゐる。

植民地又は本國の特惠政策は一樣ではない。英帝國貿易が一九三四年世界總貿易額の二九・一%を占めて以來、英帝國諸領の關稅は他の諸國に取り最大關心事となつた。一八九七年加奈陀が本國に關稅の特惠を與へて以來英帝國內に於ける特惠關稅の傾向が强化されるばかりである。則ち南阿と、ニユージーランドは一九〇三年に、濠洲は一九〇九年に各々特惠制度を擴大した。大戰前に於てさへ二三の植民地殊に西印度諸島は同じ政策を採用した。之等自治領、植民地の特惠關稅率は戰後に至りても大なる變化はなかつた。之は英の本國が一率低關稅政策を採用し自治領、植民地に對し特に關稅上の恩惠を與へることが出來なかつた爲である。然るに一九三二年英國は保護關稅制度を採用し、次いでオタワ會議を開き特惠關稅制度を全英帝國に擴充し印度、ニユーフアウンドランド竝若干の植民地の如くこれ迄差等關稅を設けてなかつたものも之に加入した。オタワ協定は一九三二年八月二十四日に調印され、期限は五ケ年である。協定の結果は特惠關稅率の一般的引上げであつて、之が爲め獨逸の如きは忽ち英帝國各地市場の取引に多大な不便を感ずるに至つた。一九三四年英政府は更に植民地に輸入さるる綿

絲布及人絹織物に割當制を適用した。日本の競爭を打破するのが目的であつたが、他の諸國に對しても均しく適用された。而して西アフリカ植民地の如く條約上の拘束なきところでは公然差等稅を設けて日貨の輸入を防遏した。佛及び其の植民地の特惠制度はもつと甚しい。佛國とアルゼリヤは關稅同盟によつて結ばれ、チュニスの貿易も自由でなく、モロッコ其他二三の植民地では門戶開放を餘儀なくされてゐるが、一九二八年四月十三日の法令は爾餘の植民地を二つに分けた。即ち第一はグアデループ、マルチニク、レウニオン、印度支那、マダガスカルで、其處では佛本國關稅が適用される。第二はガーボン、ニューカレドニヤであり、自主的關稅であるが、佛の貨物には特惠待遇を與へて居る。

世界貿易の五%を占むる和蘭（植民地を含む）の植民地貿易政策は最も自由なものである、則ち門戶開放は主義として維持されて居る。但し東印度に於ては最近輸入割當制を布き事實に於て日貨の差別待遇をやつてゐる。又國際條約に依り白耳義はコンゴー自由國及委任統治領のルアンダ・ウルンヂで門戶開放を維持してゐる。

爾餘の植民國の政策は何れも保護的だ。米國は自國植民地に對し本國の貨物を無稅で移入せんことを要求し、日本は關東州及び滿洲國に於て門戶開放主義を維持すべく聲明したが、其の實行に就ては外人側に大分不平が存してゐる。C級委任地に於ては日本は均等待遇の義務は無い。其の上朝鮮、臺灣、樺太は關稅同盟に依り本國と結合し外國品には本國の關稅を課する。葡萄牙はアゾレスとマデーラを關稅領域內に包含し、葡貨はアンゴラ、マカオの一部を除き凡ての植民地で特惠待遇を享ける。伊太利はソマリーランドを除き植民地に於て特惠關稅を維持してゐる。西班牙もモロツコとカナリー群島とを除き同じく特惠主義を採つてゐる。

七、問題解決の諸方案

世界各國間に於ける原料の分配が既に不公平なりとすれば、其の不公平を除去し、又は緩和するの方策奈何。資源乏しき國から云へば領土の讓渡が一番手輕だが、加奈陀、濠洲等の如き自治領の再分配若くは移讓は問題でなく、問題となるのは他の植民地殊に委任統治領である。之に就てもいろ〳〵議論はあるが、此處ではそれに觸れず單に植民地の再分配がどれほど原料問題の解決になるかを檢討するに止める。既に指摘した如く植民地には主要原料の產出がなく、僅かに護謨と錫とを產するのみである。委任統治領は全體に於て原料に乏しいから之を還付した處で、舊本國にとり原料問題の解決にはならない。英國及和蘭の極東領は基本原料の最も豐富なところであるが兩國が之を拋棄しようとは考へられぬ。從つて植民地又は委任統治領の移讓は原料問題の解決として不充分である。

原料分配の不平等は人口配置の不平等とも言ひ得る。從つて理論としては資源乏しき國の國民を原料資源の豐富なところに移動させ、自由に資源を開發、利用させることにすれば、天然資源分配の不平等が匡正される譯である。然るに各國は移民に對し人爲的な障碍を設けてゐる。併し移民制限の法令がなくても近年の狀勢では大きな移民はなかつたであらう。それは移民しようとする先方の國にも失業が瀰漫して居るからである。それ故に移民の復活には先づ失業の排除が必要であり、失業の排除には國際貿易の振興を必要とする。

既に領土の再分配が不可能であり、移民も望みなしとすれば原料問題は畢竟奈何に解決さるべきか。原料問題

の重點は現に原料が有り餘る程有りながら購買力が制限されて居て買付けることが出來ないところにある。之れ既に前に述べたところであるが、之あるが爲めに問題の解決を放棄してはならぬ。そこには尙種々の方法があらう。各國は國內資源の開發に當つて內外人の區別をしてはならぬ。外國人にも自國民に對すると同樣の權利を與へるやうに國際協定に依つてきめるべきだと主張する者がある。併し夫は無理な註文だ。恐らくは帝國主義の犧牲となるやうな弱少國でもそんなことは承知せぬであらう。我等の要求せんとするところは內地人と外國人とでは止むを得ぬが、同じく外國人ならその間に差別待遇をなさず同時に植民地では內外人の別なく均しく資源開發に當らしむることである。

輸出稅の撤廢、之れ亦實現困難である。何となれば輸出稅は國庫の收入增加又は天然資源保存を目的とするものなるが故である。但し國際協定に依つて輸出先に依り稅率を二三にすることを禁じ、且つ輸出せらるる貨物に輸出稅を課するならば、領內でも同率の消費稅を課することにする。夫れだけのことは出來よう。國際聯盟は之れまでも輸出の制限撤廢に努力したが成績が充分ではない。一九二七年十一月八日十八ケ國の代表は輸出入制限撤廢協定に調印したが、之を實施したのは丁抹、英國、和蘭、諾威、葡萄牙、米國の六ケ國のみであつた。而かも之等の國は本來面倒な禁止や制限を設けて居ない國である。それでも外に出したくない貨物には留保を付した。之に比すれば一九二八年に締結された骨、角、皮革の輸出に關する二つの協定は幾らか成功であつた。

民間又は政府間の協定に依り原料の生產販賣を國際的に統制することは理論としては毫も異議はない。問題は生產及價格が生產者のみならず消費者の利益をもとゝとして決定さるべきことである。之れが爲には公平な機關があつて國際的に監督を爲す必要があらう。斯る機關の第一の任務は各カルテルの內容を公開せしめることである。一九二七年の國際經濟會議は國際的カルテルの實體及び活動を公開することは一方にはカルテルに對する理解と支持を確保し、他方に於てはカルテルの不正を阻止する有效な手段であるとの聲明をなし、之に基き聯盟の金融經濟部は一九三〇年と一九三一年とに國際カルテルに關する特別研究を發表したが、其の後何等の報告も發表されない。然りながら國際カルテルの生產、價格決定を監視する國際委員會を構成するは今後必要となるであらう。監督機關は國際勞働會議の如く委員は政府、生產者、消費者の代表を以て組織すべく最初は國際カルテルに關する情報を蒐集し、定期に報告を發表するに在る。ところで生產及び價格統制のカルテル協定は多くの場合秘密であるから仕事は困難であらうが、各國政府間の充分なる協力があれば相當にカルテル規約の內容公表をなさしめ得べく、夫れでもいけないとなれば委員會の權限を擴大し國際カルテルは全部監督委員會の審議に付し委員の過半數又は三分の二の過半數に仍つて可決されたものでなければ許可しないことにする。或は又國際勞働會議が勞働條件を決定する樣に、委員會が進んで原料の生產統制の國際協定を締結することも惡くはない。かくすれば各國各階級の利害の對立が調節されて初より有效に運用されよう。

主要原料の供給は現時に於いては有り餘る程潤澤ではあるが將來は原料資源の濫費を防ぎ生產を統制するの必要があらう。之が爲にも一つの國際的機關を設け植民地や資源未開發の獨立國政府を援助して領內天然資源の調査をなし、有效な開發案を立てさせることも必要である。而てその計畫に基いて外國の勞力や資本を輸入すべく拓植會社を設けて、之を國際的に監督するやうにすれば無定見な移民や資本家の搾取などが最少限度に制限され、

原料生産の地理的分布　(1930, 1933 兩年の平均　* 印は1930のみ　† 印は1933のみ)

	石炭	鐵鑛	石油	銅	鉛	亞鉛	錫	ボーキサイト	護謨	棉花	羊毛	硫黄	パルプ	ポタッシュ	燐鑛	ニッケル	マンガン	クローム
英帝國 (總計)	22.96	10.56	1.64	19.60	37.89	26.56	43.39	6.50	64.59	17.87	48.63	—	19.88	—	6.33	87.10	34.89	34.85
本國	20.56	7.47	—	—	2.17	—	1.61	—	—	—	3.10	—	0.82	—	—	—	—	—
自治領	1.14*	1.22	0.08	12.18	27.20	21.03	7.60	—	—	0.07	42.43	—	19.06	—	—	85.08	2.63	3.22
印度屬領	1.83	1.21	0.62	—	7.64	4.34	2.82	—	1.00	16.43	2.70	—	—	—	—	2.02	18.03	22.73
委任統治領	—	0.66	0.93	7.41	—	1.43	36.36	6.50	63.59	1.30	0.39	—	—	—	2.94	—	14.22	—
	—	—	—	—	1.74*	—	—	—	—	0.08	—	—	—	—	3.39	—	—	—
米國 (總計)	37.14	26.55	62.52	28.34	25.70	32.26	—	17.58	—	51.47	11.92	78.43	24.75	5.20	30.54	—	1.49	—
屬領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蘇聯邦	5.68	10.98	—	—	0.92	—	—	—	—	—	5.99	—	2.56	—	8.16	—	51.72	19.85
佛國 (總計)	4.50	31.63	—	—	1.73	1.07	0.90	41.70	1.52	0.19	3.73	—	—	20.68	47.43	9.06	0.49	11.77
本國	4.50	30.20	—	—	0.63	—	—	—	—	—	1.20	—	—	—	—	—	—	—
屬領	—	1.43	—	—	1.04	1.07	0.90	—	1.52	0.17	2.24	—	—	—	1.09	—	0.52	11.77
委任統治領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02	0.28	—	—	—	46.34	—	—	—
和蘭 (總計)	—	—	2.41	—	—	—	17.16	12.87	31.11	0.01	—	0.36	0.58	—	0.92	—	—	—
本國	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
屬領	—	—	2.41	—	—	—	17.16	12.87	—	0.01	—	0.36	—	—	0.92	—	0.52	—
白耳義 (總計)	2.34	—	—	7.46	—	—	1.33	—	—	0.25	—	—	—	—	—	—	—	—
屬領	—	—	—	7.46	—	—	1.33	—	—	0.25	—	—	—	—	—	—	—	—
委任統治領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本 (總計)	4.06	1.30	—	5.74	—	—	1.38	—	—	0.54	—	—	3.95	—	0.86	—	1.54	3.35
屬領	1.20	1.30	—	—	—	—	1.38	—	—	0.54	—	—	—	—	—	—	—	—
委任統治領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.86	—	—	—
伊太利 (總計)	—	—	—	—	1.67	3.78	—	9.38	—	—	0.74	16.17	—	—	—	—	—	—
屬領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西班牙 (總計)	—	2.96	—	3.91	6.45	3.07	—	—	—	—	2.13	0.54	—	3.58	—	—	—	—
屬領	—	0.42	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葡萄牙 (總計)	—	—	—	—	—	—	0.48	—	—	0.04	—	—	—	—	—	—	—	—
屬領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04	—	—	—	—	—	—	—	—
獨逸	11.26	2.99	0.09*	2.24	4.37	8.84	—	—	—	—	0.86	—	11.29	66.34	—	—	—	—
波蘭	2.84	—	—	—	—	4.68	—	—	—	—	—	—	0.62	3.01	—	—	—	—
チエツコスロバキヤ	—	0.96*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.92	—	—	—	—	—
屬領 (總計)	1.65	3.81	3.75	7.46	1.91	2.50	55.75	19.37	96.69	2.46	2.92	0.36	—	—	54.46	9.06	15.19	34.50
屬領 (印度を含む) (總計)	3.48	5.02	4.37	14.88	9.55	6.85	58.57	—	97.70	18.90	5.63	0.36	—	—	54.46	11.09	33.22	41.12
委任統治領 (總計)	—	—	—	—	1.74*	—	—	—	—	0.12	0.28	—	—	—	4.25	—	—	—

その國の國富が增加する。

原料さへ充分であれば原料問題は畢竟國際貿易の問題といふことに歸着する。即ち多くの貨物を輸出し、且つ航賃其の他の手數料で受取勘定を多くさへすれば原料購入の資金に困らない筈である。現在では植民地と本國との間に特惠關稅制度を設け、之が爲め植民地のない國は甚だ不利な立場にあるが、國際貿易振興の爲めには特惠關稅のやうな差別的關稅は撤廢されねばならぬ。之に關し昨今A及B級委任地に行はれて居る門戶開放主義を各國の植民地にも適用すべしとの意見があり、又今尙自治の用意なき植民地を聯盟の委任統治に改むべしとの提言もある。然うすればどちらにしても通商の衡平が促進されるであらう。從つて英帝國の特惠關稅制度も門戶開放主義とは兩立せざるものである。

以上擧げ來つた原料問題解決の諸考案は僅かに部分的解決をもたらすに過ぎない。根本的解決案は健全なる國際貿易の經濟的復活である。國際貿易さへ盛んならどこの國でも原料の購入に困難を感じないのだ。然れば各國は先づ通商障碍の排除に力を致さねばならぬ。之には理論上二つの方法がある。一つは現在の貿易上の諸制限を漸次廢止して自由貿易に復歸することであり、他は自由主義を拋棄して貿易の國際的統制に移ることである。前者は今日迄一般に穩かな方法と認められるものであつて、國際聯盟始め凡ての經濟會議は之を推奬して居る。現在の事情では之に關聯して國際協定に依り金本位の復歸をはかり各國の通貨を安定させ、金準備の缺乏せる國へは金の貸付をなすといふやうなことも必要であり、同時に外國爲替制限や割當制度は之を撤廢し關稅率の引下等をも必要とし通商條約は無條件的最惠國條款を基礎とすべきである。

原料生産の地理的分布　（1930、1933 兩年の平均 * 印は1930のみ　† 印は1933のみ）

	タングステン	モリブデン	アンチモニー	水銀	アスベスト	亞麻	生絲	大麻	ジュート	棉子	亞麻子	大麻子	胡麻子	大豆	コプラ	落花生	椰子及椰子實油	オリーブ油
英帝國（總計）	83.24	1.14	0.31	0.11	87.81	—	0.13	—	99.63	20.24	12.80	—	73.92	—	31.92	60.44	51.78	4.41
本國	1.57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自治領	4.76	1.14	0.30*	0.41*	81.25*	—	—	—	—	0.07	1.91	—	—	—	—	0.15	—	—
印度	51.38	—	0.1	—	—	—	0.13	—	99.63	18.63	10.87	—	68.82	—	—	54.14	—	—
屬領	25.52	—	—	—	1.90*	—	—	—	—	1.45	0.01	—	4.57	—	24.48	5.70	51.78	2.39
委任統治領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.09	—	—	0.52	—	7.44	0.45	—	2.02
米國（總計）	16.13†	84.45†	2.70†	16.38	1.46	—	—	28.63	—	46.72	9.35	—	—	4.76	32.12	6.46	—	—
屬領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01	—	—	—	—	32.12	0.09	—	—
蘇聯邦	—	—	—	2.22*	14.78*	75.48	2.36	36.51	—	6.85	20.88	42.72	2.71	1.46	—	—	—	—
佛國（總計）	—	3.70†	3.43	—	—	2.28	0.32	0.87	0.02	0.22	0.50	0.08	0.62	—	2.13	14.45	14.90	13.69
本國	—	—	—	—	—	2.28	2.28	0.67	—	—	0.30	—	—	—	—	—	—	0.85
屬領	—	3.70†	0.51	—	—	—	—	—	0.02	0.17	0.20	—	0.44	—	2.04	14.07	9.50	10.68
委任統治領	—	—	—	—	—	—	—	0.20	—	0.05	—	0.08	0.18	—	0.08	0.37	5.40	2.15
和蘭（總計）	—	6.42	—	—	—	1.11	1.11	—	—	0.02	—	—	0.52	2.27	29.57	4.01	16.14	—
本國	—	—	—	—	—	1.11	1.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
屬領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02	—	—	0.52	—	29.57	4.01	16.14	—
白耳義（總計）	—	—	—	—	—	2.40	—	—	—	0.26*	0.21	—	0.81	—	—	1.44	13.36	—
屬領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.26*	—	—	0.81	—	—	1.44	13.36	—
委任統治領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03	—	—
日本（總計）	—	—	0.78†	0.27	0.42	0.51	80.39	5.12	0.33	0.62	—	9.01†	1.74	91.27	0.70	—	—	—
屬領	—	—	0.10†	0.02*	0.10†	—	2.58	3.65	0.27	0.62	—	9.01†	1.74	85.77	—	—	—	—
委任統治領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.70	—	—	—
伊太利（總計）	—	—	1.68	35.58	0.87	—	—	12.94	—	0.02	0.06	—	—	—	—	—	—	24.75
屬領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02	—	—	—	—	—	—	—	0.45
西班牙（總計）	0.88†	—	0.20†	38.11	—	—	—	0.92	—	—	—	—	—	—	—	0.40	—	32.56
屬領	—	—	0.20†	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葡萄牙（總計）	8.76	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06	—	—	0.39	—	1.67	1.02	2.27	6.79
屬領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06	—	—	0.39	—	—	1.02	—	—
獨逸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
波蘭	—	—	—	—	—	5.46	—	2.59	—	—	1.42	4.47	—	—	—	—	—	—
チエツコスロバキヤ	1.00*	—	4.13	0.87	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
屬領（總計）	25.52	8.27	0.81†	1.00	0.02*	—	2.91	32.48	0.29	2.56	0.28	4.58	9.31	88.02	100.00	82.60	98.99	17.80
屬領（印度を含む）（總計）	76.90	—	0.41	—	—	—	3.04	—	99.93	21.19	11.15	4.58	78.13	88.02	100.00	82.76	98.99	17.80
委任統治領（總計）	—	—	—	—	—	—	0.31	0.20	—	0.14	—	—	0.71	—	8.23	0.85	5.40	4.27

第二の方法即ち貿易の國際的統制は未だ嘗て經驗のないことであるから可否の論は出來ないが、今日夫が問題となつて居るのは國內經濟に於ても國際經濟に於ても自由放任主義は最早や行はれないと考へる經濟學者が多くなつて來た爲である。現在の各國の貿易制限は個人の經濟生活に對する政府の干涉に基くものであつて、政府にして國內經濟の統制をはからんとせば之を攪亂せんとする外よりの勢力を阻止する必要がある。而て夫が即ち輸入制限の形式となつて現はれる。今後更に國內の經濟統制が進めば貿易の國際的統制といふことが必要となつて來ようが、貿易の國際的統制の如きは各國の統制經濟が完備しない限り實現は極めて困難であらう。畢竟は貿易の自由主義化を眼目とし之にいくらか國際的統制を加味するといふことにならうか。

原料問題が國際的關心を惹起したのは今度が始めではない。大戰後各國は通貨の動搖等があり、どこでも原料の缺乏に惱んだ。當時聯盟は之を主題として研究したが、間もなく生產が恢復し爲替も安定したので國際的手段は講ぜられなくなつた。今度でもやがて問題が下火となる時があつても未解決の儘に放任してはならぬ。本論文中に擧げた前記諸考案は何れも迂闊にして實際的のものではないかも知れぬが、讀者の研究を俟つを得ば幸甚である。

（一九三七年二月五日）

本稿は米國フオレン・ポリシー・リポーツ誌所載 Raw Materials in World Politics（一九三六年九月）の譯文で、前項「殖民地の再分配」、「ニユルンベルグ大會」附錄「蒼獨領植民地の移讓問題」等と共に原料資源問題の資料の一として紹介したものである。

〔二〕國際協定・國際紛爭・其の他

一 倫敦ロカルノ會議經過

一、ロカルノ條約破棄宣言

一九三六年三月七日議會に於てヒトラー總統は先づ世界大戰の責任を獨逸にのみ負はしむるの非なるを論じ、大戰は參戰國の共同責任なりと爲しヴエルサイユ條約に依り獨逸に課せられたる負擔の過重不當なるを難じ、戰後引續き獨逸の國際的地位及生存權が益無視せられたるのみならず、獨逸の平和的努力が毫も顧みられず、爲に歐洲の政局は益々不安動搖の域を脫せず、之に加ふるに人道の敵たるボリシエヴイズムの黴菌が漸次猖獗を極めんとするに際し歐洲の某國は之と協同工作を策し獨逸に當らんとするが如きは到底獨逸の默視し得ざる所と爲し、「獨逸國民の生存權を全うし、獨逸の平等權を恢復し、世界平和の維持に貢獻せんとするは余がナチス黨創設以來渾身の努力を捧げ來れる所で、特に現政府は執權以來益々右の方針に依り內外に對し不斷の工作を試み、ボリシエヴイズムの撲滅、民心作興、國運の恢弘、平等權の主張に全力を盡し以て歐洲の平和事業を促進せんことを努め、再軍備と共に英獨の海軍協定に成功した。

右見地に基き特に佛國との協調を顧念し總ゆる努力を試みて來たが、不幸獨逸の誠意も認めらるゝ所とならず、加之佛國はロカルノ條約の精神に反し兇惡蘇聯と結び獨逸を脅威せんと試み居れるに對し、獨逸は累次其の反省を促したるに拘らず、ロカルの條約に背馳せる佛蘇相互援助條約は近く批准せられんとするに鑑み、獨逸政府は國家の自衛上已むを得ずロカルノ條約署名國に對し覺書を送付した。」

とてライン地帶非武裝の解除を宣言し、獨逸側提案として要旨左の如き覺書を讀上げた。

一、佛白獨間國境非武裝に關する相互協定を締結すること

二、佛白獨間に二十五年期限の不侵略條約を締結すること

三、右に付英伊を保障國として招請するの用意あること

四、和蘭も希望に應じ加入せしむるに異議無きこと

五、歐洲關係國間の空軍協定を締結すること

六、獨波條約類似の東方國境諸國との不侵略條約締結竝にメーメル地域の自治嚴守を條件としリスアニヤと不侵略條約を締結すること

七、獨逸の平等權が終極的に達成せられ又獨逸全領土に對する完全なる主權が恢復せられたる今日、獨逸が國際聯盟を脫退したる主要原因は解消したるものと認めらるゝを以て獨逸は聯盟に復歸するの用意あり、同時に獨逸は將來適當の時機に平和的交涉に依り植民地に關する平等權問題竝にヴエルサイユ條約より聯盟規約を分離するの問題が解決せらるゝを期待すること

右聲明後ヒトラー總統は議會の解散を宣言したる上、過去三年に亘り獨逸は完全なる平等權を獲得したるを以

て、右事績に對する國民の總意を問ふ爲三月二十三日總選擧を施行する旨宣言した。

二、佛國外相聲明

一九三六年三月七日午前の佛國閣議は正午散會、同日夕關係大臣重ねて會合を開き、右終了後フランダン外相は左の趣旨の聲明を發表した。

「二月二十八日巴里一新聞は佛獨接近を希望するヒトラー總統の會見談を發表したり。佛獨接近は佛國政府の希望する所にして、佛外相は最近の下院演說に於て更に其の希望を明かにしたる程なれども、一年以來獨逸は佛側の申出に應ぜず、殊に一九三五年十一月佛國大使は空軍協定の締結促進を求めたるも獨逸政府は國際情勢に藉口して交涉の遷延を求めたり。三月二日佛國大使は本國政府の命に依りヒトラー總統に對し、佛獨接近の基礎を明示せんことを要求せる處、ヒトラー總統は調査の上近く具體案を提示すべき旨を答へたり。佛國政府は獨逸の希望に應じ此の事實を內密に附したり。

七日佛國大使は獨逸外相よりロカルノ條約廢棄の覺書を受領せるが、獨逸政府は佛蘇條約を曲解し、同條約の存在を右廢棄の理由と爲せり。獨逸は本問題の解決に外交手段を不十分とするならばロカルの條約に依り仲裁裁判に附すべかりしなり。

前記覺書は三月二日佛國大使の要求に對する獨逸政府の回答なりやとの同大使の質問に對し、獨逸外相は然る旨を答へたり。即ち獨逸の意見に依れば佛獨和解は自由意思に依り締結せられたる條約の一方的廢棄を基礎

とし且ライン地帶再武裝の既成事實の承認を伴はざるべからず。

佛國政府は前記覺書を愼重研究すると共に、條約の一方的廢棄に共同して對抗する爲他の條約署名國と接觸しつつあり。ロカルノ條約に忠實なる佛國政府は本件を聯盟理事會に提訴するに決したり。」

三、佛白聯盟提訴

翌三月八日の佛國の閣議は

(イ) 獨逸覺書を承認不可能と認め、ロカルノ條約に從ひ直に事件を聯盟理事會に提訴し且同條約署名協議を開始すること

(ロ) 陸、海、空軍各大臣に對し實施濟の警戒措置の外、事態に對應する補助的措置を命令すること（警戒措置として兵士の休暇を廢止し七日夕より國境要塞マジノ線、所謂マジノ將軍の對獨防禦線に兵を入れ始めた）

を決定し要旨左の如き電信を以て理事會議長に對し至急理事會開催方を要求した。

「獨逸はロカルノ條約第一條に於て特に對獨平和條約第四十二條及第四十三條遵守の意思を確認せり。ロカルノ條約は其の第八條に依り、理事會三分の二の議決に依らざれば失效すること無きに拘らず、獨逸は三月七日同條約署名國代表者に對する通報に依り一方的に之れを廢棄せり。右通報交付の際佛國大使の質問に應じ、獨逸外相は非武裝地帶に象徵的意味に於て小部隊派遣の意あることを述べたるが、實際には既に大部隊が各地に

派遣せられたり。以上の如く獨逸政府は平和條約第四十三條及ロカルノ條約第一條に明白に違反せるものなる處、其の結果佛國政府はロカルノ條約第四條に依り右違反行爲を理事會に提起し、事態の急迫せるに鑑み至急其の開催方を求む。」

理事會議長は右佛國の要求を理事會諸國及白、獨兩國に送付すると共に三月十三日理事會開催に決定せる旨を通報した。

白國ではロカルノ條約廢棄の覺書は三月七日午前九時四十五分獨逸代理大使より同國外相に交付された。白國政府は英、佛、伊ロカルノ條約諸國と打合の上、三月八日緊急閣議を開き同條約第四條第一節に基き問題を聯盟理事會に附託することに決し、三月八日附を以て左の如く事務總長宛至急理事會招集を要求する旨通告し、他方ヴアン・ゼーランド首相は巴里に於けるロカルノ條約國の會談（後述）に自身出席した。

「三月七日白國政府宛通報を以て、獨逸政府は最早ロカルノ條約に依り拘束を受けず且同國軍隊を非武裝地帶に進入せしむべき意思を明かならしめたる處、右は平和條約第四十二條及第四十三條の違反なるに付、白國政府はロカルノ條約第四條第一項に基き本件を直に理事會に附託し其の至急開催方を求む。」

四、ロカルノ條約四國會談

三月十日午前巴里で開かれた佛國側代表と英、伊、白のロカルノ條約國代表との會談に於ては英佛が其の立場を說明したに止まり何等決定する所なく、會談終了後左の如きコムミユニケが發表された。

「劈頭フランダン代表より、會合の目的は意見及情報の交換にありて理事會前に決議を爲さんとするにあらざることを明かにしたる後、各代表より意見の開示あり、右意見交換は今夕巴里にて又何れにしても壽府にて繼續せらるべし。」

右會談に於ける英國側代表はイーデン外相及國璽尙書ハリフアックス卿であつた。

五、ロカルノ四國會議倫敦に移る

同日夕英、佛、伊、白代表は再度會合意見交換の結果俄に豫定を變更し、三月十二日倫敦（外務省）に於て協議を繼續し、聯盟理事會亦同地に集合することとなり、佛國代表部（フ外相、マツシグリ氏、バスドヴアン氏）は三月十一日夜着倫、フランダン外相は着後、

「余は英國の舊友なるが故に何等躊躇無く會議地の倫敦移轉を受諾せり。英國國民性の理想的且廉恥的なるを知る余は本會談の結果に完全なる信賴を置く。本場合に於ても佛國は英國民心の重視せる聯盟規約に依る集團的安全制度を英國民同樣に保持せんとするものにして、余は總ての英國人に對し更にロカルノ協定を熱讀せんことを望むのみ。」

と聲明した。

六、英國側の勸告

イーデン外相は三月十一日午後閣議後ヘーシュ駐英獨大使を招致し、十二日關係國會議開催に鑑み獨逸側に於て此の際至急自發的に僅少部隊を除き進出軍を撤退し、爾後之を增加せざる事及少くとも關係條約商議期間及國際關係の正常化迄非武裝地帶不防備を確約せんことを慫慂したが、右に對し獨逸大使は翌十二日午前同外相を訪問、獨逸政府はライン地域に對する獨逸主權の永續的又は暫定的制限に關する討議は行ひ得ぬけれど、佛國の獨逸提案受諾を容易ならしむる爲右地域に對する獨逸主權の復活は目下の所象徵的性質を有するに過ぎざることを再言し、進駐部隊は平時編成で在獨英佛武官に通報濟であるが目下の所增兵は爲すまい、又是等部隊を更に佛白國境に接近せしむるの意思はない、尤佛白側の同樣なる態度を豫期する、と答へた。

七、獨逸政府宣言

三月十二日獨逸政府はラインランド再武裝に付ての外國輿論に對する聲明書を發し獨逸案の建設的なる所以を詳述した後、左記要領を宣言した。

一、獨逸政府は提案實現に關し佛國及其の他歐洲諸國と誠實なる交涉の開始以外他念無し。從て佛國に對し威壓的既成事實を强ひ又は脅威するの考なく、實際上單に象徵的と認めらるべき形式に於て自國領土內の再武裝を實行せるに過ぎず。

二、獨逸政府は有效と認められるに於ては、佛白兩國も同樣の措置に出づべきを條件とし、交涉期間中何等事態の變更を爲さざる用意あり。

三、但し獨逸政府は如何なる場合と雖主權の拋棄を意味するが如きことに同意し得ず。

四、右獨逸政府の見解にして他國の同意を得ざるときは、獨逸政府は勿論其の提案を撤回し、國民の忠誠及犧牲的精神に信賴し、國際團體に於ける差別的國民たるよりは寧ろ光輝ある孤立を擇ぶべし。

八、四國倫敦會議

斯くて三月十二日關係國會議は午後五時より七時過迄開催、第一日終了後次のコムミュニケが發表された。

「ロカルノ條約締約國代表會議は三月十二日午後五時英國外務省に於て開會、英國代表イーデン外相、國際尙書ハリファックス卿、外務次官ロバート・ヴァンシタート氏、佛國代表フランダン外相、コルバン大使、白國代表ヴァン・ゼーランド首相、ド・マルシエンヌ大使、伊國代表グランヂ大使が出席、英國代表イーデン外相が司會した。討議の結果英、佛、白、伊各國代表は全會一致獨逸軍に依るラインランド非武裝地帶占據はヴェルサイユ條約第四十二條、第四十三條竝にロカルノ條約の明瞭なる侵犯を構成することを確認した。但し此の點に付裁斷を下すは佛白兩國政府の提訴を受けたる國際聯盟理事會の任務と解される。」

九、聯盟臨時理事會

他方理事會は三月十四日午前セント・ジエームズ宮に開催、ブルース議長（濠）の下にイーデン（英）、フランダン（佛）、グランヂ（伊）、リトヴイノフ（蘇）、ベック（波）、チツレスコ（羅）其の他の各理事及ヴアン・

ゼーランド代表（白）出席、イーデン代表より各理事に對し歡迎の辭を述べ、英國としては後の機會に於て其の意見を發表すべきも、此の際は單に佛白兩國と共に其の關心を分ち、ヴエルサイユ條約の明白なる違反を前にし理事會に於て歐洲各國間に永續的且確乎たる基礎に立てる協調を確立せんとするに當り英國は全幅の支持を與ふべしと述べ、佛白兩代表は各自國の立場に付力强く訴ふる所あつた。

△フランダン佛國代表演說要旨

「若し一國が自由に締結せる約定を一方的に其の欲する時期に廢棄することを認むるは聯盟の存立及集團的安全保障制度と根本的に背馳す。昨年四月十七日理事會は獨逸の條約違反行爲を糺彈し斯る行爲の匡正に付決議せるが今やそれ以上の重大なる違反行爲に直面す。若し聯盟が本件の解決に付滿足を得る能はざるときは聯盟の信用は失墜して取返し得ざるに至らん。佛國は理事會に對し獨逸に依るヴエルサイユ條約第四十三條の違反を認定し之をロカルノ締約國に通報せんことを求む。右通報後保障國は其の援助義務を履行すべく更に理事會は右行爲を支持する爲如何なる勸告を爲すべきやを審議すべし。」

一〇、獨逸側の參加條件

三月十四日の聯盟理事會では獨逸に取敢えず正式招請狀を發することとなつたが、獨逸側は理事會參加に對し左の二條件を付した。

第一、獨逸代表は理事會議事及決定に付理事國代表と平等たるべきこと

第二、獨逸政府がライン地帶獨逸主權恢復と共に、不可分の同一政治措置と認むる獨逸側提案を關係國に於て即時（乃至近き將來に於て）審議すべしとの確約を與ふること

右に對し理事會は三月十六日獨逸に對し左の回答を發した。

一、獨逸政府は他關係國代表と同一條件の下に、即ち十分の權利を以て議事に參加するものとす

二、第二の問題に付全會一致を決する場合三國（佛、白、獨）の投票は之を算入せざること、理事會は獨逸政府の希望する確約を與ふる地位に在らず

一一、佛白共同提案審議

三月十六日理事會は佛白共同提案に係る獨逸の條約違反行爲認定に關する決議案に付協議した。決議案左の如し。

理事會は

（一）三月八日附白佛兩國の請求に基き獨逸が三月七日對獨平和條約第四十二條以下及ロカルノ條約に依り規定せられたる非武裝地帶內に軍隊を進入駐屯せしめたることに依り平和條約第四十三條に違反せることを認定し、

（二）事務總長に對しロカルノ條約第四條第二項に依り前記認定を遲滯なく同條約署名國に通告せんことを勸奬す

但し右決議案は十七日迄討議を延期することとなつた。

一二、獨逸參加承諾

三月十七日午後理事會開會迄には獨逸の回答は未着であつたが、イーデン代表（英）は秘密會を要求し長時間審議せる處、其の間にヘーシュ獨逸大使は回答を齎して自ら會場に來り、三月十九日以後リツベントロツプ代表出席可能の旨を傳へた。依つて議長は別室にてヘ大使と會見し、十八日午後よりリ代表が出席し得る樣來着を早めんことを促し又リ代表到着前はヘ大使に於てオブザーヴアー若は正式代表者の資格にて出席し得ざるやを問ひ、ヘ大使は直に請訓することとなつた。

此に於て獨逸代表の出席を可能ならしめんが爲一時休會してはとの議が出たけれど、佛國外相は三月十九日正午迄に出發の要あるに付同日迄に右決議案を表決すべしと主張し理事會再開せられ、佛國は獨逸の條約違反行爲に關する充分なる滿足及佛蘇條約とロカルノ條約の關係に關する海牙裁判所判決受諾無くんば如何なる獨逸提案の審議にも應ぜず、との態度を示し、リトヴイノフ代表（蘇聯）之を支持しヒトラー總統の外交政策が一般平和殊に隣國に取り危險極まりなき所以を痛擊せる後結論として、蘇聯は平和組織再建の交渉に反對せざるも條約違反の事實を先づ矯め、違反者をして交渉條件を强制し來らしむる等之に優越的地位を認むべからず、此の際にて佛白提出の決議案は重要であると述べ、智利代表は一應海牙裁判所に諮問せる後理事會としての決定を下すも遲かるまじとて理事會に依る條約違反事實の認定に反對した。

一三、各國代表陳述

三月十八日は前日に引續き午後理事會開催。

イーデン代表（英）

「條約違反の事實は明白なるを以て理事會は之を認定し條約署名國に其の旨通報する任務ある處、ロカルノ條約第七條にもある通り理事會の任務は之を以て滿くることなく世界の平和を有效に維持するの任務あり、ロカルノ條約の目的は（イ）平和維持と（ロ）西歐の安全を保障することに依り國際的信賴の念を作るに在り、本件は關係國間のみの問題にあらずして法の尊重を重視する總ての人に關係す。獨逸政府は其の目的が平和に在りと云ふも條約の廢棄行爲は不信の念を增し平和を害するものなることを知らざるべからず。之れ英國が獨逸に對し非武裝地帶內に於て國際間の信賴恢復の爲行動を愼む樣申入れたる所以なり。唯今回の行動が戰爭の切迫せる脅威を含まず緊急行爲を惹起せざりしは幸にして理事會としては衆智を集め法の尊重の基礎に於ける平和維持の爲最良方法を考へざるべからず。西歐の安全組織再建の爲英國政府は十分なる協力を爲すべし。」

グランヂ代表（伊）

「ロカルノ條約第四條の規定は明瞭なり。伊國は其の責任を自覺し義務に忠實なるも伊エ紛爭後伊國の置かれたる地位と矛盾する如き措置を伊國より期待するを得ず。」

ベツク代表（波）

「ライン進駐に付ては條約違反の事實は明かなるが其の原因を考究するを要す。」

バルシア代表（西國）

本件がロカルノ條約の問題なること、國境侵犯の脅威なきことを述べ、但し條約違反の事實は獨逸の立場を弱む、とて佛、白兩國の決議案に贊成すと述べ、

亞爾然丁代表

條約尊重の要を說き決議案を支持し、

ムンク代表（丁抹）

海牙に持出さんとする智利案は面白きも當事國の贊成を得る能はざるべく、此の場合決議案に贊成すべしと述べ、歐洲政情の不安に付說明せる後、理事會後の直接交涉に依り事態が改善せられんことを希望し、

チツレスコ代表（羅）

小協商國を代表し條約違反行爲の結果の恐るべきを說き、延いては集團的安全組織更に聯盟自體迄消滅するに至らんと爲し、獨逸はロカルノ條約が既に存在せずと言ふも獨逸の行爲に依り條約の効力に影響なし、寧ろ條約の必要は其處に在りと言ひ、小協商國は決議案に贊成すべしと結び、

モンテイロ代表（葡）

法の尊重の要を說き之無くは平和も繁榮もなし、一般的和協の基礎に於て平和に向つて努力すること必要にして之が爲協力の用意ありと述ぶ。

一四、共同決議案可決

次で十九日の理事會は午前午後二回の會議に於て先づ前日到着せる獨逸代表の演說を聽いた後前記三月十六日の公開理事會に提出された佛白提出決議案を全會一致を以て採決した。經過大要左の通。

獨逸代表は自國の立場を辯護して佛蘇條約締結の結果ロカルノ條約が失效せる理由を詳細に說明しラインランド再武裝は主權發動上當然の行爲と爲し、獨逸の平和的意圖、殊に佛國との親善關係樹立の希望に付述べ、獨逸の新提案は理事會の問題にあらざるやも知れざるも此の點に付各理事に於て十分留意せられんことを希望すと結び、ブルース議長は濠洲代表の資格に於て佛白決議案に贊成し直に佛白提出決議案の表決に入つたが投票數十五の中反對一（獨逸）棄權一（智利）贊成十三の結果となり、當事國獨逸は計算外に付全會一致を以て採擇された（エクアドルは缺席）。

投票後獨逸代表は、ロカルノ條約を廢棄せるは獨逸に非ずして佛國であり、ラインランド出兵は一國領土內主權恢復行爲に過ぎず、將來右決議の誤なることが立證されようと述べた處、フランダン代表（佛）は、何人も自己の行爲の審判者なる能はずとて獨逸代表の演說を駁し、佛國は獨逸にして同意ならば佛蘇條約の問題を海牙に提訴する用意ある旨重ねて聲明した。

一五、四國協定案作成

一方四國會議は、三月十七日午前及午後十時より十二時迄の二回開催、ハリファックス國爾尙書、チエンバレン藏相の外始めてマクドナルド樞相も出席、午前は佛、英兩案の提示、午後は其の審議を行つた。十八日は午後零時三十分より午後三時三十分迄會合、更に午後十時四十五分より十九日午前二時迄再び會合し、英佛白伊四個國代表は相協力して成文を作成した。右は之を四個國政府に提出すべき形式に纏められ、四個國政府は右成文に對する判斷に付ては完全に自由を保持するものとせられてあつた。

四國協定案は先づ獨違反行爲を確認し國際法尊重の必要、獨逸の一方的行爲が獨逸に何等新たなる法律的權利を與へざるのみならず歐洲安全に對する脅威たるを認むること等を前文的形式に認めたる後、ロカルノ條約所定の義務及保障に全く影響なく、四國は挑發せられざる侵略の場合に於ける義務實施に關する軍事的取極の爲折衝開始方を直に自國參謀本部に命ずべきを約し、佛蘇條約に關する獨逸見解の常設司法裁判所附託、其の決定の最終的受諾（但しライン地域規定の改訂を妨げず）及獨逸提案に關する商議終結迄左の暫定的措置同意方を獨逸に勸奬す。

（イ）對獨平和條約第四十二條所定地帶への軍隊及軍用器材の輸送を即時停止し右地帶部隊を獨逸政府公示の兵數（註一）に止む。

（ロ）S・A（ナチス突擊隊）其の他右地帶に駐屯する軍事的團體を嚴に三月七日以前の數に止め特に之が大部隊への改編、直接又は間接の正規軍編入嚴禁

（ハ）一切の防備施設其の準備及着陸場建設改善等禁止

右期間中佛白も同樣に獨逸國境地帶不增兵を約す

尙右期間中一切の關係國の同意を以て英伊部隊を含み設置せらるべき國際軍のみを白獨、佛獨國境と右國境の東に沿ふ約二十粁線との間の地帶に駐屯せしめ、且右部隊構成國及前線佛白獨三國の義務實施監督を任とする國際委員會設置に關し必要なる一切の措置を執るべし。

獨逸が前記諸項を明白に受諾せば四國は特に（一）獨逸提案第二乃至第五點の審議（二）ラインランド非武裝地規定の改訂（三）一切のロカルノ條約國の安全を强化し且其の參加を可能とする相互援助條約起草に關する商議參加方を獨逸政府に提議す。四國は右强化は特に四國又は其の何れかの相互援助義務を含み且必要に應じ締約國の迅速なる措置及措置準備に關する技術的取極確保に適當なる規定を包含す。尙今後商議中新たに定むべき地帶に對する防備施設の禁止又は制限規定の採用に務む。

平和及集團的安全は條約尊重及軍備制限に依りてのみ確保せられ又健全なる基礎に於ける國際經濟關係再確立も亦必要なるに依り理事會へ一切の關係國を網羅する國際會議招請方に關する決議提出方を指示す。右會議は特に規約第十六條適用の場合の決定に注意を拂ふ明確且實效的なる集團的安全協定、軍備制限協定、經濟關係伸張及國際通商組織に關する協定、獨逸提案第六及第七點その他を審議するもの、とあり、次に理事會が左の如き決議を採用せんことを希望すとてその草案が挿入されてあつた。

理事會は（ロカルノ諸條約が平和及安全に重大なるは累次承認せられたる所なりと前提したる後、右四國提案前文的記述と大體同樣の記載を爲し）聯盟國に勸奬せらるべき實際的措置に關する提案作成を任とする委員

會（構成國未定）を組織し、前顯海牙裁判所附託及其の判決受諾方に關する獨逸の速なる決定を勸奬し、獨逸の一方的措置は歐洲平和に對する脅威と認むるが故に聯盟國をして規約第十一條に基き國際平和維持に適切と認めらるる一切の措置を採用せしむべくロカルノ條約所定權利義務存續に關する四國宣言及對獨平和條約第四十二條より來る事態に對し考慮せられたる措置に關する四國政府對理事會通報を了承す。

尙ほ四國協定案には英伊代表より佛白代表に送付すべき左の如き通牒が附屬文書として付添されてあつた。

英（伊）代表が佛（白）代表に送付すべき通牒

本日四國協定所定の如く四國政府一致の行動を決定するに當り余は同協定所載和協努力失敗するに於ては英國政府は、

（イ）貴國及白國政府との協議に依り右新事態に應するが爲執るべき措置を速に考慮すべし

（ロ）ロカルノ條約に準據し共同に決定せらるべき一切の措置に關し速に貴國援助に赴くべし

（ハ）貴國政府の相互的確約あらば貴國政府との協議に依り挑發せられざる侵略に對する貴國安全確保の爲英國政府の有する一切の實際的措置を執るべし

（ニ）右目的の爲前顯四國協定所載兩國參謀本部間の折衝を設立又は繼續すべく尙今後理事會に於て平和保持及國際法尊重の爲にする理事會に依る一切の有益なる勸告成立の爲努力すべし

との公約を閣下に與ふる權限を附與せられたり。

【註一】三月十五日夜在英獨逸大使館は非武裝地帶兵力を警察官編入部隊を含み三萬六千五百、爆撃機及裝甲戰鬪部隊は皆無と公表した。

一六、四國協定案の意義

四國協定案に關してはイーデン外相は三月二十、二十三、二十六日の下院に於て白國首相ゼーランド氏は廿日又佛フランダン外相は同二十三日下院に於て說明又は報告をなした。何れも同協定案の性質及び意義を明かにせるものである。

イーデン外相の廿日の說明は主として協定案成立に至るまでの英國斡旋の經過を述べたものである。

三月二十日イーデン外相は下院に於て左の如く聲明した。

一、余は佛白伊代表間に合意成り之を各所屬國政府の議に附するに至れるを玆に通報し得るを欣快とす。獨逸の條約違反行爲確認は理事會の任務としては比較的簡單なりき。唯右表決に先ち獨逸の立場宣明の爲平等の立場に於て獨逸代表の出席あるを可なりと認め英國はその實現に努めたり。

二、獨軍部隊進出が對獨交涉開始を困難とする既成事實たるは當初より明かにして、或程度迄右違反の是正無くんば商議開始方に强き反對ありき。

仍て余は占領を象徵的ならしむるに足る進駐部隊の撤退及防備施設差控方を懇憑せり。ヒトラー總統は公に進駐部隊不增加方を述べたるも解決進捗には不充分なりき。

とて萬一不幸交涉失敗の場合には英伊政府は右場合に於ける各自の立場を文書に依り佛白に示すこととなれる

旨を說明した。

三月二十三日下院に於ける質問に對しイーデン外相は左の如く答辯した。

リツベントロツプ代表に對し四國協定案內容はブロボーザル(註一)の性質を有するもので英國政府は獨逸政府が之を受諾すべきことを望むも、何れにせよ事態改善の爲獨逸政府が何等建設寄與を爲し英國政府の任を援くべきものと信ずる旨を明かにしたが、在獨英國大使も余の訓令に基き二十二日獨逸外相に對し同趣旨を申入れた。

【註一】イーデン外相が右の如く三月十九日の四國協定は單純なる「提案」で獨逸側は對案を提出し得べきものなる旨を答へたとの報に關し、三月二十五日の佛國新聞はイ外相聲明に對し二十四日フランダン佛國外相は在英大使を通し英國政府に抗議せる處イ外相は、四國協定中獨逸に對する提案を構成する部分は單純なる提案で、其の他の部分、殊に佛白に對する軍事保障に關する部分は確定的のものと思考する旨同大使に返答したと報じ、同日のアバス倫敦通信は英國政府は四國協定附屬の書翰を未だ發送しないが、右は伊國政府の同協定承認後でなくば發送されまいと報道せる處同二十六日のエコ・ド・パリ、ウーヴル、フィガロ等は英國外務省に於てはロカルノ條約に依る保障義務は共同的たると同時に單獨的なるを以て、英國書翰未發送は伊國の協定未承認と全然關係なしと說明した旨を報じた。

廿六日の演說はライン保障に關し英國が佛國を支持すべき義務あること、但しその軍事保障は現存條約に規定する義務以上に出づるものでないこと、大陸不干涉說の維持せられ難きこと等を述ぶるとともに英の任務は專ら獨佛の和解と西歐安全保障の確立にあることを力說せるものであつた。

聲明要旨左の通。

一、余は通例の外交演說とは異り率直に問題の眞相を述べ國外よりは主として英國民に告げんと欲す。今次事態と關聯し佛獨兩國領域を同等に取扱ふべしとの議論あるも國民的感情と條約上の義務とは別にして、ロカルノ協定は爾く規定せずとて非武裝地帶設置の經緯特に佛國がライン獨立を斷念せしは米國の拒否に依り不成立に終れる英米對佛保障條約の案ありたるに依る點を强調し、右地帶關係規定のロカルノ條約への挿入は同協定獨逸原案に基くものにして、獨逸が佛蘇條約に異議あらばロカルノ條約第三條の措置を執るべく、海牙裁判所が不適當ならば佛獨仲裁裁判條約に從ひ常設調停委員會に附託すべかりしに之が解決を武力に依り道理に依らしめざりしは獨逸の立場に理由ありと爲す英人と雖同意せざるべし

二、白國の立場及同國首相の謙見に同情と敬意とを拂ふ。英國は本件の審判官にあらず、ロカルノ條約第四條の決定的なる規定に基き保障國としての措置を執りたる迄にて、余は條約上の義務を怠る最初の英國外相たるの意無し。巴里會談の際佛白は、獨逸進駐部隊の撤退を對獨交涉の先決條件とし、拒否に對しては金融經濟制裁より始まる漸進的壓迫に依り之を實現すべしと主張せるも、英國は終始平和的解決を目的とし且信賴の雰圍氣醸成を必要と認め會議地を英國に移せり

三、數日に亘る困難なる商議の結果中間的期間に對する先般發表白書の提案となれるが、右は提案にして最後的通牒にあらず。況んや之をデイクテートするものにあらず。國際軍の駐屯に反對し獨逸が之に代る建設的提案を爲さば英國政府は之を他關係國に傳達し其の受諾取付方に努むべし。但し右の如き提案無くんば

吾人の任務は殆ど不可能なり

四、四國提案中英國の爲すべき約束の中、目前の交渉に關する參謀本部折衝はロカルノ條約に基く純然たる專門的のものにして英國の政治的義務を增さざるも、政府は右折衝は、政治的約定又は國防組織に關し兩當事國間に何等義務を負はしめざることを明文に依り明かにせんことを欲し之を强調すべし。右字句は佛、白協定に做へるものなるに依り大なる困難無く同意を得べしと信ず。要するに右は條約上豫見せられたる特定且限定されたる事項に關する義務を吾人が履行するの用意ありや否やの問題に過ぎず。加之、此の種交涉は聯盟規約義務と他の紛爭とに關聯し既に數ヶ月前より英國自身の發意と請求に依り行はれたることを忘るべからず

五、英の歐洲不干與を說く者あるも、佛白領土保全が英國の緊切利益たるは歷史の示す所にして科學進步の今日特に然り。而して敵意ある部隊の右二國越境は吾人の許容し能はざる所とす。余は此の種場合の決して發生せざるべきを期待する者なるも、英國の立場を明白にすることに依り一層其の機會を少からしむるを確信す

六、一般國民は英國の聲明に依り近接國が紛爭を釀成し英國の援助を求むること無きやを懸念し之に反對を決意し居る處、政府も全く同意見にて、英國の義務は規約に基く世界的のものと之を補足するロカルノ條約あるのみにて何等義務を增加せず、又增加の意無し

七、一般的解決と關聯し提案中にある英國の他の約束は西歐不侵略協定なるが、ロカルノ條約と異り相互的援

助とし其の機構を大體先般審議せられたる西歐空軍協定と同じうす。又交涉決裂の場合に對する約束はロカルノ條約消滅後の事態に應ずるものにして、援助に關する措置を「共同」に決定すべしとせるは英國に取り重要なる意義あり且之を相互的とし不挑發侵略の場合に限れり

八、本提案に缺點あるべきも、重大なる事態の下に作成せられ又戰禍を回避し得たるに思ひ及ばば其の何れにも何等遺憾を感ぜず。唯だ英國の努力に拘らず進駐部隊不增加聲明以外獨逸は寄與をせず、又商議期間中非武裝地帶不防備確約にも反對なりと傳へらるるは遺憾にして、今後の推移は獨逸回答の內容に俟つこと甚だ大なり。英國に關する限り之に付虛心坦懷且最善の利用を爲すことを確信す

九、此の際肝要なるは冷靜を保つことなるを以て回答接到の上は暫く之が研究に當り事態の鎭靜を俟つべし。吾人は未だ難事業の第一階梯にあるに過ぎざるも將來を樂觀せんと欲す。本事件に關する英國の政策は規約に基き佛、獨見解の何れにも偏せざる獨自のものなるを要す。英國は永續的基礎を有する平和を求め之が爲には一切の協力を必要とす。而して右の爲には英國民は英國が自國義務に忠實なるを要することを知るべく、獨逸は自らの釀せる不安を輕減するに足る提案を爲さずんば商議成功の望無きを知るべし

白國下院に於ける三月廿日のヴアン・ゼーランド首相の說明は之を左の二點に要約することが出來る。

（イ）本協定に依り平和は確保せられたり。佛白は非常なる讓步を爲せるが獨逸兵の撤退は最早先決條件ならざるが故に本協定に依り戰爭勃發の危險は消滅せり

（ロ）四國間の一致は具體的に參謀本部間の接觸となりて現れ、英國は將來の假定に對し態度を明白にせり。

之獨り白國の安定のみならず世界平和の爲最も重要なることなり

而て同國新聞亦何れも首相の努力を多とし、殊に英國の援助を取付けた點に滿足の意を表した。他方佛國ではフランダン外相は三月十九日午後七時歸巴、九時よりエリゼー宮に開催の閣議に出席、倫敦交涉の經過及四國間決定に付報告し、同二十日午後下院に對し倫敦交涉の經過を報告した。同報告は三月十二日より十九日に亘る連日連夜の交涉の結果理事會は獨逸の條約違反を認定し、英、佛、伊、白間には今後の對策に關し協定が成立したこと及同協定に依り佛國の主張たるラインランドの原狀回復は實現しなかつたが獨逸の既成事實の貫徹政策は不成功に終つた旨を述べた後倫敦協定の內容を說明し、右內容中英國と軍事協定を結ぶとありし點を特に强調し、右は大戰後に於ける英佛外交史に新時期を劃するもの、軍事協定には伊國も參加することとなり、右軍事協定はロカルノ條約に代るべき新條約にも挿入されることとならうと述べ、最後に今回の協定は英佛兩案の妥協であるが之が實現は白國首相の力に俟つこと多大であつたとてゼーランド代表（白）の功績を讃へ、今回の事件に依り英佛協調の却て緊密となつたのを欣幸とし且國防充實の必要を說いた。

外相の說明に對し左派は拍手を送り右派は沈默を守つたが、英佛軍事協定に關する說明の際は滿場一致喝采した。

四國協定案の意義は以上イーデン、フランダン兩外相及び白國ゼーランド首相の說明に明らかで、右に依れば協定案の獨逸に對する提案の部分は單なる提案であるが、佛白に對する軍事保障則ちフランダン外相の所謂「今後の對策」に關する部分は確定的なものである。而て同じく四國協定といつても英國は對獨提案とその商議の繼

續に重點を置けるに反し、佛白が軍事保障の部分に重きを置いてゐることは注目に値する。前記協定案は三月十九日英國政府より白書を以て公表され同時に獨逸に通報された。而て英佛白の三國政府は直ちに同案を承認したが、伊國政府が諸否の回答を與へないことは注目を惹いた。

尙ほ協定案成立に至るまでの經過に關し外間傳へらるるところに依ればフランダン外相は理事會をして獨逸の條約違反を認定せしめた上、保障國たる英國に對し二三の具體的手段を示して援助義務の發動を要求する考へであつたが、英國は對獨交涉の繼續に重點を置き交涉中はロカルノ條約に依り佛白兩國に保護を與ふることとして、佛國を讓歩させた。而て中立地帶は最初獨佛白國境双方に設ける案もあつたが、反對に依り獨逸側にのみ之を設くることとなつたものだといふ。

一七、獨逸側の對策

三月二十四日午後七時より約一時間に亘りリツベントロップ代表はイーデン外相及クランボーン卿（會談終り頃ハリファックス卿も參加）と外務省にて會談し其の際別項の如き中間的回答を手交した。

一、ライン駐兵とヒトラー總統提案の不可分なること

二、平和保障を目的とする永續的協定は關係國の平等の生存權竝に政治的權利を承認するにあらざれば締結不可能なること

三、白書の提案は獨逸に取り平等の基礎に立たず、永續的平和樹立の前提條件を缺けること

等の諸點に關し獨逸の見解を詳述し、更に大要

「獨逸は白書提案中獨逸國民の名譽及平等權に關係ある諸點を總て拒否せざるを得ざるも、他方英國政府の勸誘に從ひ新提案を提示する所存なり」

としてあつた。

右中間回答中にあつた獨逸側の對案は、リツベントロツプ氏より四月一日イーデン外相に手交せられた。獨逸提案要領は、ウイルソン大統領の十四箇條よりロカルノ條約締結に至る經緯に言及し主として政治的見地より右條約廢棄を辯護した上（一）、政治的方面を考慮せざる海牙裁判所に訴ふるは何等建設的解決に資せず却て之を困難ならしめるとて、ロカルノ四國提案中獨逸に片務的義務を課すべき諸點と共に一括之を拒否すべきことを明言し、又參謀本部間の協議に關しては獨逸側に侵略の意思なきに鑑み佛國が之を急ぐを不可解とし、右は政治的相互援助義務の結果として且相互的基礎の上に五國の間に成立すべきものなりとて獨逸の見解を明かにし（二）、次でライン地帶及不侵略條約に對する措置、軍備制限及經濟問題等將來の問題に關し大要左の通り提案した。

一、歐洲經濟生活に對する不安定期間を成るべく短縮する爲不侵略條約及保障條約署名迄の期間を四箇月とすること

二、右期間中佛白と同樣の條件にてライン地帶の現兵力を增加せず又之を佛白國境に近付けず

三、獨逸は右相互的約束の保障の爲伊竝に中立國より成る委員會を設置し獨佛白も之に代表を派遣するの權利を有す

四、獨逸は佛白と完全なる相互條件の下に西方國境に於ける如何なる軍事的制限にも同意するの用意あり

五、獨佛白及兩保障國（英伊）は即時又は遲くも佛國議會選擧後英國の斡旋に依り佛白及獨を兩當事者とする二十五年期限の不侵略乃至保障條約締結に關し交涉開始に同意す

六、前記條約に依り何等特別の軍事的援助義務發生せば獨逸側に於ても右義務を負ふの用意あるを宣言す

七、佛獨間に於ける長年の對立を一掃する爲獨佛兩國は兩國青少年教育竝に公の出版物に關し互に侮辱し又は內政干涉を誘導するが如き一切の實行を避くるに努むるの義務を負ふ

右の爲國際聯盟內に共同委員會を設置し紛議を兩國政府に提示審査せしむ

八、獨佛兩國は右協定を神聖ならしむる爲兩國人の人民投票を以て批准を行ふことを約す

九、獨逸は即時又は前記諸條約締結後國際聯盟に復歸するの用意あり、但し適當期間內に右友好的商議に依り植民地に關する平等權竝に聯盟規約とヴエルサイユ條約との分離問題の明白にせらるべき期待を再言す

一〇、獨逸は右條約組織維持の權限を有し拘束力ある判決を下し得る新國際仲裁裁判所設置を提議すると記し、最後に將來の國際會議招集に當つては隨時單一而も明白なる問題に限るべきを提議すると同時に、先づ第一に空中戰に關し背て壽府協定に依り考慮せられたる道德的人道的精神に基き規定するを必要とし右會議に對する實際的問題として、

イ、毒瓦斯、燒夷爆彈の投下禁止

ロ、戰線に於ける中級重砲の著彈距離外に於ける無防備地帶に對する各種爆彈投下禁止

ハ、交戰區域二十粁外の地域を長距離砲にて射擊するを得ず

ニ、最上級タンク及重砲隊の廢止及禁止

を提議した後、更に一般經濟恢復の輿望に應ずる爲獨逸の提案に依り政治條約の締結を見た上直に關係諸國との間に經濟問題に關する意見を交換し、歐洲竝に之と離るべからざる一般世界經濟の改善の爲共の全力を盡す用意ありと述べてあつた。

一八、參謀本部會議

右對案は全部十九ヶ條より成る廣汎なものであるが、英國側の最も希望するラインランド築城停止に關しては何等觸るところがない。之より三月三十日午前、英國では閣僚特別會議（ボールドウイン首相、イーデン外相、軍部各大臣の外ヘールサム大法官、チエンバレン藏相、ハリフアツクス國璽尚書、サイモン內相、マクドナルド樞相、出席）開催、約一時間半に亘り英、佛、白各國參謀本部間協議の細目、佛、白宛書翰に付審議した。而して四月二日リツベントロップ代表來訪の際イーデン外相は中間期間中獨逸がライン地帶築城停止を約束するの望ましき所以を再說したに對しリ代表は斯る讓歩の困難なる旨を答へ、英佛白參謀本部間協議が延期されるに於ては獨逸は其の態度を變更するやも知れざる旨を暗示したが、英國側では別に見るところあり、同日午後イーデン外相は佛、白大使に四國協定案中の佛、白宛書翰竝に參謀本部間協議を倫敦に於て即時開始の用意ある旨通告の書翰を手交し、翌三日の下院に於て、右は信賴の雰圍氣作成に關する英國側寄與であつて、參謀本部間協議は必要なる段取の決定次第倫敦に開催すべきも右協議は何等政治的約定或は國防組織に關する約束を含まざるもので、

此の點に付佛、白側より同一見解なることの確認があつた旨を述べた。

（一九三六年五月五日）

2 壽府ロカルノ會議

一、獨逸對案の重點

倫敦に於ける四國ロカルノ會議は一九三六年三月十九日獨逸に覺書を交付し、之に對して四月一日（三月三十一日附）獨逸側から英國に對案の提出されたことは既述の通りである。右獨逸對案中最も注目すべき點は、商議中ライン地帶に要塞を築造し又は飛行機の着陸場を設けざること、との三月十九日の四國覺書の要求に對し何等の回答をも與へ居らざること、佛白國境より東へ二十粁の線を引き同地域に英、伊の部隊を含む國際軍を駐屯せしめ、他方關係國の委員を以てする國際委員會を設くること、との提案に對し獨逸國境のみならず佛國々境をも英伊兩國の監督下に置くべしとの意味の回答をなせること、又その平和機構案中二十五ケ年期限の不侵略條約を獨佛白間に締結し、同時に南東及北東國境の隣接諸國と同樣の條約を締結するといつて居るが、ソヴイエトについては何等言及するところなきこと、等であつた。

要塞及び飛行機の着陸場禁止、國際部隊の駐屯及國際委員會設置は佛白より云へば獨逸と商議開始の必須條件とも見らるべきものであるから、右獨逸對案に接した英佛白は極度の不滿を感じた。而て斡旋者たる英國も亦同樣であつた。今試みに英佛に於ける諸新聞の論調を示せば略ぼ左の如くである。

△デーリー・テレグラフ（四月二日）

「獨逸政府は今回の回答で條約違反の事實を認めず、又ライン地帶不防備に言及せざるが故に佛白兩國政府の疑念を一掃するに足らぬ。」

△モーニング・ポースト（四月二日）

「獨逸政府の提案は平和的提案を多々含んで居るが、ライン地帶短期不防備と云ふ些々たる讓歩を示さず、又條約違反に對し何等の滿足を與へて居らぬ。」

△デーリー・クロニクル（四月二日）

「獨逸政府の回答は極めて巧妙に起草され、英佛を更に難間し且英國政府が自國の輿論に對し困難な關係に立つも介意せずとの印象を強めたが、歐洲の安全强化に適切な提案を含むことも事實である。但し蘇聯邦に關し何等言及する所なきは最大の缺點で、東歐に於て獨逸政府に行動の自由を與へるやうな西歐問題の解決策は英國其の他の諸國に取つて集團的安全保障制度の致命傷とならう。何れにせよ自由平等の基礎の上に新平和機構を案出することを常に第一目標とすべく、速に獨逸政府を會談に招き其の意圖の眞摯なるを證明させることが關係列國現下の第一任務である。」

△タイムス（四月二日）

「ヒトラー總統は總選擧の結果を惡用せず、未だ曾て歐洲の經驗しなかつた大規模の平和的對案を提示した。ヒ總統の誠意は疑ふべくもない。然し英佛白三國參謀本部間の協議をロカルノ體制に基く相互援助商議の一部

と解するとの主張は、獨逸政府の違反行爲にも拘らず佛白は英國政府の保障を捨てゝ獨逸政府の提案を鵜呑みにせよと言ふに等しく條理に反する。右協議の效果は全く心理的で條約上明確にされて居るのみならず右協議無しには會商は全く不可能だ。獨逸政府の建設的方策は一般に歡迎せらるべきだがライン國境地帶の非武裝案に言及して居らぬ點は注目に値する。」

四國覺書は對獨商議開始とともに英佛白三國間に參謀本部會議を開くことになつて居る。四月一日の獨逸對案は之を不可なりとなし、若し參謀本部會議のやうなものを開く必要があればロカルノ關係國全部の軍事會議となすべく、英佛白三國だけの參謀本部會議は穩當でないといつてゐる。タイムスが之を以て無理な註文なりとなしてゐるのは、參謀本部會議とライン地帶要塞築造禁止は英國が佛白を說いて對獨交涉開始を承諾せしめた大切な條件であつたからで、これなくしては佛白は獨逸と商議に入ることを承諾せずとの態度を持して居たのである。

佛紙に至りては論調が頗る苛烈である。而してその多くは條約の神聖を認めざる獨逸が平和機構案などを持ち出すは片腹痛しとなし、ソウイエトに關して何等論及するところなきを難じ、要塞築造禁止や國際部隊の駐屯については國際條約を蹂躙した獨逸が償として當然受くべきの措置であつて、それを拒むのは誠意のない證據なりと憤慨した。

△ブチ・パリジヤン（四月二日）（ブールジエス氏）

「獨逸の提案は橫柄僞善、似而非ロマン的な點で萬人の意表に出た。ヒ總統が己獨り歐洲大陸の改革者となり、ヴエルサイユ、ロカルノ、壽府の平和に代へて伯林の平和を歐洲に强制しようとする意思は覺書の各行に泌み出して居る。」

△フイガロ（四月二日）（ドルメッソン外報部長）

「ヒ總統が獨佛國境地帶をも英伊兩國間の監督下に置かうとするのは條約破壞國と條約尊重國とを同樣に取扱ふもので言語道斷である。」

△エコ・ド・パリ（四月二日）（ベルチナックス外報部長）

「獨逸政府は今回の回答に依りロカルノ會議の提案を拒絕し、ライン地帶に於て國際法を回復する意思毫末もなきことを如實に示した。一方所謂新平和機構案は二十五箇年の不侵略條約に盡きる。佛國政府は此の際直に英佛白三國政府の會議を招集して防禦措置を協定することを英國政府に提出すべきである。」

△ボピュレール（四月二日）

「平和の敵ヒトラー總統に平和を建設させるのは間違だ。獨逸政府の回答は同國が蘇聯に對し行動の自由を保持せんとするを示す。獨逸政府が全面的解決を受諾せぬ譯は、受諾すれば勢ひ蘇聯政府とも協定を結ばねばならぬからだ。」

二、ロカルノ會議壽府に移る

四月三日駐英佛國代理大使カムボン氏よりイーデン外相に對し武府にロカルノ會議開催方提案があつた處イ外相は四月四日佛白側に對し、八日壽府に集合の十三人委員會を機としロカルノ條約國間非公式會談開催方を提議

し關係國の同意を得た。之に付四月六日英國下院に於てイ外相は左の如く述べた。

「獨逸囘答に關しては政府は未だ審議中であるが、數日前佛白政府より今週早々佛國又は白國首府に獨逸を除くロカルノ條約國會議開催方申出ありしも、此の際和協交渉終焉せりと爲すを排し、四月八日開催の十三人委員會を機とし、余が壽府に於て佛國外相及白國首相と非公式會談を行ふべき旨を提言し其の同意を得た。政府は一九三六年夏の終迄に全歐洲諸國の聯盟加入ロカルノ條約に代る西歐安全の新機構其の他の地方に於ける聯盟直接監督下の協定に依る安全强化の實現を計らんとする處、右にして成らば、經濟及軍縮事項の討議も可能となり、延いては規約自身に基く安全の增大ともなるであらう。」

英國政府が會議の場所に關し佛國の提案たる巴里又は武府案に反對し壽府を選びたるは、曩にロカルノ會議を巴里より倫敦に移したと同樣、獨逸を刺戟することを避け商議開始の交渉を圓滑ならしめんとする英國側斡旋の用意に出たものである。

三、佛國の平和建設案

他方獨逸對案に接した佛國では四月六日午後四時間餘に亘る閣議後左記要旨のコムミュニケが發表された。

「フランダン外相より

イ、三月三十一日の獨逸覺書に對する佛國覺書案

ロ、佛國政府より聯盟理事會に提出せらるべき平和建設案

の提出あり閣議は之を承認した。尙フランダン外相は閣議に對し十三人委員會及ロカルノ四國會議が近く壽府に開かるゝに至れる經緯を說明した。」

佛國の右覺書及平和案は四月八日公表された。覺書は英國政府に宛てられたもので同時に白伊兩國にも通報せられ、又平和案は英白伊三國に通報すると共に同日フ外相より聯盟事務總長に交付された。

△對獨覺書

覺書は十節より成り、先づ

イ、三月七日獨逸のロカルノ條約廢棄後佛國は原狀恢復及敵對行爲防遏の爲即刻必要なる措置を執り得たるに拘らず、歐洲平和の紛糾を避くる爲理事會に條約違反の認定を求むると同時に、問題を友好的に解決する爲ロカルノ四國の會談を開催し獨逸の要望を最大限度に容れたる提案を爲したが、獨逸は同案が獨逸國民の名譽を毀損し平等權を否認せるを名として之を拒否した、國際協力の原則たる條約尊重義務が一國民の自ら決定する自己の生存權の前に直に消滅すと爲すは不可なりとし（一節）

ロ、ライン非武裝地帶はウイルソン大統領の十四條に反しロカルノ條約は獨逸に强制せられたりと爲す獨逸主張の事實に反する事を說明し、獨逸は右主張を爲すに當り如何なる國民も外部の壓迫を受くることなくして自發的に主權を拋棄することなしと言ふが、這はヴェルサイユ平和條約に依り定まれる歐洲の領土的規定は總て之を問題とする底意なるを暗示するもので歐羅巴は其意義を熟考せねばならぬ、獨逸はダンチヒ、メーメル、墺地利をも問題とし舊植民地返還を要求する意思ありや否やを明白にする要ありとし（二節）

ハ、ロカルノ四國は新たにライン地帶に關し協定を結ぶ目的を以て獨逸と交渉に入るを得るが爲獨逸がライン地帶に關し最少限度の讓歩を爲さんことを要求せるも同國は之を拒否し四國の協調的努力は徒事に終つたと說き（三節及四節）

ニ、獨逸の態度は同國が集團的安全保障主義を眞實承認するや、それとも隣接弱國との關係を自己の意の儘に解決せんとするものなりやの試金石なりしに拘らず、獨逸覺書が此の點に付言及する所なきを遺憾とし、又獨逸の提案する相互援助を伴はざる二國間不侵略條約は一方的に暴力行使の餘地を存し歐洲の平和を確立するに足らず、又平和不可分論を信奉する佛國は西歐の安全規律の爲東歐より手を引く能はず、佛蘇條約を口實にロカルノ條約を廢棄せる獨逸が其の平和案中蘇聯邦との不侵略條約締結に言及せざるは奇怪なりと評し（五及六節）

ホ、獨逸の聯盟復歸に關し既成事實强制政策を採る獨逸に聯盟加入の資格あるやを疑ひ、獨逸は植民地問題審議を提起せるが右は同問題が解決を見ざる場合再び脫退の口實を得んとするものである、加ふるに聯盟規約とヴエルサイユ平和條約との分離、仲裁々判所の設置等意味不明確のものありとし（七節）

ヘ、軍縮に關する獨逸提案が監督問題に言及せざるを指摘し、獨逸は戰爭の人道化を說くも戰爭を人道化するより不可能ならしむる方急務ならんと答へ（八節）

ト、佛獨接近に關する獨逸の提言を了承し、佛國亦兩國民の接近に努力を惜まざるべし、但し獨逸が人民投票を云々するは政府と人民とを離間反目せしめんとするのである、佛國には佛國の憲法ありと述べ（九及十節）

チ、結論として、一國民の生存權は約束の一方的破棄を許容するや否や此の點に付明答なき限り新たに條約を締結するを得ずとし、更に獨逸に對し歐洲の現在の領土的及政治的規定を無條件に承認するやとの質問を發した。

要するに佛の覺書はライン進駐は明かなる條約違反であつて佛は直ちに之に制裁を加ふべきであるにも係らず一應獨逸と商議をなすこととなれるは佛としては非常な讓歩である。然るに獨逸側が商議開始の前提たるライン地帶築城禁止の要求をすら承諾せざるは獨逸側に誠意なきものだといふのが一つ、獨逸は平和を口にするも既にラインランドの規定を武力に依つて解決するの態度に出たところを見れば今後ダンチツヒ、メーメル塡地利等獨逸に都合のわるい規定も武力で解決することになりはせぬかといふのが二つ、條約を無視して憚らざる獨逸が平和機構案などを提出する資格ありやといふのが三つで、痛烈に獨逸の態度を難詰せるものである。

△聯盟宛平和建設案

平和建設案は其の目的を闡明せる宣言を以て始まり本文は二十五項より成り原則、政治的規定、經濟的平和、最終規定の四部に分る。各部の要綱左の通。

一、原則（一乃至七項）

國際關係の基礎は總ての國家の權利平等及獨立の承認にあり。約束の尊重なくば永續的平和なく眞に安全を樹立するには總ての國際紛爭は國際法廷に依り解釋せらるる國際法に依り規律せらるるを要す。强大國の軍備を縮少し相互援助に依り事實上の不平等を補正すべし。

二、政治的規定（八乃至十五項）

相互援助及軍縮に依る集團的安全保障制度確立の爲歐羅巴協定を締結すべし。若し右不可能ならば歐洲内にて地方的協定を締結すべく之が組織は歐羅巴委員會を設け之に委囑す。新條約は全參加國の同意あるにあらざれば變更するを得ず。相互援助の義務履行の爲各國は歐羅巴委員又は理事會に提供すべき陸海空軍を維持すべし。條約の適用は歐羅巴委員會に依り監督せらるべし。集團的安全保障確立が軍備の大縮少を爲すべし。既存及將來締結せらるべき一切の條約は歐羅巴委員會に提出せらるべく同委員會は三分の二の多數を以て是等條約が前記協定に合致するや否やを決定することを得。

三、經濟的平和（十六乃至二十一項）

平和確立の政治的事業完了せば直に各國民の經濟的協力を組織すべく、先づ國際貿易を合理的に組織し歐羅巴國間貿易の特惠制度に依り市場を擴大し、保護主義濫用防止の爲條約を締結し歐羅巴國間關稅休戰を締結し、通商條約の廢棄を阻止する爲國際貿易裁判所を設置し、通貨及信用を整備して通貨不安定及信用梗塞を除去し、原料品の共同貯藏所及歐洲過剩生産品に對する新市場を見出す爲經濟的平等權及信用協力の見地より或植民地の位置の變更（政治的主權の變更にあらず）を考慮すべし。前記諸問題は歐羅巴委員會の特別部に依り處理せらるべし。

四、最終規定（二十二乃至二十五項）

本件平和案に規定せらるゝ事項は聯盟規約に反し又は規約の適用を妨害するものと看做すべからず。本案に揭げらるる機關は聯盟内に現存する機關を以て充當し無之ときは聯盟をして設置せしむ。本案に對する參加は聯盟規約への參加を豫想す。歐羅巴國中不參加者あるときは本案は殘餘の諸國間に適用するを妨げず。佛國はこゝでも獨逸の條約違反を攻擊してゐるが平和機構案の内容は安全保障、軍備縮少、仲裁々判の三つに依り歐洲の安定を期せんとする從來の計畫と大差なきものである。

四、平和建設案と世評

イ、佛紙

巴里各紙は四月八日の紙上に於て佛國政府の對案に付論評を加へ、覺書に付ては各紙とも獨逸政府に對する回答として申分なしとしたが、平和案に付て全面的に支持せるは社會黨系ボピュレールだけであつた。

△ジュルナル・デ・デバ（四月八日、ベルニウス外報部長）

「佛國政府の平和組織案は既存の凡ゆる計畫の寄せ集めに過ぎぬ。政府側により實際的見解あらばより明瞭且實際的な對案を作成し得たであらう。」

△フイガロ（四月八日、ドルメソン外報部長）

「佛國政府はロカルノ體制廢棄問題が解決されぬ限り平和組織案を提出すべきでなかつた。今回の提案はロカルノ締約國間に論議の種を殖やしたに過ぎぬ。」

△エコ・ド・パリ（四月八日、ベルチナックス氏）

「平和案は選擧のポスターを讀む樣だ。同案には一九二四年乃至一九三一年の聯盟華かなりし頃の夢が羅列されて居る。同案は伯林の好戰的イデオロギーに對し巴里の平和的イデオロギーを對抗させようとする佛國政府當局の試みだが、同案の缺點は歐洲の運命を理事會總會等の投票に懸らせる所に存する。最近聯盟の進歩は平和的國家の相互援助を緊急の場合理事會や總會の監督から解放するにあつた。平和案が特定諸國間の同盟條約諸協定案を運用困難なるべき複雜な機關に依り監督させ樣として居るのは大勢に逆行するのみならず、超國家の思想に近付くもので退歩である。」

平和機構案は評判がわるい。ロカルノ條約廢棄問題が解決されぬ以上佛國から平和機構案など出すべきでないといふフイガロの主張は一つの見識であり、平和機構案は伯林の好戰的イデオロギーに對し巴里の平和的イデオロギーを對抗させるに急であつた、とのエコ・ド・パリの論評も注意を惹いた。

口、英　紙

英國新聞界では四月九日の紙上で佛國政府の平和組織案に付論評を加へたが、佛國政府の對案と關聯し獨逸最近の態度が遺憾とされた。斡旋者たる英國側の新聞論調としては當然のことであらふ。

△タイムス（四月九日）

「佛國對案は寧ろ審議の材料と見るべきで獨逸政府の回答より精密なるも其の全部が實現可能か否か疑問である。歐洲の現狀は未だ主權に大なる犧牲を求むるに適せず、佛國對案は獨逸政府の回答と共に愼重審議するを要し徒に破壞批判や長談議を以て片付けるべきでない。第一の目的は恒久的平和機構商議への障碍除去だ

が、獨逸政府が未だに自發的讓歩に依り國際信義恢復の必要を認めざるを遺憾とする。一定期間を限つてライン非武裝の確約を與へれば直に解決に適當な雰圍氣を釀成すると認められる。ロカルノ會議の扉を開く爲には獨逸政府が先づ何等かの鍵を提出せねばならぬ。」

△デーリー・テレグラフ（四月九日）

「佛國對案の一部は全然實行出來ず商議開始の段取には程遠い。何れにせよ右回答はロカルノ會議開始への道を拓くべき役割を果したが、八日公表の青書に明示された通り、過去二年間に亘り英國政府は絶えず歐洲國際情勢の安定に努力して來たが、獨逸政府は終始英國政府の努力を回避し續け遂に今日の事態を釀し出して了つた。然し英國政府は從來の努力を續けて各國政府間の和協を圖らねばならぬ。然らざれば永久的平和は望み得ない。」

△モーニング・ポースト（四月九日）

「最近の經驗に依つても聯盟が昔日の聯合國並に國防制度に代行し得る有效な機構でない事は明瞭である。獨佛兩國政府の對案を繞つて長い討議が行はれようけれど、結局聯盟には討論以外何等具體的なものは期待出來ぬ。」

△マンチエスター・ガーデイアン（四月九日）

「佛國對案は獨逸政府の對案より精密であるが一層非實際的だと云ふ懸念を免れぬ。佛獨兩國政府とも少くとも出發點たり得る實際的手掛りを發見する特別の責任を負つて居る。佛國政府の對案は獨逸政府のそれより

も一層徹底的且巧妙だが、現行條約の究極的改訂を明言せぬこと及獨逸政府のライン地帶築城拒否が難點である。」

△デーリー・ヘラルド（四月九日）

「佛國對案は聯盟規約を補塡し歐洲內に於ける聯盟機關の運用、强化を目的として居る點は聯盟の世界性を害せぬとの了解の下に一般の支持を得べきだが重要な詳細な點になると明確を缺く。右對案は獨逸政府其の他の對案と同樣全歐洲の商議を必要とし、全歐洲の協力に依つてのみ實現し得るもの故忍耐と善意とを以て穩かに審議を續けねばならぬ。」

こゝでも佛國平和機構案の非實際的な點が指摘されて居る。英國側論評は獨逸の覺書も佛國の對案も議論の爲の議論のやうで兩國ともつと具體的な案を出すべきだが取敢へず獨逸が築城禁止の要求を承認するのが本筋だといふことに歸着する。

【註】四月二十五日附エコ・ド・パリ紙及ウーヴル紙は獨逸のラインランド再武裝地帶に於ける永久的野戰要塞構築に關し左の如く報じた。

「獨逸は三月七日以來着々國境線防備强化計畫を實行し、工事は遲くとも十月下旬乃至十一月上旬には完成の模樣である。獨逸は防備手薄の右地帶を掩護するに不可缺の砲臺を設けるに過ぎず、又獨逸には重砲兵の不備なる關係上其の國防線はマヂノ國防線とは比較にならず、從つて獨逸は要塞と稱すべきものは何等築造して居ないと主張する積りらしい。右獨逸國防組織の主要線は屢國境より可成り遠ざかつて作られ警備線は更に遠ざかり、之は既に以前

より建設に着手されて居る。更に獨逸は白耳義、和蘭國境、瑞西、墺地利國境、佛蘭西國防線方面に自動車專用道路の建設に着手して居る。」

ハ、獨　逸

フェルキツシヤー・ベオバハター（ナチス機關紙）は獨逸案の建設的直截簡明なるに反し佛國案を非建設的にして徒に廣範圍に亘り捕捉し難しとし、又其の經濟關係對案は廣汎さに於て過去の軍縮案以上に實現性なく何國も眞面目に受入れまいとし、

ベールゼン・ツアイツングは、佛國案は理想的、非實際的、挑戰的の謗を免れず、佛獨間不平等權の維持並に國際間優劣差別を原則とし、時局の進展に資すべき意志を見出し得ずと述べた。

五、壽府四國會議

ロカルノ關係英、佛、白、伊四國代表は四月十日午後及夜二回の會合を重ねた結果要旨左の通のコムミユニケが發表された。

（一）白、佛、英、伊代表は四月十日意見交換の爲壽府に參集し、

（二）獨逸政府は新條約制定に必要なる信賴を恢復するに付即時一般的商議開始を可能ならしむる爲の寄與を爲さゞりしことを認定し、

（三）然れども和協の總ゆる機會を作るべき時なるを認め之が爲には獨逸覺書の或點、就中佛國覺書に揭げた

るものを明白ならしむるの要あり、右目的を以て英國代表は獨逸政府と接觸を保つべく殊に獨逸政府が提議する二國間條約の意義、又右條約は如何にして規約の規定する集團的安全組織若くは相互援助の機構内に入るべきやに付獨逸政府の見解を質すべし。

(四) 佛國代表は商議繼續中ライン地帶の現狀に重大なる變更が齎らさるべき場合に付ては總ゆる留保を爲せり。右變更が行はるゝ場合四國代表は直に參集すべきことを決定せり。

(五) 三月十九日決定の第三項所定の參謀本部間の接觸は四月十五日開始せらるべきことを諒知す。

(六) 佛國の平和案は之を審議の爲聯盟に送付方を決定す。獨逸政府に對しては前記第三項に述べたる所を留保し其の覺書を理事會に提出せんことを求むべし。

(七) 如何なる場合にも次回理事會の際壽府に參集すべし。

(八) 伊國代表は同國政府の名に於て其の承認を留保せり。

【註】 三月十九日四國覺書の第七條は、第五條及び第六條に獨逸がラインランドに增兵せざること、要塞を築造せざることと、國境より二十粁地帶に國際軍を駐屯せしむること、國際委員會を設置すること等を擧げたる後

「獨逸が前記諸項を明白に受諾せば四國は特に(一)獨逸提案第二乃至第五點の審議(二)ラインランド非武裝地帶の改訂(三)一切のロカルノ條約の安全を强化し且其の參加を可能とする相互援助條約起草に關する商議參加方を獨逸政府に提議す……尙今後の商議中新たに定むべき地帶に對する要塞施設の禁止又は制限規定の採用に力む」

とある。

コムミユニケの前半は獨逸の非違を糺彈したもので佛國側の要求を表示し、後半は商議繼續を言明し英國側の主張をあらはしたもので、要するに英佛の妥協案である。會議では相當波瀾あつたものの如く、四國會談の經緯として佛紙ウーヴルのタブイ女史が報ずるところによれば、フランダン代表(佛)は對獨和協の失敗、獨逸の要塞築造禁止の拒否、倫敦協定に依る四國の對獨壓迫措置適用等に言及する書翰を獨逸に送付することを要求し、イーデン代表(英)は之を拒否しゼーランド代表(白)より妥協案の提出あり、平和條約第四十三條違反問題に付佛國は保障として英國側より參謀本部間聯絡强化の約束を取付けた。又エコ・ド・パリのベルチナツクスは本件解決案は獨逸問題に關する英國外務省の從來の取扱方法に合致し、又之れ以上果斷なる措置は英國民論の承認せざる所であらうが、歐洲時局は重大で斯る緩漫なる對策では不充分である、壽府では多數の論者は三月七日佛國側が即刻動員して報復手段を執つてゐたなら英國もロカルノ條約署名國として佛國に追隨するを餘儀なくされたらうとの意見である、此の實力の表示が今後英佛協調より發生することあるべきや否や今日の處疑問ながら平和の維持は恐らく實力行使なる對價を必要とすべし、と論じた。

六、三國參謀本部協議

四月十日の壽府四國會議後英、佛、白參謀本部間協議は十五日午前十一時半英國海軍省に於て開會式を行ひ其の後陸、海、空三省にて討議續行。各國代表左の通。

△英國側

海軍　ジエームズ軍令部次長及サイフレット大佐
陸軍　デイル中將（十四日附少將より昇進）ヴエニング少將及アダム大佐
空軍　カートニー中將、ハリス大佐及アンドリユーズ中佐

△佛國側
陸軍　シユワイスグート將軍
海軍　アブリアル提督
空軍　ムシヤール將軍

△白國側
デフオンテーン將軍及ウテル在英空軍武官

倘協議は四月十六日終了せるも私的會談は十七日にも行はれた。

右參謀本部會議は壽府四國會談以前から打合せのあつたもので、エコ・ド・パリ紙が同會議は結局恒久的の相互防禦同盟規約の締結を豫見し且必要あるときは平和條約第四十二條を尊重せしむる爲め行動すべき義務を英國に負はするものだ、と論じて居るのを見れば、佛國が同會議に重きを置き且之を以て對獨商議開始の重要件となして居ることは明かである。

七、獨逸に對する英國の質疑

英國では四月二十二日イースター休暇後初めて閣議開催、外相の壽府會議報告を聽取し、壽府會談で決定せる對獨質疑案を可決し直ちに伯林政府に交付するとともに五月八日白書を以て之を公表した。公表は外相發在獨英國大使宛書翰の形式を採つた。要旨左の通。

一、英國政府は歐洲平和確立の大事業に及ぶ限り協力せんと欲す。右目的及有效なる商議開始の爲閣下は獨逸宰相と會見、先づ右の趣旨を申入れられたし。

二、歐洲平和一般商議に缺く可からざる信賴恢復の爲非武裝地帶に關する一時的措置に關し一層實質的なる獨逸の寄與なかりしを遺憾とするも、そは玆に言及せず。三月三十一日附の覺書に付ては當方の檢討大に進展せるも、今や獨逸覺書中の若干點に關し獨逸との審議を必要とするに至れり。

三、三月二十四日附覺書に依れば、獨逸はライン地帶出兵に依り右地位を確立せりと認めたるが如きも、他方又別樣の解釋を可能とする文句あり、獨逸政府は此の點を明確にするを要すべく、然らずんば新條約の商議は無用となるべし。

四、獨逸と佛國、白國及多分和蘭との間の不侵略條約締結に關する獨逸提案を歡迎す。獨逸政府は之に保障條約を伴はしむるに同意なりと了解す。是等の條約の備ふべき形式は今後の詳細なる商議に於て確定せらるべし。

五、又獨逸と其の南東及北東隣國（政府は獨逸の地理的隣國と共に少くとも蘇聯邦、ラトヴイヤ、エストニヤをも含ましめば一般的解決を促進すべしと信ず）間の不侵略條約は相互援助協定に依り保障するの意なり

や。

六、獨逸政府は條約實施に關し仲裁裁判所設置を提案し居る處、其の權限及構成並に其の聯盟理事會及常設司法裁判所の有する權限との關係を知りたし。

七、閣下は右諸點に付宰相と討議し、他の點に關しても後日質問あるべきこと及獨逸の聯盟復歸問題討議に先立ち「規約とヴエルサイユ條約の分離」なる語を明確ならしめんことを欲す、と述べ置かれたし。

右質疑後五月十二日英、佛、白三國代表蔣府に會合、獨逸側回答ある迄一時會合を延期することに決定した。

（一九三六年六月五日）

3 對伊制裁撤回顚末

はしがき

伊エ紛爭其の後の經過に就ては一九三六年二月十二日聯盟石油專門委員會は石油制裁に關し詳細なる報告を起草したが、理事會の採擇を經ざるうちに伊太利側は猛然として行動を起し、四月十七日伊軍はアヂス・アベバを爆擊し、五月六日羅馬政府はエチオピヤ併合の宣言をなした。而てエチオピヤ皇帝は國外に蒙塵するの止むなきに至り、聯盟總會亦七月六日同十五日限り對伊制裁を撤回するの決議を通過して、伊エ紛爭は之を以て一段落となつた。

以下掲ぐるところは「フオレン・ポリシー・リポーツ」二月號に載せられたウエラ・デイーン氏の論文である。之に依れば制裁拋棄の大勢の決したのは一九三五年十二月ホーア・ラワル案の問題となつた時からであつてノ氏は其間の事情を詳細に研究し、石油制裁報告の作成の如き單に外面を糊塗するの手段ではなかつたかとさへ言つて居る。果して然るや否やは別とし伊エ紛爭史の有力な參考資料として試みに採錄することゝした。

一、石油專門委員會報告

一九三六年二月十二日提出の聯盟石油專門委員會の報告に依れば、聯盟各國が擧つて禁油を實施し、而て米國

が對伊石油輸出を一九三五年度以前の水準に制限するとすれば、伊太利は三ケ月半位で石油に困るであらうが、米國が輸出の制限を爲さないとなれば、單に伊太利の石油購入が困難となり高價となるだけであるとある。然るに米の上院は二月十八日前日の下院の決議に引續き、一九三五年八月三十一日の中立決議を一九三七年五月一日迄延長するの案を可決し、而て右中立決議には交戰國に對する原料輸出制限の條項は一つもない。斯うなつて來ると聯盟諸國がここで對伊禁油を實施せんとするのは徒らに伊太利の報復を挑發するばかりである。然らざれば禁油を以て脅かしムッソリーニに新和平案を强制する爲に過ぎなからうと云ひたくなる。

目下伊軍は北部戰線に於て大活動を開始し、二月十五日エンダルタ地方の要地でテンビエンの關門であるアンバ・アラダムを占領して終つた。伊太利は戰車、飛行機といふ猛烈な軍器を備へ自動車隊の後援を有せるにも拘はらず、今日迄は北部でも南部でも將又南東部でも占領せる處は國境に沿ふ狹い地域に過ぎなかつた。その伊太利軍が今俄かに奥地へ兵を進めるやうになつたところを觀ると、伊太利はホーア・ラワル案より遙かに强硬な和平案をエチオピヤに强制する肚を決めたのでないかと察せられる。筆者が禁油報告案を以て聯盟がムッソリーニを抑へる爲の掛引でないかといふのは之が爲である。

ホーア・ラワル試案の理由とするところは聯盟の干渉が無ければエチオピヤはうまく行かない國だし、一方伊太利が市場や原料や人口の排け口となるべき場所を要求するのは無理のないところもある。ところでエチオピヤ以外にどこの國が伊太利にそれを提供するかといふのである。併しながらホーア・ラワル案擁護の主要點は、和平解決は交戰國の一方を完全に崩壞させて仕舞よりも、慘害が少いと云ふにある。即ち伊太利が負ければ國内に

共産主義が擡頭する虞があり、勝てばファシストが勢付いて阿弗利加に於ける英佛の領地をもねらふやうなことになるが、どちらにしても面白くない。英佛兩國は歐洲の眞の敵は伊太利で無くて、ナチ獨逸であると考へて居るからである。唯此處で問題となるのはエチオピヤ戰爭を止めさせる爲、聯盟が讓歩して伊太利を歐羅巴のコンサートに引戻すことになれば押の强い者が勝つといふことになつて、獨逸が益々事を構ふるに至りはせぬかと云ふことである。それだから一九三五年十二月迄は、英佛ともに石油制裁まで行く肚はなかつた。石油制裁になればエチオピヤの戰爭は止めさせ得るかも知れぬが、ひよつとしたら歐洲戰爭になるといふ危險があるからだ。此の困難な情勢から生れ出たのが、聯盟を裏切つたものとして、全世界の批難の的となつたホーア・ラワル案である。ホーア・ラワル試案の起りは和平解決に關し羅馬、巴里、倫敦間に交涉の開かれた十月中旬のことである。此の交涉に就ては、佛國政府は劈頭から否定し、英國もそんなことはないと打消して居たが十月十六日巴里駐在のセラチ伊太利大使がムッソリーニから出た試案の大綱をラワルに手交し、佛國首相がそれを英國政府にも傳へた事は事實であると見られる。ムッソリーニ案なるものはエチオピヤの中でアマリック族の住居する地方はハイレ・セラッシエ皇帝の手に殘し、アマリック族の住んで居ない地方は之をエチオピヤから分離して伊太利が管理し、チグレ州は伊太利が統治する、而てエチオピヤには軍隊を持たせない、同時に伊太利はエチオピヤで土民軍は募らず僅少の警察部隊を置くに止め、エチオピヤの爲にアサブ港に自由地帶を設ける、といふのであつた。

ムッソリーニの提案は巴里で英國外務省エチオピヤ局長モーリス・ピータソンと佛外務省のド・サン・クアンタン氏とに依つて檢討されたが、兩氏共ムッソリーニ案は、聯盟の主義とは一致せずアヂス・アベバは無論承諾

しまいから聯盟に持ち出しても駄目だと云ふに一致し、更めて伊太利のみならず聯盟にもエチオピヤにも受諾される様な案を考へてみたが何等の確定案をも得るに至らず、一部の試案は羅馬が承諾しなかつた。

斯く和平交渉が失敗して見れば、聯盟としては制裁論で突進するの他はなかつた。而も制裁統制委員會が、十一月一日壽府で開催された時ラワルは佛國が忠實に義務を履行する旨をホーアに約しその代り英國でも今後ともに機會ある毎に和平解決に力を致すこととなり、伊エ紛爭以來英佛の外交は度々齟齬したが今後はそんなことのないやうに事前に打合をなすことに談が定まつた、而て此の會談は英佛の協調を密にしたものとして聯盟論者の歡迎を受けた。

更に十一月二日ラワルは統制委員會に對し聯盟は急いで和平解決案を見出さねばならぬ、英佛兩國政府も專ら和平解決に助力すると述べ、次で起立したホーアは、和平解決に關し巴里倫敦と羅馬との間に交渉の行はれたことを肯定したが、その交渉は纏らなかつたと述べ、吾々は聯盟を袖にして伊太利と妥協するとか聯盟やエチオピヤの受諾出來ない協定を結ぶといふやうな考は毛頭ないと聲言し、制裁論者に氣勢を添へたものである。

二、英佛の對伊和平交渉

英佛と伊太利との個別的和平交渉の不評に鑑み、之を公の交渉となさうと試みたのが、白耳義代表ゼーランドの提案である。氏の提案は統制委員會をして英佛に和平交渉を委任せしめようと云ふのであつた。氏は云つた、「此れが實行されれば、聯盟の權威は高まり和平の機會も多くなるであらう」と。二三の代表は此の提議に接して不安を感じ、波蘭代表コマルニキは統制委員會には英佛に交渉の全權を委ねる權限はない、それは理事會の仕事であると云つた。かくて白耳義の提言は採決に附せられなかつたが議長のヴアスコンセロス（葡萄牙）は統制委員會は白耳義首席代表の示した希望を認め、之に滿腔の贊意を與ふるものと認むと述べた。之に對して何人も發言するものがなかつた。而て沈默は直に贊成とせられた。

ゼーランドの提案以前に、統制委員會は既に原料の輸出制限と伊太利貨物のボイコットは十一月十八日より實施すべしとの決議を通過して居た。而て十一月四日には統制委員會の經濟小委員會は原料の輸出禁止を石油、石炭、鐵、鋼鐵にも及ぼすべしとのカ奈陀代表リツデルの提案を審議し之を起草委員會に附託することとなつた。而て十一月六日の十八人委員會はうまく行くといふ見據のつき次第石油石炭の輸出制限を行ふべしといふことになつた。見據と言ふのは非聯盟國、殊に獨逸と米國が聯盟國の輸出制限に乘じて伊太利に石油や鐵を輸出しないかどうかといふことである。

併しながら聯盟に於ける對伊經濟制裁の決議は集團的安全保障の勝利として、聯盟各國が侵略を喰止め、侵略國を處罰する爲になした有史以來始めての協力として全世界を通じて喝采されたが、それは極めて短かき間のことであつた。英國では勞働黨は早くから若しボールドウイン內閣が十一月十四日の總選擧で勝利を得るやうなことがあれば、帝國主義的な政策に依りエチオピヤを犧牲として伊太利と妥協するに相違ない。而て集團的保障などを當てにせず專ら軍備を擴張して個別的な同盟を結び聯盟を全然裏切るだらうと言つて攻擊して居た。選擧戰では外交問題が中心となつた。而て政府を支持する者はボ內閣は依然聯盟主義を固持し、伊太利エチオ

ピャばかりでなく聯盟も受諾し得べき解決案を求むるものであると說いた。而てボールドウインは十一月三十一日の國際平和協會での演說で孤立外交は最早や不可能である、我々はドンキホーテでもなければ、世界の警官たらんとする夢を逐ふ者でもない、平和に對する集團的努力は今日に於ては簡單な常識であると述べ、聯盟が兵力に訴ふることあるべきを論じて聯盟の創設者は平和は之を希望するだけでは充分でなく、兵力を以て之れを強要する必要のあることを知つて居た、幾度か愼重審議を重ねながら、その判斷を實行に移すの意なきに於ては聯盟は畢竟無意味である、と述べた。

右の聲明が集團保障論者、經濟制裁者をして政府に投票せしめた主なる理由であつたことには聊かの疑ひもない。從つて政府が十一月十四日の投票に於て、一九三一年の壓倒的勝利は得られなかつたけれども、倘下院に於て二四七票の差をかち得た時何人も政府は必らずや一步進んだ制裁手段を採用し、單に伊太利を弱めるに止まらず、之に依つて戰爭を終結せしめるであらうと考へた。

三、伊太利の抗議

英國總選擧の直前則ち十一月十二日、伊太利政府は制裁贊成の聯盟諸國に聲明書を發し九月四日に理事會に提出した伊太利の覺書が充分なる考慮の拂はれなかつたこと、聯盟規約の條項が適切に適用されなかつたこと、從て聯盟の決定が正當なる法的基礎を缺けること、エチオピヤの地方團體が役人や僧侶を先頭として伊太利軍の保護を受けて居ること、伊太利が占領地方の奴隸を解放し、一萬六千の奴隸に自由を與へたことを擧げ聯盟各國は

此等の新事實を認識し、擧止を決すべきであると述べ伊太利の保護が無くなれば、恐ろしき報復が歸順した土人の頭上に振り懸つて來るから、伊太利は之を保護する義務があると記し、制裁を決定した統制委員會は聯盟の正式の機關では無いとなした。

聲明書は尙續けて云つた、制裁の適用は紛爭の解決を遲延せしむるに過ぎぬ。之まで伊エ紛爭よりもつと重大な紛爭があつたけれども制裁の適用がなく、伊太利に對して始めて之を課するは橫暴である、斯の如くんば伊太利も亦經濟的、金融的の對抗措置を講ぜねばならない、伊太利品のボイコットは、經濟的處置と云ふよりも寧ろ敵對行爲である、而して世界經濟から四千四百萬人を擁する伊太利市場を除外したら、世界中の幾百萬と云ふ勞働者の生活と生命の根源も直ちに枯渴するに至るであらうと。

伊太利の右聲明書が、聯盟各國の步調を亂し殊に英佛を離間し、聯盟諸國から個別的回答を得るの目的に出たものであつたならば、それは失敗であつた。右抗議に對し英國は最初聯盟として回答すべきことを主張し、それが容れられなくて英佛別々に回答を發することとなつたが、兩國會談の結果起草され十一月二十二日に發表された兩國の回答は實質的には全く同一のものであつた。英國の回答は理事會は伊國を除く全會一致を以て伊太利が條約に違反して戰爭に訴へたことを確認した。英國は右決議に同意したから之に伴ふ制裁にも參加しなければならぬと云ひ、從て此の際再び議論を繰り返へすの必要なしとなし、聯盟各國は個別的回答をなすべきだとの伊太利の主張に關しては、伊國通牒の最後に自由且主權的なる判斷とあるも、英國政府は規約に同意するに當り右の如き判斷を放棄せることなく、規約の精神に準據して之を行使せるのみであつて、政府は只伊太利政府に於ても

規約加入に關し同樣に解釋されん事を希望すると述べてあつた。

佛國の回答は英國のそれよりも、調子が穩かで、伊佛親善を說き佛國が今後も和平解決に努力すべきことを述べて居るが、制裁に關しては同じく佛國は理事會の決議に從はねばならぬ、之に背くことは聯盟による集團的安全保障を危殆ならしむるものだと云つた。

四、伊太利の制裁對抗

聯盟の制裁阻止に失敗した伊太利は進んで報復手段を採ることとなり、フアシスト黨大評議會は十一月十七日大會を開き、制裁發効の十一月十八日を世界歷史冒瀆の日なりとし、これ迄になかつた聯盟の制裁を單り伊太利に課せんとするは、伊太利國民の理想と存在とを無視し伊太利國民を經濟的に窒息せしめんとする計畫にして、伊太利國民を屈伏せしめんとする無駄な努力であると宣言し、全國民をして恰も祭日の如くに國旗を揭揚せしめ、伊太利に對して行はれた不正を記錄として後世に殘す爲め、市町村役場の石に右の次第を刻みつくることを命じ、制裁に贊成した大陸の諸國を攻擊すると共に、制裁に反對した諸國に對しては平和を助長し、良く伊太利國民の精神を理解したものとして感謝の意を表した。

更に十一月十八日伊太利政府は制裁對抗措置として緊急勅令を發し、制裁參加國より輸入する一九七種の品目に對しては輸入許可を要することゝした。右貨物の中には既に聯盟の禁止した諫謨、亞鉛、鑛石の如き原料のみならず、棉花、生糸、パタ、小麥等の如く未だ聯盟のブラック・リストに記載してゐないものまでも含まれてゐた。而して制裁に參加せざる國、又は條件付で制裁に參加してゐる國からの輸入は前年度當該期輸入に對する一定割當率を基礎として稅關に於て許可する。制裁參加國からの輸入に對する支拂は、外國爲替局にリラ貨で供託する。之に對し爲替局は利子を支拂はない。制裁國への輸出は代價が既に爲替で支拂はれてゐる時にのみ許可する。勅令は又輸出禁止の品目を定めた、裸麥、大麥、燕麥、野菜物、オリーブ油、毛皮、鑛石、金屬、或種の木材、皮革、各種化學製品、護謨、タイヤ、擾穫等がそれである。之より曩にも十一月十日政府は石油取引法を發布し個人の消費を防ぐ爲にガソリンの値上をなした。

次で政府は金準備保有の爲め、十一月十四日金專賣局を創立して金地金の買入に着手し、伊太利銀行は金專賣局の命を受けて一瓦の金の買上値段一二・六三リラを一五・五〇リラに引上げた。而も政府は之を以てリラの平價切下に非ず、聯盟の經濟封鎖の爲リラ貨が一時國內と外國とに於て價格を異にするに過ぎないと辯明した。

同時にフアシスト政府はエチオピヤ遠征に馬力をかけ、決定的勝利を得て和平交涉に際し有利な立場に立たんことを欲し、十一月十七日フアシストの元老で一九二二年三月の羅馬進軍四頭目の一人であるデ・ボノ將軍をエチオピヤより召還し、參謀總長のバドリオを以て之に代へた。バドリオは若くてエマヌエル皇帝の親友であり、之までフアシスト反對と見られた人である。デ・ボノ將軍の召還は、彼の指揮する黑襯衣隊とグラチアーニ將軍の率ゐる南部戰線の正規軍との不和の爲であると云はれ、デ・ボノ將軍の注意深い戰略が速成を欲するムツソリーニの希望に副はず、血氣なバドリオ將軍ならば六月の雨期に入る前に戰爭を片付けるだらうと期待された爲だとも云はれてゐる。

五、對伊制裁の効果

對伊制裁の影響は政府で貿易統計や、伊太利銀行の報告の發表を禁じた爲め之を知ることは六ケ敷かつたが精神的方面から見れば、制裁は伊太利政府を弱めるよりも寧ろ之を強め、國民の愛國的精神を煽り經濟的にも飽迄聯盟に反對するの氣勢を添へた。即ちファシスト政府は之に乘じて工業、農業及び外國貿易の管理を斷行した。高價な果實や野菜の如く以前海外に輸出されたものは輸出が止まつて內地の値段は安くなつた爲め、國民は食料の缺乏には遭遇しなかつた。

制裁に依つて最も影響を受くる經濟部門は、第一にチュリンのフイアト自動車工場やシシリーのオレンジ及レモン栽培業者の如く主として輸出貿易に從事する商人であつたが、政府が東阿に於て使用するトラック自動車及其の他の機械の注文を出したり軍隊用としてのオレンジ類買上をやつた爲め埋合がついた。工業界の直面せる尤も重大な問題は何といつても原料の補充と云ふことであつた。原料の大部分は外國の通貨によつて、外國に於て買入れるものである。然るに輸出が利かないから外貨は得られないし、在外正貨は主として戰爭用材料の購入に當てられるからである。そこで政府は百方國內資源の開發に努めガソリン代りに人造アルコールや、植物性油を使用し、それまで捨ててあつた炭坑を開發し、鐵や他の金屬の屑類を集め、國民亦結婚指輪まで獻納して金の補充に努めた。獻納された金の價格は十億リラ以上と計算された。

從て聯盟の制裁が最初の經濟的措置に止まつてゐる間は伊太利政府は聯盟の包圍に對抗し經濟報復で滿足して

居るらしく見えた。然るに聯盟が更に制裁を擴張し石油禁輸に迄及ぼすことになれば事情は一變する。輸送は自動車に依り襲撃は航空機に依つてゐる東阿遠征の伊太利軍にとつて、石油は命の綱である。而も伊太利の輸入する石油の九割は聯盟各國から輸入されるものである。聯盟國が石油の輸出を禁止すれば伊太利は虻蜂とらずになつてエチオピヤ戰爭を止めねばならなくなる。ムツソリーニは此に至つて武力的報復を以て英佛を脅威し始めた。而して一部のものは之を彼の恫喝に過ぎないとなしたが、伊太利の態度は實際に於て死物狂となつて來た。石油制裁が伊エ紛爭を終熄せしむるに足る程有力なるだけ伊太利側の報復の危險も亦增大した。私は聯盟國が歐洲の全面的戰爭を堵して迄石油制裁に邁進するの覺悟ありやとの疑問を提起する所以は此にある。

六、和平交涉の曲折

十八人委員會が石油、石炭、銑鐵、鐵鋼の輸出禁止を議することになつてゐた豫定の日の一週間前即ち十一月二十三日、巴里駐在の英國大使サー・ジョージ・クラークは、ピーターソン氏を同伴和平交涉に關し佛國政府と再協議を開始した。之より先きムツソリーニは聯盟が禁輸を斷行すれば伊太利は之を以て聯盟の敵對行爲と見做し、その結果歐洲大戰となるかも知れぬと豪語した。英國の和平交涉再開は之によつて生じたものである。ムッソリーニの警告は同時にラワルをして、紛爭の擴大と伊太利の勢力を削ぐ樣な措置を取つてはならぬと決心させた。ラワルは此の際英佛で實行性ある和平案を作つたらムッソリーニは直に受諾するであらうと考へた。而して一度和平交涉を開きさへすれば制裁を中止させることは出來ないまでも、石油制裁だけは中止するやうに英國を

說服することが出來るだらうとの自信を持つてゐた。仍てラワルは十一月二十四日までは內政關係で巴里を離ることが出來ぬといふ口實に依り十八人委員會の延期を要求し、英國亦之に同意して十一月二十九日開催の豫定であつた委員會は十二月十二日に延期された。

前記英國側の和平交涉再開はラワルの外交的窮地に陷るを救ふといふ思ひやりから出たものでなかつた。英國は石油制裁が伊太利を狂犬の如くならしめ、英佛の疎隔となり、惹いて聯盟の瓦解となることを恐れた爲であつた。ボールドウイン內閣は曩に聯盟の決定を俟たずして九月に大部隊の艦隊を地中海に派したものである。而も一度石油制裁の爲に戰爭となり、英國が單り伊太利の矢面に立たねばならぬとなれば、英國としても考へ直さねばならぬ。殊に埃及の情勢が不穩となり、日本の支那進出が目ざましくなつて、動もすれば英國の權益までも脅かさんとし、獨逸が東歐に於て活動し同時に植民地還付を要求するに至りて、英の困惑は一通でなく、米國側その後の對伊石油輸出制限の暗示さへも今では反つて心配の種子となつた。這間の事情は十二月十九日の下院に於けるホーアの演說が充分に物語つてゐる。

「石油制裁問題に依つて、新情勢の作り出されんとしたのは明かである。假りに石油制裁が實施され、非聯盟國も之に加はるとすれば伊ェ兩國をして戰爭を中止せしむることは出來る。然しながら石油制裁がそれ程有功であるだけ危險が大きい、それは伊太利は既に石油制裁を以て軍事的制裁なりとし、聯盟の對伊宣戰なりと考ふるに至つたからである。

英國は自國の防禦に關する限り伊太利の威嚇に驚くものでない。伊太利が攻擊を開始すれば吾等も之に應ずるのみ。而て我國過去の歷史から判斷すれば勝算は我にある。併し吾々の胸中に去來せるものは、そんなことでなかつた。他の諸國の援助なくして一國と一國との戰爭となれば聯盟の存在は無意味になるといふことであつた。然るに今や他の聯盟諸國は一隻の軍艦も一臺の機械も一人の兵士だも動かさずして、空虛な抗議に滿足して居るのである。聯盟諸國の實際の協同なくしては、集團的保障は不可能であり、滿足なる和平的解決を得る事も出來ぬ。他の聯盟諸國が僅かに五分の協力をなして百パーセントの講和をかち得んとするのは無理である」と。

ホーアとラワルの巴里會談はホーアが休養の爲瑞西に赴く途中、閣僚の懇請に依りノツピキならず承諾させられたのであつて、彼は始めから氣が進まなかつたのである。而かも他の諸國が伊太利に對して軍事的制裁まで進む意思がないとすれば、不滿足な條件でも我慢して和平交涉に依り問題を解決するの他に途がない、彼はさう考へたのである。此で問題となるのはホーアは他の聯盟諸國に戰意のないことを批難して居るが、果して然らば九月の壽府會議で最強硬論を主張した英國に始めから戰爭迄行く決心があつたかどうかである。英國の艦隊派遣はムツソリーニを屈伏させる爲の示威運動に過ぎなかつたとさへ見らるる節がある。十一月廿六日のラワルのラヂオ放送に依れば、軍事的制裁は勿論苟も戰爭を挑發する樣な經濟的制裁さへ始めから一度も英佛の協議に上つたことがないといふのである。

ラワルはいつた。「吾々は初めから軍事制裁はもとより海軍封鎖になりそうな措置さへも之を回避することに話を定めて居た。制裁は戰爭を終熄せしむる唯一の方法でもない、英佛は共同の目標である和平交涉をどこ迄も續けねばならぬ。吾々は出來るだけ早く聯盟規約の精神と伊太利の權益とが一致するやうな公正な解決案を發見

せねはならぬ。さうなればストレーザ會議の仕事が再び英佛伊の間に繼續されることにならう」と。

然るにラワルの右のやうな期待に反し、伊太利政府は十一月二十七日一部の部隊に動員令を下し、現役兵の三ケ月の休暇も取止めとなつた事を發表した。此の發表は石油制裁が實施さるれば、伊太利は英に對して報復手段を執るであらうとの警告なりと解された。各國が伊太利を亡ぼすと云ふならば、伊太利は他の諸國をも道連れにしようといふのである。

伊太利部隊の動員とセラチ大使の威嚇は佛の對伊態度を強化させた。十一月二十八日ラワルはサー・ジョージ・クラークとの會談の後セラチ大使を招致し、萬一伊太利が聯盟の決定に從へるの故を以て英國を攻撃するが如きあらば、佛國は直ちに英國側に加擔するであらうと通告した。此の通告は立處に效を奏し、羅馬では十一月二十九日伊佛國境に對しては一兵の動員をもなさなかつた旨が發表され、ラワルは伊太利の友人であり、歐洲平和の擁護者であると稱讃された。而てセラチ大使亦佛國首相に對し伊太利政府は石油制裁を非友誼的なものと思ふが對敵行爲とは考へない旨を申入れた。

伊太利の右の態度に鑑み佛國は和平解決の望みあるものとし、十二月一日ラワルはセラチ大使を通じ此の際伊太利から和平交渉のいとぐちを切らんことを勸告し、然らされば佛國も止むを得ず石油制裁を支持せねばならなくなると言つて佛國の苦境を訴へた。而て巴里新聞亦伊太利が和平的精神を示すならば、佛國は聯盟の石油制裁を止めさせ得るであらうと書いた。丁度其の頃巴里では英佛の關係者が和平交渉の基礎案を研究して居たがラワルが乘り氣にならないので進捗しなかつた。ラワルは又佛國が石油制裁で行くか或は又和平交渉で進むかといふ

ことに付ても英國側に何等の表示もしなかつた。それらのことは十二月七日と定まつてゐたホーアの巴里訪問を待つて論議する肚であつた。

英國では新議會の開會を前にして十二月二日に閣議が開催された。併し豫期に反して石油制裁に關しては何等の決定も見なかつた。閣僚は十二月十二日までは尙和平交渉を試むべきで英國だけが決定を急ぐ必要がなく、他國の肚が定まつたら英國はいつでも石油制裁に參加するといふやうな態度であつた。

ホーアが、滿足な解決案を得られるかどうかを疑ひつつも、十八人委員會開會以前に何等かの案を作り上げやうと決心した次第は十二月五日の下院に於ける彼の演說に明かである。

「吾々の仕事は無駄な努力であるかも知れぬ。伊太利、エチオピヤ、聯盟の異つた主張を一致させる事は不可能かも知れぬ。それでも尙英佛は和平交渉の望みを捨てず、壽府會議を目睫の間に控へた今日更に一層の努力を加へたい。世界は和平を要求すること切である。我等の行動は聯盟に忠ならんが爲であつて伊太利を辱めようとか云ふ考は毛頭ない。吾等の希望するところは伊太利が世界の强國たることである。而て世界に對して價値ある貢獻をなし得ることである。吾等は聯盟の美名に隱れて伊太利を苦めんするものでもなければ、之に依て伊佛の離間を計るものでもない。我等の希望は單に目下世界を惱ます紛爭を出來るだけ早く終決せしめ度い爲である。前途に橫はる障碍は大であるが絕望してはならぬ」と。

右ホーアの聲明を見て而て後十二月十九日の上院に於ける國璽尙書ハリファックスの說明を讀むとその間に矛盾がある。卿は政府を辯護して左の如く述べてゐる。

「外遊の途中ホーア氏は偶々巴里に立ち寄つたのであつて事前にそんな計畫はなかつた。ホーア氏は巴里を通過するので佛國首相と會見したまでである。從て巴里に降りたのは和平の條項を議する爲ではなかつた。彼の議したことは伊エ紛爭に關聯したことではあるが、全然別な用件であつたから政府の訓令を受けて和平試案を持つて行つたといふ樣なことは決してない。」

然しながら英國側の材料に依つて見てもボールドウイン內閣が巴里に於てビーターソンが和平交涉に骨を折つて居たことを承知せるは勿論、ラワルとも協力して和平試案の作成に努めて居た事は明白なる事實の樣である。斯くて十二月四日ラワルは一の提案をセラチに示し、ムツソリーニよりホーアの到着前に受諾の回答を得んことを求めた。彼は之に依りて石油制裁を避けんとしたのである。

右の提案は倫敦案だと傳へられて居り、その後不評のうちに葬られたホーア・ラワル案に酷似せるものである。提案の要は領土の交換で、エチオピヤに伊領エリトリヤのアツサブ港と同港迄の廻廊とを與へ、伊太利にはエチオピヤの北東部に於てアドワ地方を讓渡し、南西方面では伊太利の特殊な經濟的地位を認めるといふのである。

ラワルは右提案は羅馬に於いて立ち處に受諾されるものと豫期した。然るにムツソリーニは伊太利が弱つたと見らるるのを恐れ、自分の方から進んで交涉を取り上げることを避けた。十二月七日の下院に於ける彼の演說は、ホーアの演說とラワルの提案に答へたものであつたが、それはラワルを滿足させるものではなかつた。ムツソリーニは言つた。國際關係は稍改善されたが樂觀は未だ早い。此の際伊太利に要求を撤回させようとするのは

時宜を得ざる勸告である。伊太利の受諾し得べき條件は、已に十月十六日に佛國に傳へられて居る。エチオピヤ紛爭の解決は阿弗利加に於ける伊太利の權利を充分に認識し、伊太利の權益を確保する以外に方法はない」と。

巴里はムツソリーニの演說に對して甚しく困惑した。ムツソリーニが十月十六日の提案を固持するのでは妥協の途がないからである。さうかと云つて佛國は歐洲戰爭を堵して石油制裁に出づるの決心もつかぬ。窮餘の策はもう一度英佛から新提案をなすことであつた。ホーアは十二月七日巴里に到着した。ラワルは、ホーアに形勢の切迫と何等かの轉換策を講ずるの必要を說くと共に、制裁適用の結果として英國艦隊が伊太利の攻擊を受ける場合は以前の約束に從ひ必ず援助はするが、佛國艦隊が戰鬪準備をなすには少くとも十五日はかかると打ちあけ、協議の上今一度新提案をつきつけ、それでも承諾しなければ佛國は眞つさきに石油制裁に贊成すると說いた。ホーアは身體が惡かつた爲にラワルに抱込まれて終つたのか、或は又ホーア自身が和平交涉以外戰爭を終熄せしめる方法なしと確信した爲かは今のところ不明であるが、兎に角最初二三時間巴里に止まりラワルからムツソリーニの受諾の報告を受けるものと定めてゐた彼が、已れの健康をも顧みず、更に一日逗留を延ばしたことは注意すべきであつて、ボールドウイン內閣が承認してゐたと思はれる前の提案がすつかり變つたものとなり、後に至つて他の閣僚から異議の出る樣になつたのは此の二十四時間中の出來事である。之に就てはボールドウインは週末休暇の爲め案の內容が月曜日の朝迄內閣に知られなかつたと辯明してゐるが、タン紙に依るとホーア、ラワルの會談は日曜日の十二月八日午前十二時四十分に中止され、ホーアは一度英大使館に歸り、電話でボールドウインに會談の模樣を報告したとある。更に他の方面では電話をかけたがうまくつながらなかつたとも言はれてゐる。會談

は其の日の午後再開され、夕刻出たコムミユニケには、ホーア、ラワルが和平的解決案の探求に付て滿足な結果に達したが、英國政府の同意を得る迄案は發表出來ないとあつた。

ホーアは、瑞西へたつ前、巴里に居る英の通信員に、對伊提案の內容を知つて居ても素破抜いて呉れるなと頼み、ラワルも亦佛の新聞記者に同樣な頼みをなした。或る報道に依ると英の通信員のうちには提案の內容を知つて居て倫敦へ電報を打つたものもあるが、ホーアの頼みをも添へてあつたから英國の新聞には何んにも出なかつた。而て佛國でも半官紙のタンの如きは一行も載せなかつた。英國側では最初既成事實としてボールドウイン內閣を動きの取れないやうにする爲、ラワルが故意に洩らしたと考へられたがそれは邪推であつた。ホーア、ラワル案の內容を十二月九日月曜日の朝刊で素破抜いたのはエコ・ド・パリとウーヴルとであつた。然りながら此の兩新聞は他の政治問題では意見を異にしてゐるが、ラワルの外交政策に對しては攻撃の共同戰線を張つてゐたものである。而て之を素破抜いたのはエコ・ド・パリのベルチナックスとウーヴルのタブイ女史とであつた。

此の漏洩は種々の問題を惹起し、ホーアの辭職とまでなつたのであるが、ボールドウインは月曜の朝ビーターソンから巴里會談の報告を受取つた。それにはホーアの手紙が付いて居りホーアは此の際止むを得ざるものとしてやつたのであるが、內閣でも自分のやつたことに裏書してもらひ度いと言つた。この經緯について首相は十二月十九日の下院で報告を研究する暇のないうちに既に內容が外部に洩れたといひ、世間ではマクドナルド、トマス、ランシマンの三人は贊成であつたと傳へられるが、實際は閣僚中一人としてホーア・ラワル案を可なりとする者はなかつた。ホーア・ラワル案は行き過ぎであり、案の骨子が我等の氣に入らなかつたと言つて居るがホー

ア・ラワル案がホーアの出發前に內閣できめた案に比しどれだけの相違があるかについては何にも言つてゐない。

巴里漏洩事件は果然議會の大問題となつた。事此に至つてボ內閣としては執るべき途が三つあつた。即ちホーアを召還して充分なる說明を求むるか、ホーア・ラワル案を拒否するか、病氣のホーアに面目を保たせる爲原則としてホーア・ラワル案を採用するかである。而てボールドウインは一と二とを捨ててホーア・ラワル案に贊成することになつた。

ボ內閣は十二月九日午後六時に閣議を開催した。此日午前中の議會でボールドウインは巴里からもたらされた報告は研究を急いでゐると言つたが、巴里の新聞に出て居るに拘らずホーア・ラワル案に付ては政府から何等公式の聲明をもなさざることに決定し、質問があつても肯定も否定もしなかつた。イーデンは之を不滿とし辭職した樣としたが、閣僚の說服に依り僅かに思ひ返したと傳へられてゐる。閣議ではホーア・ラワル案をひとしく聯盟、ムツソリーニ、ハイレ・セラツシエに送達することに決定したが、政府は欣んで之をなすのではなく、案の取捨はジュネーヴが爲すべきだとなした。

散會後イーデンは閣議決定を電話で巴里に通じた。電話は提案の實體には觸れず提案送達の手續に關するものであつた。而してそれは提案は羅馬とアヂス・アベバとに同時に送致せらるべきであるといふのである。ラワルの希望は先づムツソリーニにだけ見せようといふのであつた。もう一つは之もラワルの希望では交涉開始と同時に經濟制裁をやめると云ふのであつたが、英國はそんな條件を付けることには反對だと言つたのである。右の通告

は伊太利、エチオピヤ、聯盟のひとしく受諾し得る案と云ふ英國の主張に基くものであるから、十日佛國政府は同意の回答を發すると共にホーア・ラワル案を同夜羅馬とアヂス・アベバとへ送つた。而て佛國では左翼の新聞を除き他は悉く新提案が十月十六日のムツソリーニ案と殆んど違はないものである事を指摘し、頭がどうかしない限りムツソリーニは此の條件で和平交渉に應ずることを承諾するだらうと期待した。而もムツソリーニは提案を受取る前日の九日に上院で伊太利は阿弗利加竝歐洲に於ける權益をどこまでも確保するから安心あれとのみで、他になんにも言はなかつた。英國ではホーア・ラワル案の漏洩に依つて惹き起された政府攻撃の嵐は益々強くなつた。保守黨と云はず、自由黨と云はず、勞働黨と云はず、政黨の本部は三週間前に集團保障を標榜して勝利を得た許りの政府が、聯盟を裏切るとは何事ぞと言ふ選擧民からの手紙で一杯になつた。新聞紙はビーバブルック、ロザーミヤ系のものを除き擧つて政府を攻撃し、新提案は侵略者に私し、集團的安全保障を危殆ならしめ、聯盟のチヤンピオンとしてかち得た英國の聲譽を毫無しにするものだと憤慨した。之れに對してボールドウインは敢て政策の辯護をしようとはせず、自分も他の閣僚も選擧中に與へた言質を破つたとは夢にも思つてゐない、從て政友から良心を賣つたなどゝ攻撃されやうとは豫期しなかつたと述べ、十二月十日の下院ではまだ口が封ぜられてゐるから充分の說明が出來ないこんな苦しい事は自分として珍らしいことであるが、事件が片付いたら充分に釋明が出來ると思ふ、そうなつたら誰にも納得がつくことゝ思ふと述べ、壽府では行き過ぎてゐた、今後は或は一步後退する事になるかも知れぬと言ひ、但し聯盟が失敗したとて絶望するには當らない、吾人はそれに依つて益々努力を加ふべきである、現實は未だ國際的理想を去ること遠い、吾々は過去三ケ月の間に現在の世界に於て

出來ることゝ出來ないことゝに付て大に學び、今尚學びつゝある、今迄の事が役に立たなかつたとすれば更に新たな試みをなすべきのみである、英國は單獨で伊太利に當る意志は無い、イーデンは十二月十二日ジュネーヴに行くが、之も和平條件を强要する爲ではなくて、只それを聯盟に提出するだけである、と言つた。

七、ホーア・ラワル案内容

ホーア・ラワル案の羅馬に送致されたのは、十二月十一日、エチオピヤに通達されたのは十三日で、聯盟には十三日になつて漸く提出された。同提案はエチオピヤがアサブ港を含む伊領エリトリヤ三千平方哩を得て、伊太利に六萬平方哩の地を割讓すると云ふのであつて、その上英佛はアヂス・アベバと壽府とを說いて、南部エチオピヤに伊太利が經濟的獨占權を有し、特許會社を設けて鑛山、森林及び他の天然資源の開發を行ひ、會社の收入の一部は土人の福祉增進に使用する。主權はエチオピヤで持つてゐるが、管理の衝に當るのは聯盟委員である。行政は聯盟顧問の人が取り扱ふのであるが、それには伊太利人を充て、アヂス・アベバに居る聯盟の首席顧問を助けるといふ建前にすることも出來る。聯盟委員の任務はエチオピヤに居る伊太利人の生命財產を保護し、企業の自由開發を保護するにある。提案の要領は右の如くであるがハイレ・セラツシエに送られた提案には、聯盟援助委員設置は前に出來た五人委員會の案と同じもので、それには　陛下も異議がなかつたと書添へてあつた。始めの報道ではアサブ廻廊にはエチオピヤで鐵道を敷設してならぬとの條項があつたやうに傳へられたが、ホーアは此の報

道を否定し、鐵道敷設に關してそんな制限はなかつたと云ひ、英佛エチオピヤの協定で英國はソマリランドで佛國のヂブチ線と競爭になるやうな鐵道を設けないことになつてゐるから、アサブでなしに、英領のゼイラ港を與へる事になればそんな問題が起つたかも知れぬが、アサブでは問題が別だと言つた。ホーア・ラワル案を羅馬に送付するに際し英國外務省はサー・イーリク・ドラモンド駐伊大使に下の如き訓令を與へた。ラワルとホーアはムツソリーニが原則として本協定案を受諾せんことを熱望してゐる。本案に付いては壽府で問題が起るであらうが、その方の心配は無用である。それで回答は出來るだけ速い方が良い。ムツソリーニが大體に於て本案を受諾するなら、英佛政府は十二月十二日五人委員會を召集するの手段を取り、同日開かるべき十八人委員會の日程を變更させる。而して成るべくならば伊太利も五人委員會に協力するやうになしたい。又アサブ港のことは伊太利で不承知なら佛領又は英領ソマリランドの內で之れに代るべき港をエチオピヤに與へるといふやうにしても良いと。

英國政府のアヂス・アベバ駐劄サー・シドニー・バルトンに與へた訓令も大體右と同樣のものであつたが、政府は引續き十二月十日の電報でエチオピヤ皇帝を說いて提案を受諾せしめ、輕々しく拒否せしめざる樣百方力を用ふべきことを命じた。

駐佛セラチ伊大使は十二月十一日ラワルに對しムツソリーニからきつと好い返事があることを確信すると言つたが、ムツソリーニからは直接に何等の回答もなかつた。他方エチオピヤの不滿は頂點に達し十二月十一日則ちホーア・ラワル案がアヂス・アベバに到着せざるうちに、巴里在駐のエチオピヤ公使エム・ウオルデ・マリアム

は抗議の聲明を發しエチオピヤ政府は直接間接の別を問はず、侵略國の伊太利に報償を與へ理事會總會、委員會で確立された根本原則に反しエチオピヤの領土的政治的主權を無視し、エチオピヤをして聯盟に頓着なく、武力に依て野心を遂ぐべしと公言せる國家に屈伏せしめんとするが如き提案には反對であると訴へた。

越えて同十二日エム・マリアム公使は、聯盟事務總長に書翰を送りエチオピヤ政府がホーア・ラワル案に對する回答を發するに先ち直ちに聯盟總會を召集し、エチオピヤに交付された提案の眞意義に付て、各聯盟國代表をして世界の面前に於て自由に意見を發表せしめんことを要求した。

事務總長は之に對し十二月十三日回答を發し、理事會では十二月十九日に會議を開き提案を審議することになつてゐるから、暫らく其の結果を待たんことを求めた。ホーア及ラワルの考では提案を理事會にかけず直ちに五人委員會に附議し度かつたのである。何となれば理事會では聯盟以外の交涉に反對せる小國代表が多數を占めてゐるからである。恰かも良し和協を任務とする五人委員會は、九月にかける伊太利の勸告拒絕後も依然として存置されてゐたのである。そこで、此の機關を通じて提案を押し進むれば聯盟を袖にしたといふ批難を免かれて目的が達せるのである。然るに之には英國代表イーデンのみならず、五人委員會中の波蘭と土耳古の兩代表が反對であつた爲め、止むを得ず十二月十九日に理事會を召集して案の審議をなすことに決定したのである。

此の間十二月十二日の十八人委員會に於て、ラワルは英佛の任務は提案を理事會に提出するだけであつて、採否の決定は聯盟自身であると宣言し、イーデンは又英國政府が之以上提案に深入せざらんことを欲し頗る努力するところあつた。彼即ち曰く、巴里に於けるホーア・ラワルの仕事は伊エ兩當事國に送付すべき案を作成し、それ

を中心として兩國を壽府に會合せしめることであつた。從て目下の提案はどうしても之れを通さねばならぬといふ決定的なものではない。最後の決定案は兩紛爭當事國にも聯盟にもひとしく受諾の出來る樣なものでなければならぬ。英國政府の關する限り、吾等は理事會の決定を受諾すべきものなるのみならず、紛爭開始以來の二大眼目即ち、平和の回復と聯盟の權威は飽くまで維持されねばならぬと。

十二日の委員會ではロシヤ、メキシコ、ルーマニヤの如き主要石油國が非聯盟諸國の參加を條件として石油制裁に贊成すべしとの意を表明せるに係らず、十八人委員會は理事會に於ける巴里提案の審議を妨げざるを理由として、當日の制裁審議を延期した。ラワルが石油制裁に反對であつたことは、十二月十七日の下院の演說で明らかである。彼は巴里提案を辯護して次の如く云つた。伊エ兩國間に敵對行爲が開始される前から、我等と英國政府との間には軍事的制裁を適用したり、海軍封鎖を誘導する樣な措置は採らない事に話が決まつてゐた。要するに吾人は伊エ紛爭を歐羅巴に擴大するが如きものは總て之を避けて來た。又經濟制裁殊に最も苛烈な經濟制裁は伊太利が現試案を拒否する迄は適用してはならぬ。巴里提案は英佛兩國の努力の極限を示すものであるが、案の內容は裏に一度提出された五人委員會案と同樣なものであるのみならず、今のところ他に適當な代案は見當らないと述べた。

八、ホーアの釋明

ラワルは下院に於て、五十二票の差を得て勝利を得たが、對手のホーアの運命はみじめなものであつた。ホーアは巴里試案に關する下院の討論の爲十二月十八日倫敦に歸着した。而て同夜ボールドウインと會談後即刻辭表を提出した。之は首相が輿論の攻撃に驚き且保守黨內の不滿を恐れ、首相自ら攻撃の矢面に立つを避けホーアを犧牲にしたものだと解釋された。翌十九日ホーアは病を押して出席し前外相として彼のとつた外交方針を辯護した。彼は巴里會談當時の四圍の狀勢を說明し、戰を止めさせる方法は只二つしかなかつたと述べた。即ち一つは會商に依る平和であり。一つは力による平和であつて、力に依るの平和は交戰國の一方の完全なる崩壞を意味する。會商に依る平和は巴里試案に盛られて居る三つの原則を基礎とするものである。即ちその一はエチオピヤの國際監督であり、その二は領地の交換で、第三は伊太利の爲めに經濟的發展と移民の機會とを與ふることである。此の試案は伊太利に對しては寧ろ讓步を强ふるものであつて、一九三五年六月及十月のムツソリーニの要求は、エチオピヤの名を地圖より抹殺するに近いものであつたのである。今や聯盟の石油制裁上程とともに聯盟諸國は明らかに危險區域に乘り込んだ、ここで戰爭を賭して對伊制裁を斷行することになれば、聯盟國は最早や口頭の抗議に甘んずることなく、進んで伊太利の報復に對し必要なる軍事的準備を講ぜねばならなくなる。然らざれば英國が單り伊太利の矢面に立つか、然らざれば聯盟が畢竟エチオピヤを見殺しにするの他に道がなくなる。此の如き事情の下に於て余の執り來つた方針は、殘されたる唯一の途であつた」と述べた。

次でボールドウインは巴里試案が完全に葬られ、政府又之を復活するの意志なき旨を聲明し、ホーアの後繼者に聯盟論者として知らるるイーデンを起用した。それは十二月二十二日のことであつた。

英國がホーア・ラワル案と手を切ることに決するや、壽府の活動は活潑となつた。十二月十九日の理事會は巴

里試案に關する英佛の努力に感謝を述べて、アツサリ提案を葬つて終つた。而て十三人委員會をして更めて聯盟規約擁護を中心に事態の再吟味をなすべく命じた。

巴里提案が既に消滅すれば、伊太利の受諾か拒絶かは最早問題でない。十二月十八日ボンチニイに於ける演說に於てムツソリーニはもう次の如く述べて居る。巴里提案はエチオピヤに於ける伊太利の權益を保證するに足らぬものである。吾等は祖國三色旗の保護下に入るものとの確信がないのに、遠い野蠻の土地に國民の精華である壯丁を派遣せるものでない。エチオピヤ戰爭は文明と解放の戰であり、乏しき者の戰、遺產なき者の戰、プロレタリヤートの戰であり、對手の共同戰線は保守と利己と僞善との結合である。伊太利四千四百萬の國民には魂があると。

九、地中海協定

ラワルは十二月二十七日の下院に於て、ムツソリーニが巴里試案に熱心でなかつたことを遺憾とし、同時に聯盟が身の程を忘れて餘りに思ひ上ることがあれば、それは聯盟自身の崩壞を招くものであると警告し、又十二月二十八日には左黨の攻撃に答へ、代議士諸君は石油制裁の重大なる結果に對して責任を取るの勇ありやと反問し、英國との協議は英國が聯盟の可決せる手段を遂行する結果、伊太利から攻撃を受ける場合に限り、佛國の海軍援助を期待し得べしとの了解を基礎とするものであつて、この點は十月十八日の佛國覺書にも明かにされてをると述べ、之に依つて英國海軍軍令部と佛國外務省との間に協議が行はるることとなり、十二月十日更に兩國の

陸軍及空軍の參謀本部も之に加はることとなつたが、それは技術的なものであるといつた。

英佛地中海協定の內容はイーデンが統制委員會に提出した一九三六年一月二十二日の覺書にも明かである。同覺書に依れば十月十八日以來陸海空軍の相互援助に關し、英佛間に誓約の交換されたことを示して居るが、同時に英國としては聯盟と離れ、單獨にて伊太利と事を構へないといふ約束をなしてゐる。尙ほ此の覺書に付ては兩國の約束は地中海のみならず佛、獨國境にも關係のあるものだと言ふものがあつたけれど、英國側では之を否定し、相互援助協定は地中海に限られたものだと言つた。更に同覺書に依れば英國は十二月上旬ホーア・ラワル會談以前に希臘、土耳古、ユーゴースラビヤにも相互援助に關する同樣の申込をなし、三國は之を快諾すると共に英國側の保障をとりつけ、十二月二十一日三國より之を佛伊兩國に通報、他方佛國も亦英佛協定の事實を羅馬政府に通報した。

ムツソリーニは一月二十四日聯盟諸國にノートを發し、前記一月二十二日の英國の覺書に抗議をなし、伊太利に對する經濟的、金融的制裁は聯盟の機關に依てなされたものでなく、各國が自己の責任に於て勝手に定めたものである、殊に伊エ紛爭の當事國でない英國が聯盟外に在つて、軍事的豫備手段を講ずるが如きは不當である、英國は聯盟に諸ることなく規約第十六條第三項の相互援助が未だ必要とならざるに先ち、九月に艦隊を動員した、佛國、希臘、土耳古、ユーゴースラビヤと英國との協定は、聯盟の一員である伊太利に諸る事無くして締結された、此の如きは歐洲安全の利益でもなければ、又聯盟規約の精神でもなく、紛爭に直接關係なき聯盟國の一が聯盟の圈外にあつて、軍事的協定を作るは偶々以て歐洲平和の危機を招來するものである、と攻撃した。

かくてさきの十三人委員會は、一月二十二日の報告に於て聯盟規約にも合致し、兩當事國にも滿足なる解決案を發見するの容易ならざるを訴へたる結果愈十八人委員會は、同日石油專門委員會を召集し、石油制裁に關する報告を徵することとなつた。

デイーンの論文は右を以て終りとする。

（附　錄）

石油專門委員會設置に關する

一月廿二日午後十八人委員會決議要旨（甲）

十八人委員會は或種の貨物に對し輸出禁止措置を擴張せんとする一九三五年十一月六日附提案第四Aを想起し此の點に關し諸國政府の政治的決定を促す爲提出することあるべき提案に關し留保しつつ專門家委員會を設け之をして石油及其の變形物、副產物及殘滓の取引及運輸に關する專門的審査を行はしめ、其の結果右商品に對し輸出禁止措置を擴張することの效果に關し十八人委員會に報告を提出せしめんことを決定す。

石油專門家委員會報告要旨（乙）（一九三六年二月十二日）

石油專門委員會は墨國代表ゴメスを議長とし、二月三日より十二日に亘り會合せり。ベネズエラはオブザーバーを派遣したり。

會議の初に於て議長は目下十八人委員會の欲するところは石油の禁輸の有效性に關する全般的問題を專ら專門的見地より研究することにあることを指摘したり。委員會は此處に謂ふ有效性とは伊國が必要とする石油の全部若は大部分を取得し得る可能性に對する禁輸の影響を意味するものにして、金融經濟若は其の他の影響に關する問題は研究の範圍內に入らざるものと認めたり。尙左記の事項は現在若は過去數年間に於ける狀況に關聯するも

ので從て若し將來一般條件が變化する場合には適用を見ざることとなる次第なり。

左の諸問題を研究する爲委員會は三箇の小委員會を設けたり。

イ、消費及供給に關する一般問題

ロ、代用物利用の可能性

ハ、運輸問題

右諸小委員會の報告を審査の結果委員會は左の結論に到達したり。

イ、輸　入

一九三二年より一九三四年に亘る伊國の石油類取得量は平均年二百五十萬噸にして其の內百七十五萬噸は燃料油なり。右取得量は漸增の傾向を示し、一九三一年には二百萬噸なりしが、一九三四年には三百萬噸に達せり。一九三五年に至り約三百八十萬噸に達せるが、右增加量八十萬噸の約四割三十萬噸は貯藏せられたるものと推定し得べし。

ロ、消　費

一九三五年以前に於ては伊國は石油の異常なる貯藏を行はざりしものの如く、從て一九三四年末迄は同國の消費量は購入總量と殆ど同一なりと推定するを得べし。伊國の消費量は每年一三%の增加を示し居る處、一九三五年に於ても同樣の增加を示したるものと假定し、それに工業上及軍事上の消費の增加を考慮に入るる時同年の消費量は三百五十萬噸に達せるものと認めらる。戰場に於ける使用は同年の終五ケ月に於ては每月二萬乃至三萬噸

なりしなるべく前記推定額は之をも包含す。

ハ、貯　藏

一九三四年末貯藏總量は恐らく六週間乃至二ケ月の需要量即ち四十萬乃至六十萬噸に該當すべし。右數量に一九三五年度購入量と消費推定量の差三十萬噸を加ふるときは一九三五年十二月三十一日に於ける貯藏量として七十萬乃至八十萬噸の數字を得、右貯藏量は一九三六年一月中に多分五萬噸增加せるに付一月末に於ける貯藏量は約二ケ月乃至三ケ月の消費量に該當すべし。

今假りに禁輸を實施するとせば、目下運輸の途中にあるものが前記貯藏量に追加せらるべく、其の量は約半ケ月の需要量に當る。

ニ、供給の源泉

世界の石油市場に對する主要供給地はコロンビヤ北米合衆國、蘭領東印度、イラク、イラン、墨國、ペルー、羅馬尼、トリニダード蘇聯邦及ベネズエラなり。右諸國は北米合衆國を除き全部統制委員會に代表を參加せしめ居れり。

主要輸出國はベネズエラ及北米合衆國なる處、ベネズエラよりは直接伊國に向け輸出せられず、多量の同國產原油は蘭領西印度に於て精製せられたる上同地より伊國に輸出せらる。

北米合衆國が輸出し得る石油類の數量は伊國の需要額を遙かに超過し居る處、過去數年間に於て米國より伊國に向け輸出せられたる石油類は比較的多からず。左表は一九三一年より一九三四年に亘る期間に於て伊國への供

給總量に對する米國供給量の平均比率なり。

原油	一四・九
揮發油	九・四
燈火油	五・二
燃料油	三・五
塗油	
總計	四八・三
	六・六

最近數ケ月米國の對伊輸出は著しく增加せる處、右增加が繼續すべきや或は一種の制限が事實上設けらるるやは今のところ判明せざるも、假りに有効な制限が行はるるとせば、統制委員會の諸國が禁輸を實施する場合右米國の制限が絕對禁輸たると、或は一九三五年前の米國輸出量の限度迄輸出をするものたるとは多く問題とするに足らず。

ホ、代用物

伊國はアルコール、ベンゾール等の如き代用品の生產及利用に付て既に或る程度の經驗を有するを以て揮發油に關しては最も容易に節約を爲すを得べし。伊國に於ける之等代用品の生產增加若くは輸入の增加の結果每年十萬噸程度の節約は可能なるべし。尤も爆發物の製造に要するアルコール又はベンゾールの需要增大するときは勿論前記數字の減少を伴ふこととなるべし。其の他の動力例へばガゾジエーヌ壓搾瓦斯及電氣の利用の結果生ずる

補助的節約の數字を算出し得ざる理由に付ては附屬二に述べたり。內燃機用油及燃料油は伊國の輸入する石油類の重要部分を占むるものなる處之等生產物の相當量を代用品に依りて置き換ふることは可能ならざるべし。

伊國が石炭を更に輸入し得る條件の下に或る程度迄石炭を以て燃料油の代用を爲すことは可能なるべし。塗油に付ては制限せられたる範圍內に於て植物若は動物性油を以て代用することは可能なるべし。

輸入に依り揮發油の代用品取得の途あるに付若し石油類に對し禁輸が施行せらるる場合工業用アルコール及ベンゾールをも包含せしむる樣禁輸の範圍を擴大するを要すべし。

ヘ、運輸

伊國がメキシコ灣の諸港より石油の供給を受くる場合伊國船に依り最少限百七十五萬噸（即ち一九三五年度に於ける伊國消費料の五〇%）を運輸するを得べく、右數額は場合に依りては二百萬噸に達するを得べし。伊國の現在の消費料は年額三百五十萬噸なる處若し節約を實現し得ずとせば、伊國は二十二萬五千噸より幾分多くの外國船舶を自國の運送用に使用せざるべからず。

統制委員會の諸國が運輸の禁止を實施する場合にも尙米獨兩國の船舶を利用するを得べし。獨逸の石油運送船中大西洋を航行し得るものにして且伊國向運送に利用し得るものは約九萬噸にして、米國船舶中沿岸航行に使用せられざるものは季節に依り異るも三十萬噸乃至五十萬噸なり。

若し右兩國籍石油運送船が伊國の用に供せらるる場合、右運送船の船主が更に統制委員會の諸國より傭船することに依り伊國の用に供せらるる船舶の補充を行ふことも可能なり。此の場合には統制委員會諸國に屬する運送

船中現在伊國向石油の運送に從事しつつあるものは右目的の爲使用し得ることとなるべし。其の他にも石油運送船にして製船中のもの現在三十四萬噸存する處其の內半分は再び就役し得べし。尙外に建造中の運送船四十三萬五千噸あり。

伊國向石油運送の禁止が有效に行はるる爲には非聯盟國が監督の措置を執ること必要なる次第なるが、右監督の措置が講ぜられざる場合に於ても、聯盟國が運輸の禁止を實施するときは伊國向石油の運送は現在に比し困難且高價となるべし。

右禁止の方法としては最も實際的なるは(イ)、禁止を實施せざる國に對し運送船の賣却を禁ずると共に(ロ)、傭船契約の結果法律上面倒なることが起るやも知れざるが右運送船が伊國に至ることを禁ずるにあり。以上述ぶるところに依り、

一、消費貯藏竝に禁輸實施の際運送中のものに關する前記數量を基礎として禁輸が一般的に實施せらるる場合に禁輸の全效果が發生する大凡の時期を算出するを得べし。委員會開催當時の狀況に於ては右時期は三ケ月乃至三ケ月半後なるべしと推定せらる。

二、統制委員會に代表せらるる總ての國が禁輸を實施する場合若し北米合衆國が伊國向輸出を一九三五年以前の常態の限度に制限せば禁輸は有效なるべし。

三、統制委員會に代表せらるる國に依りてのみ禁輸が實施せらるる場合は伊國に於て石油の供給を得ることが從來に比し困難且高價となるべし。

四、或る程度迄揮發油の代用品利用が可能なるに付石油及其の變形物に對する輸出禁止を行ふ場合工業用アルコール及ベンゾールをも禁止するときは禁輸の效果は强化せらるべし。

五、伊國向石油の運送に關し統制委員會諸國の施行する禁止の效果は輸出禁止の場合と同じ條件に懸る。若し右諸國のみが伊國向石油運送船の使用を禁ずる場合に伊國は約五〇%の需要量は自國船舶に依り殘餘は他國船舶に依り運送することを得べし。

但し右供給は從前に比し困難且高價となるべし。

六、運輸の禁止を決定する場合委員會は右禁止の實施を有效ならしむる爲最も實際的方法は運送船が伊國に向ふことを禁止すると共に、禁止を實施せざる國に對し運送船を賣却することを禁ずるにありと思考す。

七、石油の禁輸を決定する場合石油に關しては迂路に依る取引が特に重要性を有するに付委員會は右迂路に依る取引、就中、自由港の利用を防止するに必要なる措置を講め考慮するの要あることを特に指摘す。

（一九三六年八月十五日）

4 倫敦海軍會議要領（自一九三五年十二月至一九三六年三月）

はしがき

一九三五—六年倫敦海軍會議に關してイーデン外務大臣より英國議會に提出された關係覺書は、其の經緯並に成果を壓縮して該會議の輪廓を一目瞭然たらしむるものあり、本問題に付ての好參考資料の一と認められるを爲左に要譯を紹介することとした。尙文中「千九百三十六年倫敦海軍條約」に亘る部分に於ては術語其の他に多少假譯あることを一言しておく。

英國外相が議會に提出せる倫敦海軍會議（自千九百三十五年十二月九日至千九百三十六年三月二十五日）に關する覺書（要譯）

一、英國側豫備交渉提唱

千九百三十年倫敦條約の規定に於て締約國は現行條約に代り且之が目的を遂行すべき新協定を作成せんが爲、千九百三十五年中に會議を開催すべきことを協定せり。玆に於て英國政府は經驗に徴し此の種國際會議の成功に缺くべからざる豫備交渉を千九百三十四年初頭に提唱せり。

二、日本側華府條約廢止

千九百三十四年十二月二十九日日本は華府條約廢止の通告を行へり。同條約締約國は斯る廢止通告の日より一年内に會議を開催すべきことを協定せるを以て、此の理由よりするも亦一九三五年中に會議を召集する必要ありたり。英國政府は豫備交渉を提唱せる關係上本問題に關し他國政府に比しヨリ大なる責務あるものと感じ必要なる招請を發したり。

三、開會・英國側抱負

會議は千九百三十五年十二月九日（月曜日）英國首相司會の下に開會せられ、同首相は英國提案が千九百三十二年七月軍縮會議に英國政府の提出せるものと同樣にして、右は現在に於ても何等變更せられずして、量質兩方面に於ける制限の繼續を最も重視するものなる旨を述べ、斯る趣旨に依る國際協定は今後疑もなく全世界の海軍建造に於て大なる節約を齎すべきことを指摘し、又潛水艦の廢止が不可能なる場合にも、千九百三十年の倫敦條約第四編中に設けられたる規則に對する佛伊の受諾は、世界の一切の海軍國が右規則を受諾する導火線たるべく、且之に依りて今後無制限なる潛水艦戰は回避せらるべしとの期待を披瀝せり。

四、量的制限失敗

量的制限に關しては、豫備會談中に於て英國政府は華府竝倫敦海軍條約の根幹をなしたるが如き「比率」若は海軍力の確定的相對關係を直接基礎とせる如何なる制限方式に付ても、協定を達成するは至難なりとの結論を下すの止むなきに至れり。英國政府は或程度の量的制限を維持せんが爲「中庸案」として、本條約の量的方面は各署名國が或期間例へば六ケ年間に亘る其の建造制限の一方的且自發的宣言によるべきことを提議せり。政府は我提案が海軍軍備の量的制限を達成する程度は偏に之を實行する精神如何に依るものなりと信じたり。然しながら政府は協定せらるることあるべき建造噸數に對し、若し他國にして受諾するに於ては契約的義務の形式を與ふる充分なる用意を有したり。

然れども不幸にして量的制限に關しては、如何なる形式の協定も成立せざりき。

五、日本側「共通最大限」案

會議開催に當り日本は「共通最大限」案を提出せり。同案は幾多の論議を盡したるも依然一切の他の全權の受諾を得るに至らず、同國は會議の經過注視の爲傍聽者を殘留せしめたりと雖も、其の全權を會議より引揚げたる一事は英國政府の深く遺憾とする處なり。

六、事前通報及情報交換

前記英國提案も亦一般的受諾を得ること能はずして、爾後會議は最大の質的制限の實現に努むると共に軍艦の

建造者は取得に關する事前通報及右軍艦の主要特性の情報交換を規定する協定達成の爲努力せり。右後者の規定は海軍國間の疑惑を最も多く釀成する源泉の一を除去し、各海軍國間に於ける建造競爭の可能性を減ずるを以て其の目的とす。

右の諸點に關しては完全なる協定が大洋海軍力を有する全英聯盟諸邦（英帝國）、米國及佛國間に成立せり。伊國は目下の所右協定に加入し得ずとなしたるも、同國全權は常に一切の討議に參加し凡ゆる點に於て協議に與り各種報告書の語句に付ては若干の留保を付して之に同意せり（「一三」參照）。

七、質的制限協定一覽表

質的制限に關しては英國政府の目的と會議が、實際に達成したる結果との比較を議會に提示するを便宜とすべし。

表中(1)　何れかの華府條約關係國が一九三七年四月一日前に於て、右規定を受諾せざる場合には最大砲口徑は十六吋たるべし。

同上(2)　今回は巡洋艦、嚮導驅逐艦及驅逐艦は輕水上艦の名稱の下に一括して分類せられたり。右は日米を除き嚮導驅逐艦及驅逐艦の艦種別を受諾したることなき諸國の希望に合致せんが爲なり。

英國政府ガ一九三二年ノ軍縮會議ニ提出シ再ビ今次會議ニ提出セル制限

		最大排水量「トン」	最大砲口徑「インチ」
主力艦	(八吋巡洋艦存置ノ場合)	二五、〇〇〇	一二
航空母艦		二二、〇〇〇	六・一
巡洋艦	甲級(一萬噸八吋砲)	今後不建造	
	乙級(一萬噸六吋砲)	七、〇〇〇	六・一
驅逐艦	嚮導驅逐艦	一、八五〇	五・一
	驅逐艦	一、五〇〇	
潛水艦(廢止)(存置ノ場合)		二五〇	

一九三六年倫敦海軍會議ニ於テ協定セラレタル制限

		最大排水量「トン」	最大砲口徑「インチ」
主力艦		三五、〇〇〇	一四(1)
航空母艦		二三、〇〇〇	六・一
輕水上艦(2)	甲級(甲級巡洋艦ニ相當ス)	條約期間中不建造	
	乙級(大體ハ乙級巡洋艦ニ相當ス)本條約期間中ニ於ケル本艦級ノ建造「休日」ハ本艦級ノ定義タル一萬噸六・一吋内ニ於ケル可及的限度ニ於テ協定セラレ其ノ許容限度ハ↓	八、〇〇〇	六・一
潛水艦		二、〇〇〇	五・一

八、主力艦備砲口徑縮減

主力艦に關しては華府噸數を縮減する協定可能ならざりしと雖も、其の砲口徑の縮減は滿足すべき一歩にして、將來噸數の縮減に關する協定を誘致すべく、更に砲口徑の漸進的縮減を齎し得べし。

右砲口徑の縮減は前記の如く何れかの華府條約關係國が千九百三十七年四月一日前に於て、之に同意せざる場合には最大備砲の口徑は、十六吋に止まるべしとの規定を留保す。

九、航空母艦々型縮減

航空母艦に關しては華府制限たる二萬七千噸が二萬三千噸に縮減せられたるは重要にして、其の結果此の種高價なる軍艦の建造に當り相當經費の輕減を來すべし。尤も右經費の輕減は結局は小型母艦に同數の航空機を搭載する費用の增加により相殺せらるべし。

一〇、輕水上艦建造「休日」

輕水上艦に關しては英國政府は巡洋艦の艦型を縮減せんとする我が不斷の希望が甲級にして、八吋砲を有するもの、若は八千噸を超ゆる乙級にして、六・一吋を超えざる砲を有するものとを問はず、一切の大型巡洋艦の建造に關する「休日」の採用となりたるを深く滿足となすものなり。右は大戰中の舊式巡洋艦の代換竝緊要なる隻

數の漸進的增加に關する吾人の聲明に鑑み、經費に多大の縮減を實すべし。

一一、「不建造帶」の設定

輕水上艦船（巡洋艦、驅逐艦、其の他）の制限は如何なる艦船も其の「帶」（ダーン）内に於ては、建造し得ざる「不建造帶」（オヴ・ノンコンストラクション）の協定に依り效果を生ず。萬一右協定が成立せざる場合には、定義上は主力艦なるべきも、事實上に於ては超巡洋艦型たり得る如き艦船を建造し得ることとならん。

右「不建造帶」は八千噸より一萬七千五百噸に及び、之に關聯し當然制限せらるべきは主力艦搭載砲口徑の最少限にして、右最少限は十吋に決定を見たり。（註一）

又本條約の意圖を覆すが如き艦船が航空母艦を裝ひて建造せらるるを阻止せんが爲め斯る艦船の搭載する口徑五・二五吋を超ゆる砲の數を十門に制限する規定作成せられたり。

一二、潛水艦は廢止されず

潛水艦に關しては廢止政策に基く協定が再び不成立に終り、本艦種に對する倫敦海軍條約の制限は存置せらるに至りたり。

一三、事前通報協定内容

軍艦の建造若は取得の事前通報に關し、今回作成せられたる規定は全く新規なるものにして、華府竝倫敦兩條約は共に斯る性質の如何なる規定をも包含せず。

情報交換に關しては單に建造中若は取得せられたる各艦船に付前記兩條約中に規定せられたるよりも、早期に之を行ふべきものなるのみならず、通報の範圍も著しく擴張せられたり。其の主要規定次の如し。

（イ）締約國は每曆年最初の四ケ月内に主要艦種の軍艦の建造若は取得に關する年次建造計畫を各艦船の搭載する最大砲の口徑を明示して相互に通報すべし。

右の計畫宣言後は右宣言に含まれたる艦船の隻數は、該年度内に於ては增加するを得ず。但し右は諸種の保障條項の運用せらるる場合には此の限に在らず。

主要なる艦種の艦船は、何れも右計畫の通報の日より四ケ月を經過せる後に非ざれば起工せらるるを得ず。

（ロ）各艦船の特性に關する完全なる情報は、艦船起工の少くも四ケ月前に供給せらるべし。

尙既に通報濟なる特性の建造中に於ける必要なる變更、廢棄若は他の方法に依り處分せられたる艦船の細目、取得艦船の細目、既成艦船に於ける重要なる變更及其の他の事項に關する情報の交換を規定する諸種の協定設けられたり。

一四、「補助艦船」と「小艦船」

以上の手續中に包含せしむるに足る重要性を有せず、且千九百三十年倫敦海軍條約の下に制限外艦船若は特殊艦船として分類せられたる他の艦種の艦船に關しては、右を「補助艦船」（註二）若は「小艦船」（註三）として分類する協定設けられたり。斯る艦船は建造若は取得に關する事前通報の規定を適用せられざるも、其の表は年々交換せられ且更新せらるべし。

一五、情報の機密取扱

交換せられたる一切の情報は之を供給する締約國により公表せらるゝ迄は、當然機密のものとして取扱はるるを要す。

一六、保障條項關係協定

保障條項に付ては一締約國が本條約の諸規定より離脫を必要とする如き主なる三事態即ち、一締約國が戰爭に從事するに至り其の安全に必要なる海軍要求が重大なる影響を受けたりと認むる場合、本條約非署名國が本條約の制限竝限度に準據せざる艦船を取得し又は取得せんとする場合、若は一締約國の國家の安全が前述の事態又は後述の「巡洋艦休日」に關する事態以外の事態の變化により、重大なる影響を受くる場合に付周到なる取極成立せり。斯る場合に於ては常に締約國間の協議を必要とし、且條約義務より離脫する爲には三ヶ月の猶豫期間を必要とす。但し締約國が戰爭に從事する場合には直に其の義務の一部若くは全部を停止するを得、他の締約國も協

議の後直ちに右義務を停止するを得。

一七、巡洋艦「休日」規定

「休日」に關する條文中には「巡洋艦休日」に關しても亦特殊且限定的保障規定せられ、右保障は締約國の爲に同國の安全が影響せられたりと認むる場合には、他國の乙級巡洋艦の建造量に對し又「休日」の條項に依り建造を許容せられざる輕水上艦の非締約國に依る建造に對し一の免除を規定せり。

一八、本條約の發効竝次回會議

本條約は一切の署名國が千九百三十七年一月一日迄に批准すべきことを條件とし、同日を以て效力を發生すべく、又同期日迄に批准を了せざる場合には右諸國の批准ありたる日效力を發生すべし。本條約は勿論華府條約の署名國たる日本及伊國の加入の爲開かるべし。同樣の趣旨に依り獨逸との間に二國間協定を締結せんが爲既に交涉開始せられたるが尙他の若干の海軍國との間にも、二國間協定締結の爲同樣の交涉が近く開始せられんことを希望せらる。

一切の海軍國が同趣旨の一般的條約を受諾する第一段階として、會議は國際聯盟に本條約を通告するに當り、本條約に對する他海軍國の意見は先づ以て英國政府に向け送付せらるべきことを示唆せり。本條約は千九百四十二年十二月三十一日迄效力を有すべし。

右期日後實施せらるべき其の後の條約作成に關しては、英國政府は千九百四十年の最後の三ヶ月以内に於て締約國間に協議を提唱すべしと規定せられたり。右協議の結果會議の開催が望ましからず、或は又實行的ならずと判明せざる限り、會議は千九百四十一年に開催せらるべし。該協議に於ては將來の主力艦の艦型竝備砲口徑を縮小する協定可能なりや否やを、其の他の點と共に決定する爲諸種の意見交換せらるべし。

一九、會議成果概評（一）

英國政府の企圖せる縮減竝制限に付ては決して充分なる成果を見るに至らざりしと雖も、相當の成功は之を收めたり。又量的制限に關しては如何なる形式の協定も不可能に終りたるが、英國政府は會議唯一の成果が華府竝に倫敦海軍條約の質的制限を基礎とする協定に止まりたりとするも、極めて重要なる成功が記錄せられたるを感ず。

二〇、會議成果概評（二）

世界の主要なる主力艦艦隊は近き將來に於て更新せらるべく、我國に於ても巡洋艦勢力の漸進的增加は最早遲延し得ざる狀態にあり、他方他艦種の艦船に至つても大戰中の老朽艦代換の爲多大の新建造を必要とす。華府竝倫敦兩條約に代はるべき何等の條約も諮定せられざりし場合には、希望する艦船の如何なる艦型をも全く自由に建造し得らるべく、其の結果經費の增大を來したるべし。然しながら斯る事態は回避せられ、加之、協定せられ

る排水量竝砲口徑の縮小は英國政府が希望せる如く著大なるものにあらざりしと雖も、之に依り我國將來の海軍建造計畫に付充分多大の經費節約を保障し得べく、更に本協定は會議開會に際し首相に依り披瀝せられたる如き世界の人心は、海軍軍備に於ける一般的競爭の脅威より解放せらるべしとの希望の實現上效果大なるべし。事前通報及情報交換に關する取極は、斯る目的達成に當り大いに助力する所あり、且必然的に疑惑を伴ふべき秘密建造が回避せられたるは、國際親善の增進に寄與する所大なるべし。

二一、潛水艦戰に關する規則

千九百三十年倫敦海軍條約第四編に包含せられたる潛水艦戰に關する規則（註四）は既に受諾せられ、且英米日が之を批准せる結果此等三國を拘束するに至りたり。然しながら佛國及伊國に關しては兩國が之に署名はせるも批准せざりし事實に因り右兩國を拘束せず、其の結果英國政府は條約中に於て企圖せられたるが如く、本規則を條約非署名國に通告するの手續を採るを得ざりき。今回佛國及伊國は前倫敦海軍條約に署名せる結果生じたる右規則に對する受諾を確認せんとする希望を表明せり。斯くて本規則に對する佛伊の先の受諾の確認を具現し、同時に英國政府に對し繼續的義務にして、且短期間のみの義務に非ざる本規則を之に無期限に加入せんことの勸告と共に、一切の他の海軍國に通報する權限を附與せんとする一の獨立文書準備せられ、近く署名せられんことを希望せらる。

【註一】第四條

（三）艦級（甲）基準排水量一萬七千七百八十「メートル」式「トン」）ニ達セサル主力艦ハ千九百四十三年一月一日前ニハ起工又ハ取得セラレサルヘシ

（四）主タル兵裝カ口徑十「インチ」（二百五十四「ミリメートル」）ニ達セサル砲ヲ以テ構成セラルル主力艦ハ千九百四十三年一月一日前ニハ起工又ハ取得セラレサルヘシ

【註二】第一條（ロ、艦種）

（六）補助艦船ハ基準排水量百「トン」（百二「メートル」式「トン」）ヲ超エ通常艦隊要務ノ爲ニ使用セラレ軍隊輸送船トシテ使用セラレ又ハ艦船トシテノ用途ニ使用セラレ且特ニ艦船トシテ建造セラレタルニ非サル左ノ特性ノ執レヲモ有セサル海軍水上艦船ナリ

（1）六・一「インチ」（百五十五「ミリメートル」）ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載スルコト

（2）三「インチ」（七十六「ミリメートル」）ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲八門ヲ超エ搭載スルコト

（3）魚雷ヲ發射スル樣設計セラレ又ハ裝備セラレタルコト

（4）裝甲鈑ニ依リ防護セラルル樣設計セラレタルコト

（5）二十八「ノット」ヲ超ユル速力ヲ有スル樣設計セラレ又ハ改造セラレタルコト

（6）專ラ航空機ノ海上ニ於テ運用スル樣設計セラレタルコト

（7）航空機發進裝置ヲ二基ヲ超エ搭載スルコト

【註三】第一條（ロ、艦種）

（五）小艦船ハ補助艦船以外ノ基準排水量百「トン」（百二「メートル」式「トン」）ヲ超エス左ノ特性ノ何レヲモ有セサル水上艦船ナリ

（1）六・一「インチ」（百五十五「ミリメートル」）ヲ超ユル口徑ヲ有スル砲ヲ搭載スルコト

（2）魚雷ヲ發射スル樣設計セラレ又ハ裝備セラレタルコト

（3）二十「ノット」ヲ超ユル速力ヲ有スル樣設計セラレタルコト

△附（「小艦艇」（スモール・クラフト）

第一條（ロ、艦種）

（七）小艦艇ハ基準排水量百「トン」（百二「メートル」式「トン」）ヲ超エサル海軍水上艦船ナリ

【註四】千九百三十年「ロンドン」海軍條約第四編第二十二條

左記ハ國際法ノ確立セル規則トシテ受諾セラル

（一）潛水艦ハ其ノ商船ニ對スル行動ニ關シテハ水上艦船カ從フヘキ國際法ノ規則ニ從フコトヲ要ス

（二）特ニ商船カ正當ニ停船ヲ要求セラレタル時ニ於テ之ヲ頑強ニ拒否スルカ又ハ臨檢若ハ搜索ニ對シ積極的ニ抗拒スル場合ヲ除クノ外軍艦ハ其ノ水上艦タルト潛水艦タルトヲ問ハス先ツ乘客、船員及船舶書類ヲ安全ノ場所ニ置クニ非サレハ商船ヲ沈沒セシメ又ハ航海ニ堪ヘサルモノト爲スコトヲ得ス右規定ノ適用ニ付テハ船ノ短艇ハ當該時ノ海上及天候ノ狀態ニ於テ陸地ニ近接セルコト又ハ乘客及船員ヲ船內ニ收容スルコトヲ得ル他ノ船

船ノ存在スルコトニ依リ右乗客及船員ノ安全カ確保セラルルニ非サレハ安全ノ場所ト看做サルルコトナシ

締約國ハ他ノ一切ノ國ニ對シ前記規則ニ其ノ同意ヲ表センコトヲ勸誘ス

（一九三六年七月十五日）

5 歐洲主要政治條約關係圖解

はしがき

本篇は外務事務官佐藤舜氏の調査に係るものにして、時局柄一般の好參考資料と認め玆に劃劂に附し廣く頒布することとせり。

第一章 緒言

一、本圖解は昭和十一年（一九三六年）九月現在に於ける歐洲列強間の同盟條約、相互援助條約、不侵略條約及友好條約等歐洲に於ける二國間又は地方的の主要なる政治條約を圖表に表はし、現代歐洲に於ける合從連衡の狀態を一目瞭然たらしむる意圖を以て作成せるものなり。

固より歐洲列強間の政治條約を網羅せんとするものに非ず、之を敢てするときは圖表は徒らに錯雜不明瞭となるを以て先づ歐洲大戰後の諸平和條約、國際聯盟規約、不戰條約、海峽制度に關する條約（「モントルー」條約）等を省略し、且國際紛爭の平和的處理に關する條約は、玆に所謂政治條約に非ざるを以て當然之を省き、又友好條約なるも其の內容、主として調停、仲裁裁判及司法的解決に關する規

定より成り政治的色彩の比較的濃厚ならざるものも亦之を省略せり。

斯る方針の下に現下歐洲諸國間に有效なる政治條約約六十中より更に三十數箇を摘出して、本圖表を作成せり。

二、圖表作成に際し此等三十有餘の條約を四種に類別し、

第一 同盟條約 相互援助條約 ……は之を赤線

第二 「ロカルノ」條約 ……は之を黃線

第三 中立條約及友好條約等 ……は之を青線

第四 不侵略條約 侵略の定義に關する（八國）條約 侵略の定義に關する（五國）條約 ……は之を黑線

を以て表はし、各線上に條約の大體の名稱及締結の年次を記し、加ふるに各條約に年代順にて番號を附し、左記第二章に說明せる各條約の番號と照應せしめ、圖表は其自身として觀察に便ならしむると同時に、又條約の番號に依りて第二章の說明を檢出するに便なる樣に作成せり。

三、本圖表を一覽して直に受くる印象は、現代歐洲に於ける合從連衡が誠に複雜多岐にして列强間の政治關係の機微なるを思はしむる點なり。斯る錯綜せる條約關係に於て然も歐洲の風雲は益々急にして、前途暗澹たるを

思はしむる秋、試みに本圖表中の何れかの二國間に戰爭勃發せりと假定して、爾後に起る歐洲諸國間の政治的關係を看るに興味津々たるものあり。

更に英國は「ロカルノ」條約及英葡同盟を結び居る以外は、比較的條約關係少く獨逸亦然り。然るに佛國及蘇聯邦の條約關係たるや誠に複雜を極め、之を數字を以て示せば次の如し。

國名	同盟條約及相互援助條約等	友好條約	不侵略條約	合計
佛蘭西	五	三	一	九
蘇聯邦	三	二	一〇	一五
伊太利	二	四	一	七

第二章 各箇の條約の說明

左に各條約を年代順に配列し、其の各々に付て簡單なる說明を加ふべし。政治上重要性多きものに付ては繁雜を避けたるも、此の小冊子の許す限度に於ての說明を加ふるに努めたり。

(1) 英國「ポルトガル」國間同盟條約

英蘭同盟は第十四紀以來數世紀に亘る歴史的成果にして

（一）一三七三年六月「ロンドン」に於て署名せられたる條約
（二）一三八六年五月「ウィンザー」に於て署名せられたる條約
（三）一六四二年一月「ロンドン」に於て署名せられたる條約
（四）一六五四年七月「ウェストミンスター」に於て署名せられたる條約
（五）一六六〇年四月「ホワイトホール」に於て署名せられたる條約
（六）一六六一年六月「ホワイトホール」に於て署名せられたる條約
（七）一七〇三年五月「リスボン」に於て署名せられたる條約
（八）一八一〇年二月「リオデジァネイロ」に於て署名せられたる條約
（九）一八一五年一月「ウィーン」に於て署名せられたる條約

の九箇ありて其の中（八）〔（九）に依りて廢棄せらる〕を除く他の八箇の條約は明文の規定に於て、兩國間に締結せられたる凡ての舊條約が現行條約と牴觸せざる限り、有效と認めらるゝ旨を定めたるを以て今日に於ても一定の範圍内に於て有效なり。

（2）佛蘭西國白耳義國間同盟（一九二〇年九月十五日署名）

兩國間には歐洲大戰後一九二〇年九月七日佛白軍事協定結ばれたる處、同年九月十五日兩國政府間に右軍事協

定を承認する旨の公文の交換を見たり。

（3）佛蘭西國「ポーランド」國間政治協定（一九二一年二月十九日「パリ」に於て署名）

兩國間の政治關係を大いに緊密ならしむるものにして、同盟關係を設定せるものと看做され居れり。

主なる條項左の如し。

「ポーランド」國政府及佛蘭西國政府ハ共ニ兩國ノ既ニ署名シ又ハ將來兩締約國ニ依リテ承認セラルルコトアルベキ條約ノ維持ニ依リ歐洲ノ平和、兩國ノ領土ノ安全竝ニ其ノ共通ノ政治上及經濟上ノ利益ヲ擁護スルコトヲ希望シ左ノ如ク協定セリ

（一）兩國政府ハ其ノ平和ニ對シ協力スル爲兩國ニ關スル外交政策ノ問題ニシテ國際的關係ノ決定ニ關スルモノハ總テ前記條約ノ精神ニ於テ及國際聯盟規約ニ遵ヒ相互ニ協議スルコトヲ約ス

（二）兩國政府ハ經濟的復興ハ歐洲ニ於ケル國際上ノ秩序及平和ノ再建ノ基本的第一條件ナルノ事實ニ鑑ミ協調及相互援助ノ目的ヲ以テ之ニ關シ協定ヲ爲スベシ

兩國ハ其ノ經濟關係ノ發展ニ努力スベク且此ノ目的ノ爲ニ特別協定及通商條約ヲ締結スベシ

（三）兩國政府ハ兩締約國ガ誠實ナル平和的見解及意思ヲ有スルニ拘ラズ其ノ一方又ハ雙方カ挑發スルコトナクシテ攻撃セラルルトキハ前文ニ揭グル範圍内ニ於テ兩國ノ領土ノ防禦及其ノ正當ナル利益ノ保護ノ爲共同ノ措置ヲ執ルベシ

(4) 佛蘭西國「チェッコスロヴァキア」國間同盟及友好條約（一九二四年一月二十五日「パリ」に於て署名）

主なる規定左の如し。

第一條

佛蘭西共和國及「チェッコスロヴァキア」共和國ノ政府ハ其ノ安全ヲ危クシ又ハ兩國ノ署名國タル平和條約ニ依リ設定セラレタル事態ヲ破壞スルコトアルベキ外交政策上ノ一切ノ事項ニ付其ノ行動ヲ共ニスルコトヲ約ス

第二條

兩締約國ハ其ノ共同利益ガ脅威セラレタル場合ニ於テ之ヲ擁護スル爲ニ執ルベキ措置ニ付協定スベシ

第三條

兩締約國ハ其ノ共ニ署名國タル千九百十九年九月十日ノ「サン、ジェルマン、アン、レーイ」平和條約第八十八條及千九百二十二年十月四日の「ジュネーヴ」議定書ニ定メラレタル政治的原則ノ世界平和ノ維持ノ爲重要ナルコトニ付完全ニ意見ノ一致ヲ見、此等原則ノ破壞ノ危險アル場合ニ於テ執ルベキ措置ニ關シ互ニ協議スルコトヲ約ス（以下略）

(5) 「ロカルノ」條約（一九二五年十二月一日「ロンドン」に於て署名）

歐洲殊に佛國の安全保障問題は「パリ」平和會議以來の懸案にして、同會議の際佛國は其の東方國境保障の爲英國及び米國との間に佛國援助條約の締結を企圖し、該條約は千九百十九年六月二十八日平和條約と同時に「ヴェルサイユ」に於て署名せられたるも、英佛間の條約は兩締約國の批准を得たるに拘らず、米國が平和條約と同樣米佛間の條約を批准せざりし爲、英佛間及米佛間の兩援助條約は、共に其の效力を發生するに至らざりき。其の後千九百二十二年一月「カンヌ」會議の際英國首相「ロイド、ジオージ」氏と佛國首相「ブリアン」氏との間に千九百十九年の佛國援助條約と略同趣旨の條約を英佛兩國間に締結するの商議行はれたるも、之れ亦佛國の內閣更迭の爲立消と爲れり。爾來歐洲の安全保障問題は國際聯盟の議に移り、千九百二十三年の第四回聯盟總會は一の一般的相互援助條約案を採擇し、次で翌年の第五回聯盟總會は仲裁裁判、安全保障及び軍備縮少の三要綱を基礎とする所謂平和議定書を採擇したるも、兩者共英國其の他の國の贊同を得ざりし結果實施せらるるに至らざりき。

他方獨逸政府は千九百二十三年五月（「クノー」內閣時代）日、英、米、佛、伊、白の諸國政府に對し「ライン」地方保障條約締結の提議を爲したるも、當時「ルール」地方占領等賠償問題の頗る紛糾せる際なりし爲何等討議の基礎を成すに至らざりしが、翌年八月には「ロンドン」協定成立し、玆に賠償問題一段落を告げたるに依り、千九百二十五年二月九日獨逸政府は更に佛國政府に對し一の保障條約締結方を提議せり。右提議に基き一方佛國政府と英、伊、白諸國政府との間に、又他方佛國政府と獨逸政府との間に數月に亘る交涉行はれ、其の結果新條約の大綱に關する諸國間の意見一致を見たるに依り、同年九月一日より「ロンドン」に於て、英、佛、白、獨の

諸國の法律家會議を開催し條約原案を討議し、次で十月五日より瑞西國「ロカルノ」に於て英、佛、伊、白、獨、「ポーランド」及「チェッコスロヴァキア」の代表者の正式會議開催せられ、同月十六日遂に最終議定書の署名を行ひ且其の附屬書たる五條約及獨逸代表宛書翰案に假署名を行ひたり。尚同會議に於ては別に獨逸東方國境の保障問題に關聯する佛「ポーランド」間及佛「チェッコスロヴァキア」間の二協定の假署名行はれたり。此等の五條約二協定は何れも同十二月一日「ロンドン」に於て正式署名を了したるが、之が實施は署名國全部の批准書寄託及獨逸の國際聯盟加入を條件とせり。

「ロカルノ」諸條約中最重要なるは獨、白、佛、英、伊間の所謂「ライン」保障條約にして同條約の要點左の如し。

（一）締約國は「ヴェルサイユ」條約所定の獨佛間及獨白間の國境の不侵略及該國境に基く領土上の現狀維持を各別に及共同に保障すること

（二）正當防衛の場合又は聯盟規約に基き行動する場合を除くの外獨佛兩國及獨白兩國は互に戰爭に訴へざること

（三）獨佛間及獨白間の一切の紛爭は之を平和的處理方法に依りて解決すること

（四）獨佛間又は獨白間に於て一方の國が他方より攻撃を受けたるときは他の締約國（常に英伊兩國を含む）は被攻撃國に對し援助を與ふること

而して獨白間及獨佛間の仲裁裁判條約は上記（三）の平和的處理方法の細目を規定するものにして、獨「ポ」

間及獨「チ」間の仲裁裁判條約も亦略之と其の內容を同じうす。佛「ポ」間及佛「チ」間の協定は、締約國の一方が前記諸條約の違反に依り獨逸より攻撃を受けたる場合に、他方締約國は被攻撃國に援助を與ふべきことを規定せるものにして、前記諸條約の補足的保障を形成するものなり。

此等の諸條約及協定は何れも國際聯盟規約の範圍內に於て、且同規約の規定を締約國の關する限り補足するものとして締結せられたるものにして、之が實施の爲何等同規約の修正を必要とせざることは、彼の平和議定書と異る一點なりとす。

因に獨逸國は一九三六年三月七日前記「ライン」保障條約を一方的に廢棄せんとし「ライン」非武裝地帶に軍隊を入れたり。而して爾來新「ロカルノ」條約締結に付前記諸國間に交涉行はれ居るは人の知る所なり。

(6) 「トルコ」國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間友好及中立條約

（一九二五年十二月十七日「パリ」に於て署名）

「トルコ」國と「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦（以下蘇聯邦と略稱す）間には一九二一年三月十六日所謂「モスコー」條約成立し、兩締約國の各は他方の締約國の認めざる何等の國際約定をも承認せざるべきことを約し、其の他「トルコ」の國境に關する規定等ありたるが、一九二五年の條約には次の如き規定あり。

第一條

一又ハ二以上ノ第三國ガ締約國ノ一ニ對シ軍事的行動ニ出デタル場合ニハ他方ノ締約國ハ右締約國ニ對シ中

立ヲ維持スベキヲ約ス

註、軍事的演習ハ他方ノ締約國ヲ害スルモノニ非ザルニ依リ「軍事的行動」ニ包含セザルベシ

第二條

締約國ノ各ハ他方ニ對シ一切ノ侵略ヲ爲サザルコトヲ約ス云々

(7) 獨逸國蘇聯邦間中立條約（一九二六年四月二十六日「ベルリン」に於て署名）

兩國間には曩に一九二二年四月十七日「ラパロ」に於て署名せられたる講和後の兩國關係に付て規定し居る所謂「ラパロ」條約あり。本中立條約の主なる規定次の如し。

第一條

「ラパロ」條約ハ獨逸國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ基礎トシテ存續スルモノトス

獨逸國政府及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ兩國ニ共通ナル一切ノ政治上及經濟上ノ問題ニ關シ了解ヲ遂グル爲互ニ友好的接觸ヲ保ツベシ

第二條

締約國ノ一方ガ其ノ平和的態度ニ拘ラズ一又ハ二以上ノ第三國ニ依リ攻撃セラルルトキハ他方ノ締約國ハ紛爭ノ繼續中終始中立ヲ維持スベシ（以下略）

尙本條約は一九三一年六月二十四日の議定書に依り一九二九年一月二十五日の調停條約と共に其の效力を延長

せられたり。

(8) 佛蘭西國「ルーマニア」國間友好及安全條約（一九二六年六月十日「パリ」に於て署名）

兩國は相互に不侵略及戰爭に訴へざることを約し、從て兩國間紛爭を平和的手段に依り處理すべく、且挑發に因らざる第三國に依る攻撃に對し聯盟規約の機構內に於て、兩國の執るべき行動に付速に協議を爲すを約し居れり。因に兩國間には同日署名の兩國紛爭の平和的處理に關する條約あり。

主なる條項左の如し。

第一條

「ルーマニア」國及佛蘭西國ハ互ニ何等攻撃又ハ侵略ヲ爲サザルコト及如何ナル場合ニ於テモ互ニ戰爭ニ訴ヘザルコトヲ相互ニ約ス

尤モ本規定ハ左ニ關スル場合ニ適用セラレザルベシ

(一) 正當防衞ノ權利ヲ行使スル場合即チ本條項ニ定ムル約束ノ違反ニ對抗スル場合

(二) 國際聯盟規約第十六條ノ適用ニ依リ行動スル場合

(三) 國際聯盟ノ總會若ハ理事會ノ決議ニ依リ又ハ國際聯盟規約第十五條第七項ノ適用ニ依リ行動スル場合

但シ後ノ場合ハ最初ニ攻撃ヲ爲シタル國ニ對シテ仕向クル行爲ニ限ル

第二條（略）

第三條

「ルーマニア」王國政府及佛蘭西共和國政府ハ「ルーマニア」國又ハ佛蘭西國ノ外的安全ヲ危險ナラシメ又ハ兩國ノ署名シタル諸條約ニ依リ確定セラレタル秩序ヲ害スベキ問題ヲ共同ニ審査スルコトヲ約ス但シ國際聯盟ノ理事會又ハ總會ノ爲スコトアルベキ解決ヲ保留ス

第四條

「ルーマニア」及佛蘭西兩國政府ノ平和的意圖ニ反シ「ルーマニア」國又ハ佛蘭西國ガ自ラ挑發スルコトナク攻擊セラルル場合ニ於テハ兩國政府ハ其ノ國民ノ正當ノ利益ノ保護及兩國ガ署名シタル諸條約ニ依リ確定セラレタル秩序ノ維持ノ爲國際聯盟規約ノ範圍內ニ於テ雙方各ガ執ルベキ行動ニ付速ニ協議ヲ遂グベシ（以下略）

(9) 伊太利國西班牙國間友好、調停及司法的解決に關する條約（一九二六年八月七日「マドリッド」に於て署名）

主として兩國間紛爭の平和的處理に關する條約なるが、締約國の一方が第三國より攻擊を受けたる場合他方は中立を守ることを約し居れり。

(10) 「イラン」國蘇聯邦間保障及中立條約（一九二七年十月一日「モスコー」に於て署名）

兩國は相互に侵略行爲に出づることなく、又兩國の一方が第三國の侵略を受くる場合他方は中立を守ることを

約し居れり。

尙本條約は兩國間に一九二一年二月二十六日署名せられたる實質上相互援助條約と認めらるる友好條約を兩國關係の基礎と爲し居れり。

(11) 佛蘭西國「ユーゴースラヴィア」國間友好條約（一九二七年十一月十一日巴里に於て署名）

大體に於て(8)と同趣旨なり。

(12) 伊太利國「アルバニア」國間防守同盟條約（一九二七年十一月二十二日「チラナ」に於て署名）

締約國の一方が挑發することなくして戰爭の脅威を受くる場合、他方は敵對行爲を防止するのみならず脅威を受けたる國の爲、其の正當なる滿足を確保する爲最有效なる措置を執るを約し居れり。

(13) 「ルーマニア」國希臘國間不侵略及仲裁裁判條約（一九二八年三月二十一日「ジュネーヴ」に於て署名）

兩國相互に不侵略を約し兩國間紛爭に付詳細なる仲裁手續規定せらる。

第一條

締約國ハ相互ニ他方ニ對シ攻擊又ハ侵入ヲ爲サズ、且如何ナル場合ニモ戰爭ニ訴ヘザルコトヲ相互ニ約ス

但シ本條項ハ左記ニ關スルトキハ之ヲ適用セズ

一、正當防衛權ノ行使
二、國際聯盟規約第十六條ノ適用ニ基ク行爲
三、國際聯盟總會若ハ理事會ニ依リテ採擇セラレタル決議又ハ國際聯盟規約第十五條第七項ノ適用ニ基ク行爲但シ後者ノ場合ニハ右行爲ハ最初ニ攻撃ヲ行ヒタル國ニ對シ仕向ケラルルヲ要ス

第二條

締約國ノ一方ガ前條ノ違反行ハレタリト又ハ行ハルト看做ストキハ該國ハ直ニ右問題ヲ國際聯盟理事會ニ提出スベシ（以下略）

(14) 伊太利國「トルコ」國間中立、調停及司法的解決に關する條約（一九二八年五月三十日「ローマ」に於て署名）

主なる條項左の如し。

第一條

締約國ハ締約國ノ一方ニ仕向ケラルル如何ナル政治的又ハ經濟的協商及如何ナル聯合ニモ加入セザルコトヲ約ス

第二條

締約國ノ一方ガ其ノ平和的態度ニモ拘ラズ一又ハ二以上ノ第三國ニ依リ攻撃セラルル場合ハ他方ノ締約國ハ紛爭ノ全期間中中立ヲ遵守すべシ（以下略）

尙第三條以下及附屬の議定書に兩國間紛爭の平和的處理に付詳細なる規定あり。

(15) 伊太利國希臘國間友好、調停及司法的解決に關する條約（一九二八年九月二十三日「ローマ」に於て署名）

主なる條項左の如し。

第一條

兩締約國ハ兩締約國ガ雙方共署名國タル諸平和條約ニ依リ規定セラレタル秩序ヲ維持スル爲及前記諸條約中ニ規定セラレタル義務ヲ尊重シ且之ヲ實行スル爲兩國ノ相互的支持及兩國ノ眞摯ナル協力ヲ相互ニ與フルコトヲ約ス

第二條

締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ニ依ル挑發ニ因ラザル侵略ノ目的ト爲ルコトアルベキ場合ニハ他方ハ紛爭ノ全期間中中立ヲ遵守スルコトヲ約ス

第三條

締約國ノ一方ノ安全及利益ガ外部ヨリ來レル侵略ノ爲ニ脅威ヲ受クル場合ニハ他方ハ右ノ國ニ對シ其ノ脅威ノ原因ヲ消滅セシムル目的ヲ以テ政治的及外交的支持ヲ與フルコトヲ約ス

(16) 佛蘭西國「トルコ」國間友好、調停及仲裁裁判條約（一九三〇年二月三日「パリ」に於て署名）

締約國は第三國より侵略せられたる場合相互に中立を守るを約し、且兩國間紛爭の解決方法に付詳細なる規定あり。

尙兩國間には主として「シリア」地方に關する一九二六年六月十日署名の友好、善隣條約あり。

(17) 「ポーランド」國「ルーマニア」國間保障條約 (一九三一年一月十五日「ジュネーヴ」に於て署名)

主なる條項左の如し。

第一條

「ポーランド」國及「ルーマニア」國ハ兩國ノ現在ノ領土ノ保全及現在ノ政治的獨立を相互ニ尊重シ一切ノ外部ヨリノ侵略ニ對シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス

第二條

「ポーランド」國又ハ「ルーマニア」國ガ國際聯盟規約第十二條、第十三條及第十五條ニ依リテ課セラレタル約束ニ反シ挑發スルコトナクシテ攻撃セラレタル場合ニハ「ルーマニア」國及相互的ニ「ポーランド」國ハ聯盟規約第十六條ヲ適用シテ行動シ直ニ救援及援助ヲ與フルコトヲ約ス云々 (以下略)

(18) 「アフガニスタン」國蘇聯邦間中立及不侵略條約 (一九三一年六月二十四日「カブール」に於て署名)

締約國の一方と第三國との間に戰爭起りたる場合他方は中立を守るを約し、又相互に他方の領域に對し侵略行爲に出でざるを約し居れり。

(19) 「フィンランド」國蘇聯邦間不侵略及紛爭の平和的解決に關する條約 (一九三二年一月十一日「ヘルシンキ」に於て署名)

相互に國境の不可侵及第三國より攻撃ある場合戰時中中立を保持すべきを約し、兩締約國の一方が第三國を攻撃する時は、他方は豫告なくして本條約を廢棄し得るものとせらる。

(20) 「ラトヴィア」國蘇聯邦間不侵略條約 (一九三二年二月五日「リガ」に於て署名)

本條約は其の前文に明かなるが如く、一九二八年八月二十七日の戰爭拋棄に關する條約を補足せんとして締結せられたるものなり。

第一條

各締約國ハ宣戰ノ有無又ハ單獨タルト他國ト共同タルトヲ問ハズ他方ノ締約國ニ對スル一切ノ侵略行爲竝ニ他方ノ締約國ノ領土ノ保全及不可侵又ハ政治的獨立ニ對スル一切ノ暴力的行爲ヲ爲サザルコトヲ約ス (以下略)

(21) 「エストニア」國蘇聯邦間不侵略及紛爭平和的處理條約 (一九三二年五月四日「モスコー」に於て署名)

相互に不侵略を約すること（20）と同趣旨の規定あり且廢棄に關し（19）と同樣の規定あり。

（22）「ポーランド」國蘇聯邦間不侵略條約（一九三二年七月二十五日「モスコー」に於て署名）

大體に於て（21）と同趣旨なり。

尙本條約は一九三四年四月四日「モスコー」に於て署名せられたる議定書に依り其の效力を延長せられたり。

（23）佛蘭西國蘇聯邦間不侵略規約（一九三二年十一月二十九日「パリ」に於て署名）

大體に於て（20）（21）と同趣旨なり。

尙兩國間には同日署名の調停手續條約あり。

（24）小協商規約（「チェッコスロヴァキア」國、「ルーマニア」國及「ユーゴースラヴィア」國間に一九三三年二月十六日「ジュネーヴ」に於て署名）

世界大戰後の歐洲政局は各平和條約即ち對獨（「ヴェルサイユ」）、對墺（「サン、ジェルマン」）、對洪（「トリアノン」）、及對勃（「ヌイイー」）の諸條約に依りて規定せられ、而して此等條約の一部を成す國際聯盟規約は、世界平和の保障たるの觀あるも、此等の條約又は規約に拘らず、大戰後に於ける歐洲の事態は歐洲諸國就中所謂新興國にとりて猶不安を除去すること能はず、爲に此等諸國間の相互の保障は平和會議以來歐洲の重要なる問題となれり。

爲れり。

新興國たる「チェッコスロヴァキア」、「ルーマニア」、「ユーゴースラヴィア」等に對する不安より所謂防禦同盟の締結を見たり。右三國を中心とする所謂小協商條約なるもの即ち是なり。小協商の中心は「チェッコスロヴァキア」國にして、當時の外相「ベネッシュ」氏は最其の成功に力を致したり。

小協商は上述の如く「チェッコスロヴァキア」、「ルーマニア」及「ユーゴースラヴィア」の三國を中心とするものにして、各種平和條約の維持を主眼とする純然たる防守同盟の性質を有す。而して此等諸國以外の佛、伊、「ポーランド」墺等の諸國との間にも亦夫々補助的條約の締結を見、從つて所謂小協商は佛國を盟主と爲すの外觀を呈すと稱せらるるに至れり。

而して此等の條約中には既に失效せるものもあり、條約上小協商なる語の現はれたるは三國間に一九三〇年六月二十七日結ばれたる「小協商諸國間友好及同盟條約補足協定」に始まれり。

一九三三年の小協商規約の主なる條文左の如し。

第一條

三國夫々ノ外務大臣又ハ特ニ任命セラルル特別代表委員ヲ以テ構成セラルル小協商國常設理事會ハ三國間ノ共通政策ノ指導者タル機關トシテ設置セラル常設理事會ノ決定ハ全會一致ニ依リ爲サルベシ

第二條

常設理事會ハ外交手續ニ依ル正規ノ關係ノ外少クトモ年三回義務的ニ會合ス義務的年次會合ノ一回ヅツハ三國ノ各ニ於テ順次ニ開カレ其ノ他ノ會合ハ國際聯盟總會ノ際「ジュネーヴ」ニ於テ開カルベシ

第三條

常設理事會ノ議長ハ義務的年次會合ノ開カルル國ノ外務大臣トス會合ノ期日ヲ決定シ及其ノ場所ヲ指定スル爲發案ヲ爲シ竝ニ會議事項ヲ定メ及爲サルベキ決定ヲ作成スルハ議長ニ於テ之ヲ爲ス次年度ノ第一回義務的會合ニ至ル迄ハ議長ハ引續キ常設理事會ノ議長タルモノトス

第四條

小協商國相互間ノ關係ニ關スルモノタルト其ノ第三國トノ關係ニ關スルモノタルトヲ問ハズ討議セラルル一切ノ問題ニ付及爲サルル一切ノ決定ニ付テハ小協商三國の絶對的均等ノ原則ヲ嚴ニ尊重ス

第五條乃至第十條（略）

第十一條

千九百二十九年五月二十一日延長セラレ且本規約ノ規定ニ依リ補足セラレタル千九百二十一年四月二十三日附ノ「ルーマニア」國「チェッコスロヴァキア」國間、千九百二十一年六月七日附ノ「ルーマニア」國「ユーゴースラヴィア」國間及千九百二十二年八月三十一日附ノ「チェッコスロヴァキア」國「ユーゴースラヴィア」國間ノ諸同盟條約竝ニ千九百二十九年五月二十一日「ベルグラード」ニ於テ小協商三國ニ依リ署名セラレタ

ル調停、仲裁裁判及司法的解決一般議定書ハ更新セラレ無期限タルベシ（以下略）

本條に列擧せらるゝ條約を說明すれば左の如し。

（一）一九二一年四月二十三日「ブカレスト」署名の「チェッコスロヴァキア」國「ルーマニア」國間防守同盟條約

「ハンガリー」國を目標とするものなり。

（二）一九二一年六月七日「ベルグラード」署名の「ルーマニア」國「ユーゴースラヴィア」國間防守同盟條約

「ハンガリー」國及「ブルガリア」國を目標とするものなり。

（三）一九二二年八月三十一日「マリアンスケ、ラツネ」に於て署名の「チェッコスロヴァキア」國「ユーゴースラヴィア」國間同盟條約

本條約は一九二〇年八月十四日「ベルグラード」に於て署名の「ハンガリー」國を目標とする兩國間防守同盟條約の效力を延長せるものなり。

（25）侵略の定義に關する（八國）條約（「アフガニスタン」國、「エストニア」國、「イラン」國、「ラトヴィア」國、「ポーランド」國、「ルーマニア」國、「トルコ」國及蘇聯邦間に一九三三年七月三日「ロンドン」に於て署名）

上記の如く蘇聯邦は各國と不侵略條約を締結せり。而して不侵略條約は相互に侵略行爲に出でざるを約するも

如何なる行爲が侵略行爲なるやを明かにせず。本條約は侵略の定義に關する條約の嚆矢にして後出(26)(27)と共に現今侵略定義に關する條約の三例なり。

主なる條項左の如し。

第一條

各締約國ハ軍備ノ縮少及制限ノ爲ノ會議ニ宛テタル千九百三十三年五月二十四日附ノ安全問題委員會ノ報告書(「ボリティス」報告書)即チ「ソヴィエト」國代表ノ提議ノ結果トシテ作成セラレタル報告書ニ於テ說明セラレタル如キ侵略ノ定義ヲ各他國トノ相互關係ニ於テ且本條約ノ實施ノ日ヨリ受諾スルコトヲ約ス

第二條

依テ左ノ行爲ノ一ヲ最初ニ爲シタル國ハ紛爭當事國間ニ實施中ノ協定ノ留保ノ下ニ國際紛爭ニ於ケル侵略國トシテ認メラルベシ

一、他ノ一國ニ對スル開戰宣言

二、開戰宣言ナクトモ右ノ國ノ兵力ニ依ル他ノ一國ノ領域ヘノ侵入

三、開戰宣言ナクトモ右ノ國ノ陸軍、海軍又ハ空軍ニ依ル他ノ一國ノ領域、船舶又ハ航空機ノ攻擊

四、他ノ一國ノ沿岸又ハ港ノ海上封鎖

五、各自ノ所屬領域ニ於テ編成セラレタル武裝隊ニシテ他ノ一國ノ領域ニ侵入シタルモノニ對シ支援ノ附與又ハ被侵入國ノ要求アルニ拘ラス右武裝隊ヨリ一切ノ援助又ハ保護ヲ剝奪スル爲ニ各自ノ領域ニ於テ其ノ爲シ得ル一切ノ

措置ヲ執ルコトノ拒絕

第三條

政治的、軍事的、經濟的又ハ他ノ如何ナル事由モ第二條ニ規定セラル、侵入ノ辯辭又ハ辯明ノ用ニ供セラルコトヲ得ザルベシ(以下略)

尙「フィンランド」國は一九三四年一月三十一日本條約に加入せり。

(26) 侵略の定義に關する(五國)條約(「ルーマニア」國、「チェッコスロヴァキア」國、「トルコ」國、ユーゴースラヴィア」國及蘇聯邦間に一九三三年七月四日「ロンドン」に於て署名)

大體に於て(25)と同樣なるも注目すべきは次の規定ある點なり。

第四條

本條約ニハ他ノ一切ノ國家が加入スルコトヲ得加入ハ原署名國ト同樣ノ權利ヲ附與シ及同樣ノ義務ヲ課ス加入ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ニ通告セラルベク該政府ハ直ニ之ヲ署名國ニ通知スベシ

(27) 「リスアニア」國蘇聯邦間侵略の定義に關する條約(一九三三年七月九日「ロンドン」に於て署名)

大體に於て(25)と同樣なり。

尙兩國間には一九二六年九月二十八日署名の不侵略條約あり。

(28) 伊太利國蘇聯邦間友好、不侵略及中立條約（一九三三年九月二日「ローマ」に於て署名）

主なる條項左の如し。

第一條

締約國ノ一方ハ如何ナル場合ニ於テモ他方締約國ニ對シ單獨ニテ爲スト一又ハ二以上ノ第三國ト共同シテ爲ストヲ問ハズ戰爭ニ訴ヘ又ハ陸路、海路若ハ空中ヨリスル侵略ヲ爲スコトナク且他方ノ主權ノ下ニ在ル領土ノ不可侵ヲ尊重スルコトヲ約ス

第二條

締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ノ侵略ノ目的ト爲リタル場合ニ於テハ他方締約國ハ當該紛爭ノ期間中中立ヲ維持スルコトヲ約ス

締約國ノ一方ガ一國ニ對シ侵略ニ訴ヘタルトキハ他方締約國ハ何等ノ豫告ナクシテ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得（以下略）

(29) 「トルコ」國「ユーゴースラヴィア」國間友好、不侵略、司法的解決、仲裁裁判及調停條約（一九三三年十一月二十七日「ベルグラード」に於て署名）

本條約は其の前文に明かなるが如く、兩國が一九二八年八月二十七日の不戰條約の署名國たるに鑑み締結せられたるものにして、兩國間紛爭の平和的處理に付詳細なる規定あり、第一條に於て兩國は國策の具としての戰爭に相互に訴へざるべく、且一切の侵略及第三國に依りて企てられたる何等の侵略への一切の參加又は兩國の一方若は他方に對する一切の侵略協定を非とするの義務を負ふ旨約し居れり。

(30) 宣言（便宜上之を獨逸國「ポーランド」國間政治的關係に關する宣言と稱す。一九三四年一月二十六日「ベルリン」に於て署名）

從來專ら親佛反獨政策を採り來れる「ポーランド」國の外交政策は本宣言以來注目すべき變更を示したり。主なる規定左の如し。（前略）

兩國政府ハ兩國間ノ恒久的平和ノ維持及確保ガ「ヨーロッパ」ニ於ケル一般的平和ノ重要ナル前提條件ナリトノ事實ヨリ出發スルモノナリ從テ兩國政府ハ千九百二十八年八月二十七日ノ不戰條約ニ包含セラルル原則ヲ基礎トシテ其ノ相互關係ヲ確立スルコトニ決シ「ポーランド」國及獨逸國間ノ關係ニ關スル限リ該原則ノ適用ヲ一層嚴密ニ規定セント欲スルモノナリ

右ニ際シ兩國政府ノ各ハ從來既ニ他ノ方面ニ對シテ負擔シタル國際的義務ガ兩國相互的關係ノ平和的發展ヲ阻害セズ、本宣言ニ矛盾セズ且本宣言ニ依リ影響セラルルモノニ非ザルコトヲ確認スルモノナリ尙又兩國政府ハ本宣言ガ國際法上專ラ兩國ノ一方ノ國內事項ト認メラルベキ問題ニ及ブモノニ非ザルコトヲ確認ス

兩國政府ハ兩國ノ相互的關係ニ關スル問題ニ關シテハ其ノ種類ノ如何ヲ問ハズ直接協議妥結スルノ意圖ヲ有スルモノナルコトヲ宣言ス兩國政府間ニ或係爭問題ヲ惹起シ其ノ解決ガ直接交渉ニ依リ達成セラレザルトキハ兩國政府ハ各個ノ場合ニ於テ相互的合意ニ基キ他ノ平和的手段ニ依リ解決ヲ求ムベシ但シ兩國間ニ實施中ノ他ノ協定ニ於テ斯ル場合ニ對シ規定シアル手續ヲ必要ニ應ジ適用スルノ可能性ヲ害スルコトナシ又如何ナル事情ノ下ニ於テモ斯ル係爭問題ノ解決ノ爲ニ武力行使ノ擧ニ出ヅルコトナカルベシ（後略）

(31) 「バルカン」規約（希臘國、「ルーマニア」國、「トルコ」國及「ユーゴースラヴィア」國間に一九三四年二月九日「アテネ」に於て署名）

本規約は所謂「バルカン」協商を形成するものにして其の前文に於て、不戰條約の精神に促され、現存條約の尊重及「バルカン」に於ける領土的現狀の維持を確保するを目的と爲すを明かにし居り、主なる條項左の如し。

第一條

「ルーマニア」國、「ユーゴースラヴィア」國、「トルコ」國及希臘國ハ其ノ「バルカン」ノ一切の國境ノ安全ヲ相互ニ保障ス

第二條

締約國ハ本規約ノ定ムル自國ノ利益ヲ害スルコトアルベキ事態ニ當リテ執ルベキ措置ニ關シ協議スルコトヲ約ス締約國ハ相互ニ豫告ナクシテハ本規約ニ署名セザリシ「バルカン」ノ別國ニ對シ何等ノ政治的行動ヲモ

爲サザルコト及他ノ締約國ノ承諾ナクシテハ「バルカン」ノ別國ニ對シ何等ノ義務ヲモ負ハザルコトヲ約ス

第三條

本規約ハ締約國ガ署名シタルトキヨリ實施セラルベシ他ノ一切ノ「バルカン」諸國ハ何時ニテモ之ニ署名スルコトヲ得ベク締約國ハ右諸國ノ加入ヲ好意的ニ審査スベシ（以下略）

(32) 「エストニア」國「ラトヴィア」國間同盟組織に關する條約（一九三四年二月十七日「リガ」に於て署名）

本條約は一九二三年十一月一日兩國間に締結せられたる防守同盟條約の基礎の上に兩國の一層の協力增進の爲に結ばれたるものにして、兩國外務大臣の定期的會合其の他兩國の協力に付て規定し居れり。

(33) 「ローマ」議定書（伊太利國、墺地利國及「ハンガリー」國間に一九三四年三月十七日「ローマ」に於て署名）

伊太利國「ハンガリー」國間には既に一九二七年四月五日署名の友好、調停及仲裁裁判に關する條約あり。又伊太利國、墺地利國間には同じく一九三〇年二月六日署名の友好、調停及司法的解決に關する條約あり、何れも本議定書の先驅を爲せるものと看るを得べし。

本議定書は三部よりなり第一議定書は三國間の友好協定にして「三國間ノ友好ナル協力ヲ促進スベキ和親政策ヲ伸長センガ爲特ニ三國ニ關係アル有ラユル問題及一般的問題ニ付協議スルヲ約」し尚右三國間の經濟關係增進に關し經濟協定たる第二議定書及其の補足として伊、墺兩國間に締結せられたる第三議定書あり。

右第一議定書に付て一九三六年三月二十三日追加議定書作成せられ、三國外務大臣に依り常設協議機關を設くること及三國政府は各々他の二國と豫め聯絡することなくして　第三國と「ダニューブ」問題に關する政治的交渉を開始せざることを約し居れり。

尙一九三六年十一月十三日の外電に依れば、新に三國間に「ウィーン」議定書の作成せられたるを報じ居れり。

(34)　「エストニア」國、「ラトヴィア」國及「リスアニア」國間協商及協力規約

（一九三四年九月十二日「ジュネーヴ」に於て署名）

所謂「バルティック」協商にして抑も「バルティック」沿岸の新興國たる「フィンランド」、「エストニア」、「ラトヴィア」、「リスアニア」及「ポーランド」の諸國は千九百二十年中及千九百二十一年の初期に於て「ソヴィエト」露西亞との間に夫々平和條約を締結したるが、千九百二十一年七月末「フィンランド」國「ヘルシンキ」に於て「フィンランド」、「エストニア」、「ラトヴィア」三國の外務大臣及「ポーランド」代表者の會議開催せられ、「バルティック」諸國相互の政治關係及此等諸國の一般情勢を議したる後定期に「バルティック」諸國外務大臣會議開催の決議を爲せり。

「ワルソー」會議に於ては前記四國間の政治協定成立し、右四國と露西亞との間の諸平和條約の相互的承認及締約國の一が第三國より攻擊を受けたる場合に好意的態度を維持すること等を約する所ありたるが、右協定は「フィンランド」國政府が之を批准せざることに決したる爲め遂に效力を發生するに至らざりき。其の後千九百

二十五年一月の「ヘルシンキ」會議に於ては、右四國間に調停及仲裁裁判條約成立せり。

其の後一九三四年に至り「フィンランド」國を除く三國間に所謂「バルティック」協商成立せり。

本條約の內容は

第一條

三國政府ハ三國ノ平和的努力ヲ調整センガ爲三國ニ共通スル重要ナル對外政策問題ニ付協議スルコト竝ニ三國ノ國際關係ニ於テ相互ニ政治的及外交的援助ヲ與フルコトヲ約ス

第二條

第一條ニ規定セラルル目的ノ爲三國外務大臣ノ定期的會議ヲ設クルコトニ決ス右會議ハ少クトモ年二回定時ニ三國ノ領域ニ於テ交互ニ開催セラルベシ　（以下略）

而して前記(32)の同盟條約の定期的會議は本條約の存續期間中前記會議に依りて代へらるる旨の規定あり。

(35)　佛蘭西國蘇聯邦間相互援助條約　（一九三五年五月二日「パリ」に於て署名）

本條約の成立が歐洲諸國の政治的關係に甚大なる影響を齎したることは喋々を要せず、主なる條項左の如し。

第一條

佛蘭西國又ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ガ「ヨーロッパ」ノ一國ヨリ侵略ノ脅威又ハ危險ヲ受クルコトアルベキ場合ニハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦及佛蘭西國ハ國際聯盟規約第十條ノ規定ヲ

遵守スル爲執ラルベキ措置ニ付直ニ協議ヲ爲スコトヲ約ス

第二條

國際聯盟規約第十五條第七項ニ規定セラルル條件ニ於テ佛蘭西國又ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ガ兩國ノ誠實ナル平和的意思ニ拘ラズ「ヨーロッパ」ノ一國ヨリ挑發ニ因ラザル侵略ヲ受クルコトアルベキ場合ニハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦及相互的ニ佛蘭西國ハ互ニ直ニ助力及援助ヲ與フベシ

第三條

國際聯盟規約第十六條ニ依レバ右規約第十二條、第十三條又ハ第十五條ニ於テ爲サレタル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタルモノハ當然他ノ一切ノ聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做サルルモノナルニ鑑ミ佛蘭西國及相互的ニ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ其ノ一方ガ右ノ諸條件ニ於テ且兩國ノ誠實ナル平和的意思ニ拘ラズ「ヨーロッパ」ノ一國ヨリ挑發ニ因ラザル侵略ヲ受クルコトアルベキ場合ニハ右規約第十六條ノ適用ニ依リ行動シ相互ニ直ニ助力援助ヲ與フルコトヲ約ス

同一ノ義務ハ佛蘭西國又ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ガ國際聯盟規約第十七條第一項及第三項ニ規定セラルル條件ニ於テ「ヨーロッパ」ノ一國ヨリ侵略ヲ受クルコトアルベキ場合ニ付テモ負ハルルモノトス

第四條

右ニ規定セラルル約束ハ聯盟國トシテノ締約國ノ義務ト一致シ居ルモノナルヲ以テ本條約ハ世界ノ平和ヲ有效ニ擁護スル爲適當ナル措置ヲ執ルノ國際聯盟ノ使命ヲ制限スルモノ又ハ國際聯盟規約ヨリ締約國ニ對シ生

ズル義務ヲ制限スルモノト解釋セラルルコトナカルベシ（以下略）

因に本條約署名議定書第四の規定に依り兩締約國の目標は獨逸國に在りとせられ　獨逸國は之を理由として前記「ライン」保障條約の一方的廢棄の擧に出でたり。

(36) 「チェッコスロヴァキア」國蘇聯邦間相互援助條約（一九三五年五月十六日「プラーグ」に於て署名）

大體に於て（35）と內容を同じうするも　署名議定書は第一乃至第三迄にして第四の規定なし。

(37) 獨墺協定

本協定に付ては未だ公の「テクスト」發表せられざるも、一九三六年七月十三日「ウィーン」及「ベルリン」に於て公表されたる共同聲明に依れば次の如し。

（イ）　獨逸政府は墺國の完全なる主權を承認すること

（ロ）　兩國政府は對手國內に於ける內政的狀勢（墺國內に於ける「ナチス」問題を含む）を以て內政問題と認め直接間接に干涉せざること

（ハ）　墺國政府は一般政策殊に對獨政策上墺國が獨逸民族國家たるの事實に相應しき原則的方針に基き行動すること、但し右は一九三四年の「ローマ」協定及一九三六年の追加協定（前述(33)參照）竝に右協

定參加國たる伊太利、「ハンガリー」に對する埃國の立場に影響を及ぼさず

（一九三六年十二月五日）

歐洲主要政治

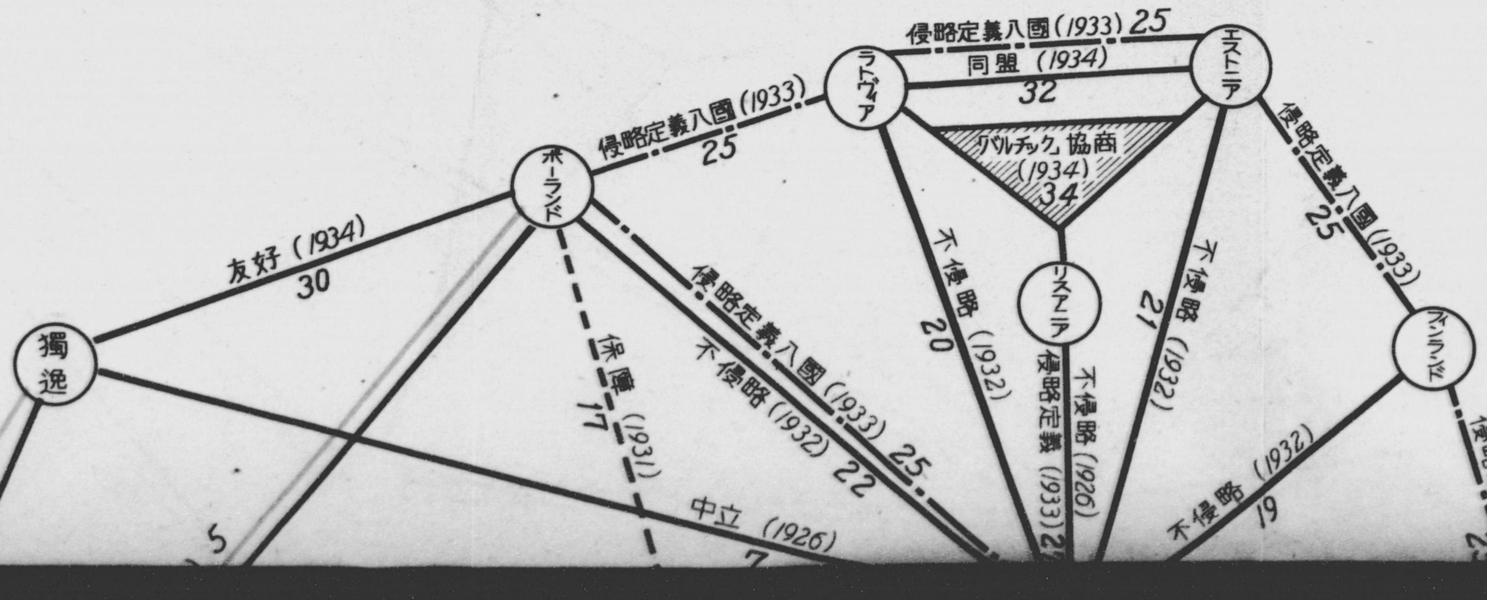
ラトヴィア
エストニア
ポーランド
獨逸
リスアニア
フィンランド
侵略定義八國(1933) 25
同盟 (1934)
32
バルチック協商
(1934)
34
侵略定義八國(1933)
25
友好 (1934)
30
侵略定義八國(1933) 25
不侵略 (1932) 22
保障 (1931)
17
不侵略 (1932)
20
不侵略 (1926)
侵略定義 (1933) 2
不侵略 (1932)
21
侵略定義八國(1933)
25
不侵略 (1932)
19
侵略定義八
23
中立 (1926)
7

侵略定義八國（1933）25
同盟（1934）
32
ラトヴィア
エストニア
侵略定義八國（1933）
25
ポーランド
"バルチック"協商
（1934）
34
リスアニア
友好（1934）
30
獨逸
保障
17
（1931）
侵略定義八國（1933）
25
不侵略（1932）
22
不侵略
20
（1932）
不侵略
21
（1932）
侵略定義
（1933）
不侵略（1926）
侵略定義八國
25
（1933）
不侵略（1932）
19
中立（1926）
5

要政治條約關係圖表（昭和十一年九月現在）

凡例
- 侵略ノ定義ニ關スル(八國)條約 (25)
- 侵略ノ定義ニ關スル(五國)條約 (26)
- 不侵略條約
- 中立條約及友好條約等
- 「ロカルノ」條約 (5)
- 相互援助條約及保障條約
- 同盟條約

共産主義ト無政府主義ト
スタヴガニー
イラン
トルコ
ルーマニア
ポーランド
ラトヴィア
エストニア
フィンランド
ソヴィエト社會主義共和國聯邦
ギリシア
ユーゴスラヴィア
ブルガリー
ハンガリー
オーストリア
チェコスロヴァキア
ラトヴィア
エストニア
フィンランド
ベルギー
オランダ
スイス
ポルトガル
スペイン
イタリア
アルバニア
ギリシア
トルコ
イラン
アフガニスタン
ソヴィエト社會主義共和國聯邦

侵略定義八國 (1933) 25
侵略定義八國 (1933) 25
中立及不侵略 (1931) 18
保障及中立 (1927) 10
侵略定義八國 (1933) 25
不侵略 (1932) 19
侵略 (1926)
定義 (1933) 27
友好及中立 (1925) 6
侵略定義八國 (1933) 25
侵略定義五國 (1933) 26
侵略定義八國 (1933) 25
侵略定義五國 (1933) 26
不侵略 (1928) 13
友好 協商 (1934) 31
不侵略及仲裁裁判 (1933) 26
侵略定義五國 (1933) 26
相互援助 不侵略 (1932) 23
中立 (1926) 7
(1931) 17
侵略定義五國(1933) 26
相互援助(1935) 36
(1935) 35
(1933) 28
(1933) 22
(1926)
(1933) 25
ハンガリー協商 (1933) 24
侵略定義五國 (1933) 26
ロカルノ條約 (1925) 5
白耳義
2
(1936) 37
回盟 (1921) 5
ロカルノ條約 (1925) 5
回盟 (1924) 4
ロカルノ條約 (1925) 5
ローマ議定書 (1934) 33
友好及安全 (1926) 8
友好 (1927) 11
友好 調停及仲裁裁判 (1930) 16
中立 調停及 司法的解決 (1928) 14
友好 調停及 司法的解決 (1928) 15
回盟 (1927) 12
アルバニア
希臘
伊太利
墺地利
調停及司法的解決 (1926) 9

外務省條約局

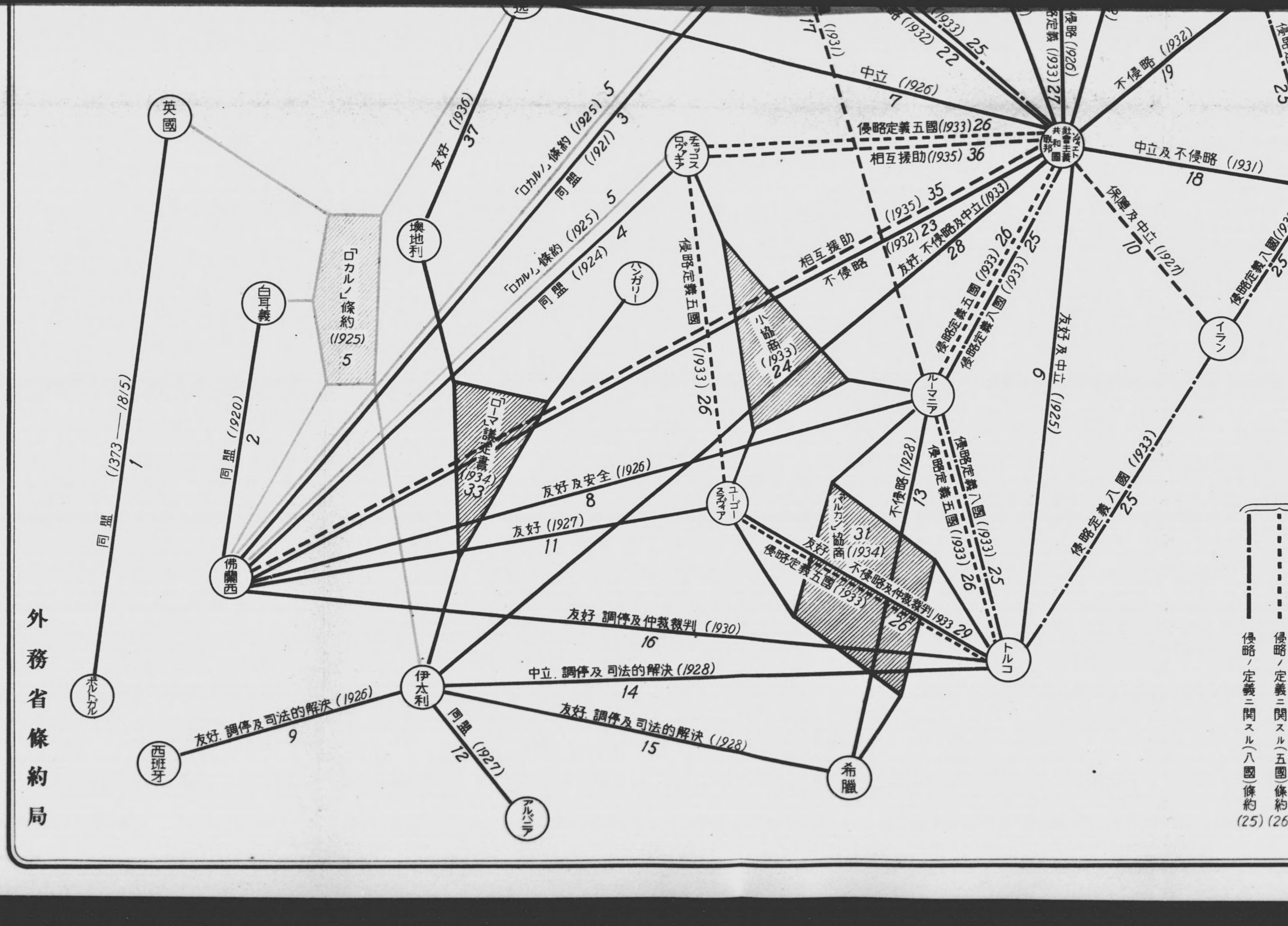

英國
白耳義
ポルトガル
墺地利
佛蘭西
伊太利
西班牙
アルバニア
希臘
トルコ
ユーゴースラヴィア
ルーマニア
チェッコスロヴァキア
ハンガリー
イラン
ソヴィエト社會主義共和國聯邦
「ロカルノ」條約(1925) 5
同盟(1373—1815) 1
同盟(1920) 2
友好(1936) 37
同盟(1921) 3
同盟(1924) 4
同盟(1927) 12
友好 調停及仲裁裁判(1930) 16
中立. 調停及司法的解決(1928) 14
友好. 調停及司法的解決(1928) 15
友好. 調停及司法的解決(1926) 9
友好及安全(1926) 8
友好(1927) 11
「ローマ」議定書(1934) 33
バルカン協商(1934) 31
小協商(1933) 24
侵略定義五國(1933) 26
相互援助(1935) 36
相互援助(1935) 35
不侵略(1932) 23
友好. 不侵略及中立(1933) 28
友好. 不侵略及仲裁裁判1933 29
侵略定義五國(1933) 26
侵略定義八國(1933) 25
侵略定義五國(1933) 26
侵略定義八國(1933) 25
不侵略(1928) 13
友好及中立(1925) 6
中立(1926) 7
侵略(1931) 17
侵略(1932) 22
侵略(1933) 25
侵略定義(1933) 27
侵略(1926)
不侵略(1932) 19
中立及不侵略(1931) 18
保障及中立(1927) 10
侵略定義八國(1933) 25
侵略定義八國(1933) 25
侵略ノ定義ニ關スル(五國)條約(26
侵略ノ定義ニ關スル(八國)條約(25)

〔三〕各國事情

A、歐洲方面

Ⅰ ニユルンベルグ大會

△ヒ總統の施政演說▽

はしがき

第八回ナチス大會は一九三六年九月八日より十四日迄ニユルンベルグに於て開催、ナチス各團體の參加數十萬人に達しヒトラー總統は九日共の施政方針とも見るべき宣言書を發表し巴威總理兼黨首席ワグネル氏に代讀させた。本輯（一）のニユルンベルグ大會は則ち右の宣言書である。

同宣言書中ヒ總統は殖民地問題に言及して居る。（二）の舊獨領殖民地の移讓問題は同問題に關する英國側の輿論であつて「プレチン、オヴ、インターナショナル・ニュース」に揭載されたもので總統の演說以前のものであるが、英國側の意見は今日と雖も變つて居ないやうである。（三）獨逸の殖民地要求と佛國の新聞論調は同問題に關する佛國側の意向を知るに於て有益な材料である。仍て（二）と（三）とはニユンベルグ大會に

於けるヒ總統の演說を側面より觀測するの便あるものとして併せ採錄することゝした。

編輯

〔一〕ニユルンベルグ大會

1. ナチスの年次大會

黨員の男女諸君！

我等は此に國粹社會黨にとり聖地とも稱すべきニユルンベルグに於て、第八回ナチス年次大會を擧行することになつた。顧れば數年前までは政黨の大會と云へば政權又は一部の利害を逐ふ政黨者流の會合であつたが、今日の我が黨の大會は我等と主義主張を同うし、國民的理想に燃ゆる同士のみの集合である。

ナチスの主張の正しくして誤りのないことは、我等の擧げ來つた今日迄の事績に依つても明かである。但し我等は決して之を以て滿足するものでない。

2. 獨逸の復興

今此の大會に臨みて過去四年の努力を回顧し、周圍の諸國が勃亂政爭を事とする間に單り獨逸のみ些の搖ぎをも見せないところを見て、我等は衷心ひそかに得意を感ぜざるを得ぬ。

我等の執政以前までは內閣は絕えず更迭し、政治家の顚振れはあわたゞしく變つたが、內閣の更迭、人物の變動愈々多くして治績は愈々あしく、獨逸の國運は衰退の一路を辿るのみであつた。

在野十四年の苦節を守つた我が黨は一九三三年に始めて國政變理の大任を引受けることになつた。それから今日まで僅かに四年、而かもその間に成し遂げた我等の事業は奈何に大なるものであらう。夫は當さに一個の奇蹟である。之こそ比類稀なる眞の革命であつて、我が黨以外に何人か此の如き奇蹟を成就し得た者があらう。

之までの年次大會とても一として我が黨の收めたる成功の報告に非ざるはなかつたが、今次の執政第四週年の大會は殊に然りである。何となれば過去四年の間國民生活の各方面に亙り測り難き復興の氣運がみなぎり來つたからである。そしてそのテンポの速さは古來稀に見るところであつて、獨逸國民內部の團結の固まつたことも史上比類なきところである。我等は四年以來年として成績を擧げなかつた年はないが、一九三五年に於ける治績は殊に驚目に價する。

一九三三年一月三十日の夕、余は簡單なる宣言を發し我黨の目標とするところを示し、國民に對して我等に假すに四ケ年の歲月を以てせんことを求めた。四年の後余の約束の實現せられたるや否やを國民に問はんとしたのである。當時反對黨は擧つて余の求めを嘲笑した。彼等はナチス內閣を以て一二ケ月は續くまいと觀測してゐたからである。而かも此の間にナチス黨は獨逸の面目を奈何に一新したかは諸君の知る通りである。今に至つて知り度きは、さきに我等を嘲笑せる一派の人々が、今日奈何なる顏あつて我等に見えんとするかである。

3. ナチス執政の功績

余の發表した四年前の政綱は右の如く當時全く空想にして實現の可能性なきものとせられたが、今日我等の到達した實際の成績に比較すれば、彼の政綱などは殆んど云ふに足らぬ程小規模なものであつた。

爾來四年間に成し遂げた成果を當時假りに政綱として示したならば、一般世人は何と言つたであらう。例へば一九三三年の一月三十日に余は左の如く宣言したと假定する。

(一) 四年間に獨逸は六百萬人の失業者を百萬人に減ずる。
(二) 農民の土地所有を確保する。
(三) 都市農村の經濟關係上農村の收入を增加せしめる。
(四) 國民所得を四百十億から五百六十億に引上げる。
(五) 中產階級や職人階級を救濟して更生せしめる。
(六) 商界の景氣を恢復する。
(七) 船舶の墓場にひとしき獨逸の港灣に活氣を呈せしめ、一九三六年には獨逸の造船所だけでも六十四萬噸以上の船舶を建造する。
(八) 工場の勞働者は二倍どころか、之を三倍四倍に增加し、その上新しい工場を續々建設する。
(九) クルップ會社が吃驚する程な軍需工場を所々に起す。而かもそれらの工場は個人利得の觀念から離れ專

ら國家奉仕の目的を以て經營される。
(一〇) 休業狀態にある自動車工場に活を入れウントを擴張する。
(一一) 各州の都市の赤字を驅退する。
(一二) 租稅收入は年額五十億の增收をはかる。
(一三) 鐵道會計を整理すると同時に獨逸の列車を世界で一番速いものにする。
(一四) 人文以來嘗てない程の立派な道路を敷設する。而して敷設すべき七千キロの內、千キロは四年を經過せざるうちに完成し、四千キロは直ちに工事に着手される。
(一五) 土地を拓いて數十萬戶の家を移し、同時に在來の都市には世界に誇るべき宏壯なる建物を建てる。
(一六) 深山幽谷にも數百の大きな橋梁を架設する。
(一七) ユダヤ人の力に俟たずして獨逸文化を振興し獨逸劇場に復興の氣運を與へる。
(一八) 獨逸の新聞は之を獨逸國民のものとなし、獨逸經濟は國民共存を目的として運用され獨逸人は見違へる程立派な人間になる。
(一九) 社會民主黨、共產黨、中央黨は姿を消して獨逸國民は一體となる。同時にブルジョア政黨なるものの存在を許さないこと勿論である。
(二〇) 勞働者を煽動する勞働組合も勞働者にしめ出しを喰はせる實業家聯盟をも解散する。
(二一) 聯邦を廢止し聯邦議會を廢止し、產業に從事せる者も軍人も唯一の國族の下に進軍する。

（二二）ウエルサイユ條約の鐵鎖を絶ち切つて徴兵制度に復歸し、二年兵役を採用すると同時に、海に於ては我が沿岸竝通商を防護すべき新艦隊を建造し、都市工場その他の設備を防護すべき優勢なる空軍を組織し、ラインランドを回收し全土に亘り獨逸の主權を回復する。

（二三）有權者の九割九分が四年を出でざるうちに、ナチスの復興政策に對して贊成の投票をするやうになる。

四年前に右のやうなことを言つたら世人は之を一笑に附して、余を狂人ときめて終つたであらう。而かも右の各條項何れも現實の生ける事實として、今日我等の面前に嚴存してゐるのである。此の時我等が過去を回顧してひそかに得意の念を禁ずる能はざるものがあつても、それは許されないことであらうか。此の奇蹟を成就したものはナチスの執政であり更に之を鍛へたものはナチス軍隊であつて、今や政府も軍部も基礎の鞏固なることに於て他に類例を見ない。

目を擧げて周圍の狀勢を視れば他の諸國は何れも不安と憎惡と猜疑のうちに漂うて居り、某大國と二三の諸國を除けば、歐羅巴の何れの國も今やボルシエウイキの動亂と革命に苦しまざるはない。此の時に當つて伯林のみは國民歡呼の裡にオリンピック大會を擧行した。事茲に至つてはユダヤ人の新聞記者と雖も事實を掩うて獨逸を中傷することが出來ないであらう。而かも獨逸の勃興は他の國民を犧牲にして得たるものに非ずして國民努力の賜に他ならぬのである。

願みれば過去の四年の間我等は何れの國民に危害を與へたことがあるか、又何れの國からか何ものかを奪ひしことありや、又我等の勃興に依つて何れの國民にか損失を與へたることありや。獨逸の勃興は上下一致奮勵の功にあらざるはない。

若しユダヤ人の惡宣傳に欺かれて徒らに獨逸を批難することなく、各國も亦吾人と均しく國民が力を合せて國內の整頓に當つたならば、恐らくは歐羅巴各國の協調はもつと固くなつて大陸の困窮はつとに除去されたであらう。

然りながら史上特筆すべき新獨逸の勃興は、手を束ねて待つて居るうちに天から落ちて來たものではなく、未曾有の苦心の成果であつて、この四ケ年の獨逸政府の苦心は、他の政府の半世紀間の苦心よりも大なるものがあつたのである。

4. 食料・原料・殖民地

ナチスの獨逸はボルシエウイキが世界革命を云々し、人類文化の破壞を企圖せる間にあつて國內の整理に努め無量の努力を以て艱難を減じ、獨逸國民の將來を確保するに努めたのである。他の諸國にありては經濟問題などは空論を戰はせて居ればそれですむが、經濟問題は獨逸では實際の死活問題である。他の諸國は國民生活は困難なりといふ。併し之等の國の住民は、一人當り獨逸に比して十五倍乃至二十倍の土地田畑を所有して居る。經濟は困難なりといふも、殖民地があつて、あらゆる原料は自由に手に入るのである。之に比すれば獨逸の經濟問題は限りなく困難である。